北米合衆國	五九五、四〇〇	三九五、〇〇〇	三三四、三〇〇
墨西哥	九九〇、六〇〇	五八〇、一〇〇	二四九、六〇〇
智利	四〇九、〇〇〇	四六四、〇〇〇	八三九、〇〇〇
中央亞米利加	一五二、〇〇〇	三五、〇〇〇	二九、一〇〇
伯爾然丁	三二七、一〇〇	三三八、〇〇〇	一六六、九〇〇
兒西	九三八、六〇〇	一一八、〇〇〇	一九三、〇〇〇
瑞典	六八、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇
亞爾然丁	九四三、五〇〇	三九八、〇〇〇	五三八、一〇〇
露西亞	三六一、一〇〇	五〇、〇〇〇	三〇八、〇〇〇
諾威	三三六、四〇〇	一四二、〇〇〇	九九、〇〇〇
蘭抹丁	四八七、五〇〇	一、〇八九、〇〇〇	〇
諸外國計	七四五、八三〇〇	九三八、一〇〇	六四九、四八〇〇
其他の英領地	九九五、一〇〇	三〇七、五七〇〇	一〇、八九〇、〇〇〇
南阿弗利加	二、三九二、五〇〇	三三九、一〇〇	四三六、七〇〇

其波比玖蘭獨土佛希ブ濠日支	二、五〇五、四〇〇	一、四三九、〇〇〇	二三四、三〇〇
他律領逸	一、〇四三、〇〇〇	一、〇四一、三〇〇	四三七、〇〇〇
ノ	四三三、六〇〇	〇	〇
賓東及耳蘭ガ匈	一、〇四一、三〇〇	一、〇四一、三〇〇	〇
諸印領其リ	九〇〇、〇〇〇	〇	〇
諸	一、三四二、一〇〇	一、三四二、一〇〇	三五六、〇〇〇
國斯島瑪度地其西臘ヤ國本那	一、三四一、〇〇〇	一、三四一、〇〇〇	三三三、〇〇〇
	五六三、五〇〇	五六三、五〇〇	一四五、〇〇〇
計他の南米諸共和國	二、三六八、〇〇〇	二、三六八、〇〇〇	六〇九、〇〇〇
	四、七三三、六〇〇	四、七三三、六〇〇	一、二一八、〇〇〇
	四六、〇〇〇	四六、〇〇〇	一一、八〇〇、〇〇〇
	一、六八九、八〇〇	一、六八九、八〇〇	四三四、〇〇〇

總計	一八二、三五六、八〇〇	二六七、四三九、一〇〇	一九一、七五九、四〇〇

又合衆國、印度、加奈陀等への投資項目は左の如し

第十八表の三

	北米合衆國	玖瑪	比律賓
國債	—— 千圓	二、二八二 千圓	—— 千圓
市債	七、八九六	——	——
鐵道	五八六、二二七	一七、三八七	七、九〇三
銀行	九三〇	——	——
釀造業	一一、五〇五	——	——
商工業	一五、七一五	一、七一三	——
鑛業	二一、六二一	——	——
土地金融	三一、四三七	一八二	——
瓦斯及水力	一、一三七	——	——
電信電話	四、三四七	九六六	——
輕便鐵道	二、九四七	——	二五〇
油	三、五七五	一七一	——
其他	七四一	——	五〇
合計	六八八、〇七八	二二、七〇〇	八、二〇二

	加奈陀	濠洲	南阿弗利加	印度
政府	七四、六二一 千圓	二四八、四四〇 千圓	九七、三七九 千圓	一七八、九九五 千圓
市	一七、三二七	一四、六四六	一七、七〇一	三、五一二
鐵道	二二三、七四〇	三、七一二	九、三五四	一三六、五一九
銀行	四、一八〇	一九、三四七	四、五五八	三、四〇〇
商工業	一四、三五七	一二、三〇〇	七、〇二四	二、六四七
電燈電力	三、二七二	一、五七九	三、六六七	一、七六三
土地金融	一二、六一三	二七、九五七	七三、三六三	一、八五三
鐵石炭	七、三三一	一、二五七	六、三九二	八〇三
鑛業	七、三九六	四三、〇九四	一二五、〇六五	三、五三一
輕便鐵道	五、八〇八	三、四八八	一、八〇一	四、一三六
其他	二、〇八六	四、二三四	一、九九九	二八、二三〇

合計　三七二、五四一　三八〇、〇五〇　三五一、三六八　三六五、三九五

又佛獨近年の實況は左の如し

第十九表

佛國（單位百萬法）

西暦年次	國債及地方債 佛國分	國債及地方債 諸外國分	商工業株及債券 佛國分	商工業株及債券 諸外國分	合計
一九〇一年	二七二	一、五六五	三七〇	四八六	二、六九三
一九〇二年	一五七	七七八	一三一	六五〇	一、七一六
一九〇三年	九二	一、六二五	六八六	七三一	三、一三四
一九〇四年	六七	一、九九六	三七四	一、一八九	三、三二六
一九〇五年	二二九	一、〇七六	六五七	一、九二四	三、八八六
一九〇六年	二一	二、三七五	八四九	一、八三一	五、〇七六
一九〇七年	五九	九八一	九〇九	八九八	二、八四七
一九〇八年	九七	一、〇四〇	六三四	一、七〇九	三、四八〇
一九〇九年	一五五	八〇九	一、六三〇	一、七〇〇	四、二九四
一九一〇年	一〇六	一、六二八	七七九	三、〇九八	五、六一一
一九一一年	九	九八九	八〇七	二、八九三	四、六九六

第二十表

獨逸（單位百萬馬）

證券	西暦千九百九年 額面	西暦千九百九年 平均相場	同千九百十年 額面	同千九百十年 平均相場	同千九百十一年 額面	同千九百十一年 平均相場
內國證券						
公債	一〇六五、〇〇	一〇六二、九二	六一三、三〇	六二四、九〇	二三八、九三	二四一、八九
地方債	三九五、二二	四〇九、八六	二四五、三三	二四七、五〇	三〇三、八九	三〇八、六〇
勸業債券	六四六、九〇	六四六、九〇	六八〇、四六	六八〇、四六	六五〇、〇〇	六五〇、〇〇
鐵道債券	四、五〇	四、四八	一、〇〇	一、〇二	二三、五〇	二三、五一
工業債券	二七〇、七一	二七三、五五	一三四、八八	一三五、九七	二九〇、一七	二九三、八〇
鐵道株券	二五、〇〇	二八、六六	四、八八	四、七〇	四、四〇	五、四六
銀行株券	五三、三〇	八〇、八五	一九〇、一五	二七三、四八	一三七、九〇	一七七、四四

| | | |

債權國及債務國に於ける輸出入の關係

か債務國となれば先づ其輸出超過して貿易の狀況一變し始めて一定の常況を現ずに至るべし即ち債權國に於ては物品の輸入超過し、債務國に於ては其輸出超過するを通則とす、英國と印度間及英國と濠洲間の貿易は即ち此の模範を示すものにして實に坦々たる軌道を往くものとす、我國近年の景況は頻りに變體を現す國民たるもの宜しく注意せずんばある可らず。抑々需給自然の原則は嚴然犯す可らざるものありて少しく注意するときは貿易の情況をして常勢に復せしむるは容易なるべし、茲に之を詳說するは問題外に涉るを以て今之を絮說せず、要は債務國に於ては物品の輸出其輸入に超過するを必要とす。債權債務の關係に依り物貨輸出入の常況を異にするは自然の趨勢にして夙に世人の熟知する所なり。然りと雖も一方に於ては借入進行し他方に於ては貸付進行しつゝある期間は前述の通則と正反對の結果を生ず而して鐵道敷設の如き事業に對し工業國が農產國に貸付る場合の如き最も然りとす何となれば貸付國は借入國に資金の代りに多く材料を送るべければなり

第三節　生產的募集

巨額の公債を起すときは結局元利支拂の爲め國民の負擔を增加し、資本の所在を轉じ國際の債權債務の關係を變更するを以て大に愼まざる可らざるは勿論なりと雖も、生產的に生じたる國債は假令外國債たるも例へば其利子五分にして一割の利益を得るの結果を來し而して一國の土地と勞力とは既に十分にして資本のみを借りたる場合の如きは外債亦良好の結果を生ずるものと云つべし、濠洲殖民地、諾威瑞典の如き即ち其好例なり。然れども只單に生產的なるを以て巨額の公債を起すも妨げなしと云ふが如きは甚だ不可なり彼のアルゼンタイン共和國の如き公債を起す早きに過ぎ利子を拂ふべき事業の利益擧らず數年の間頗る困難を感じ財政を悲況に陷らしむるの一原因を成せり、豈に鑑みざる可んや

單に生產的なるを以て良好と云ふを得ず

元來國家の經營は此の如く單純なるものに非ず、所謂百年の計は常に之を忘るるを許さずと雖も亦常に之に據り得べきものに非ざるなり、要するに事凡そ其目的に副ひ時と所に依り其宜きを制すること猶ほ聲の響に應ずるが如くならずんばある可らず乃ち一時の彌縫或は其要なしとせず、倒行逆施も時に或は忍ばざるを得ざる所のものあり、其方便の如きは豫め之を一定するを得ずと雖も目的に至りては常に君國に報じ公共の利益を擧るに存せざるを得ず而して其事に當るや

百折不撓の精神を要す。古人曰く深く信じ篤く行ふと、深く信ずるは廣く學ぶに在り篤く行ふは一身責に任ずるにあり、人たる者博く學ぶに如かざるなり

第十章　非常準備と國債との關係

第一節　國際動産の所有と準備金との比較

英國の資力に富むや既說の如し而して歐洲大陸殊に獨逸の如き三十年以前までは資力尙ほ薄弱なりしも晩近遽かに頭角を顯はし英國の顰に倣ふて更に之を凌駕するの勢あり。夫れ露國は晩近外資輸入を以て名あり佛國との關係のみを以て之を見るも佛資の露國公債に投ぜらるゝ者既に約百億法に達す。元來佛の露に放資するの多きは半ば政治上の理由に出るものなきに非ざるも要するに外國へ放資するには自國に餘力あるに非ざれば能はず而して平日自國の餘資を他國へ貸出し置んか有事の日に當り其効果極めて大なり、佛國の如きは大敗衂の後と雖も財政上經濟上意外に困難せざりしは平日多額の國際動産を所有せしに職由す。方今諸國に於て些少の變事起る毎に動もすれば增稅若くは募債を要するは畢竟非常準備なきに由る。然れとも準備金設置の事たる抑々亦至難の事に屬し容易に爲し得べきの業に非ず、英佛の如き平時多額の國際動産を所有するは眞に羨むに堪へたり。今や宇內の文明日に進み天災地殃を外にして世は太平を常とし兵亂は稀に有る所にして凡そ五十年に一たび之に遭遇するものと豫想するも亦不可なかるべし。然らば即ち非常準備を置くの必要安くにかある、寧ろ平素貿易其他の事業を盛大にして國際動産の如き有益品を吸收せば平日は市場鞏固にして百業發達伸張し以て國富を增加することを得、爲し以て其急に應ずることを得べくして非常準備あると同一の效果を收め國家の利益之より大なるはなし

貨幣、銀行の制度を全ふする亦國家急あるに方り大に功あり（後に說く所あるべし）然り而して費用の儉約固より必要なるも國家の衰退をも省みず敎育、軍事、警察、衛生等百般の事業を放棄する能はず、素より適當に費用を注ぎ宇內の諸强と對峙せざる可らず。元來一國の儉約は猶ほ一家の儉約の如し、夫れ人類の飮食衣服を要するは到底免る可らず、只無用奢澤の費用を省き家計相當の事を爲すを要す、一國の事亦然り、文武必要の事業に對しては必ず相當の費用を支出せざる可らず故に

今日に於ては國家の用度多端にして非常準備を積むの餘地ある者殆ど稀なり唯沿革上纔かに之を保有する者は歐洲に於ては獨逸及諾威、瑞典あるのみ露國亦一種の準備を積むと雖も是れ寧ろ紙幣準備にして本章に所謂準備に非ざるなり、我國は幸に償金の殘額五千萬圓を特種の基金とせしを以て偶ま臨時事件の起るに際して之を其費途に充せしこと既に再度に及べり、夫れ國にして國際動産を所有するあらん乎、國債募集の必要ある時は忽ち之を換替して以て費用に充つるを得べく正に非常準備を有すると異るなし、吾人亦努力して此地位に進まざる可らさるなり

第二節　中央銀行の正貨準備を強大にするの必要

今や非常準備金を置く甚だ困難なるを以て中央銀行の力を強大にし其正貨準備を裕かにするを以て最も必要とす是れ啻に金融上商業上の信用を厚ふするのみならず亦大に國家の威信を保つ所以なり故に中央銀行準備金の事は已に銀行問題より轉じて國家問題に遷れり、即ち其在高の多少は國の強弱を示し、啻に內外

市場に伸縮自在の駈引をなすの力に差違を生ずるのみならず、一旦事あらば中央銀行準備金は實際非常準備の動作を爲すを得べし故に方今何れの國と雖も概ね準備金制度を止め中央銀行を强大にするの方法を採るに至れり、是れ固より緩急に應ずるの良法にして我國の制亦之に則とる、理論は暫く之を措き一國としては戰爭は何時にても之を辭せず又敢て攻守を擇ぶを要せざるの地位に居らざる可らず若し夫れ此勢力あらざらん乎、貿易自由ならず、外交意の如くならず、遂に人後に立つの已むを得ざるに至らん、凡そ天下の事一に腕力に歸す、結局砲數多くして且つ大なるに如かず、一步を進めば鐵丸を放つよりは寧ろ金丸を放つに如かざるなり、既論の如く平常中央銀行の準備力を强ふし以て內外の事變に備へば即ち別に非常準備金なしと雖も實際之あるに等しく其效用に至りては兩者の間敢て差違あることなく而かも其經濟上の效力に於ては實に雲泥の差あり、故に平日努力して國際動産を吸集すると中央銀行の準備を强ふするとは實に肝要の事に屬す漫に文武百般の事業に減縮を加へ以て國運の進步を阻礙するを顧みず又は無理なる增稅をなし民力を減じ故らに非常準備金を積むが如きは固より其必要を見ず、只々貨幣制度を純良にして中央銀行正貨準備を强大にして常に之を涵養する

の道に注意し違算なきに至らば則ち可なり。然れども増稅に依らず、起債に依らず又過度なる儉約等に依らずして別に天地間に湧出するの現金あらば其出納の法を嚴にし非常準備を構成するも亦不可なし。然りと雖も若し此の如き意外の金あらば別に國家必要の事業に使用するの途固より少しとせず、只之を濫用浪費するより寧ろ準備金とするの優れるある而已

第十一章　公債に關する契約の變更

第一節　債務不履行の場合に於ける國と會社との比較

公債償還の順序方法及之に就き注意すべき事項は既に之を陳述せり、依て今一歩を進めて、若し不幸にして事實上償還を爲す能はざるが如き事情の發生せる場合に於ては之を如何にすべきやに就て少しく述ぶる所あらんとす。元來本問題は債權者債務者間の定約を變更することを得るや否やの純理を經とし債務者が實際償還を爲す能はざるの窮地に陷り又如何とするも能はざるの場合に於ては事情を酌量し、變更を爲すの得失如何を緯とし論究すべきものにして所謂實地問題に屬し單に純理のみを以て論究する能はざるなり。元來契約の變更は容易ならざる事に屬し債務の關係に於て殊に然りとす、然れども政府が事實債務の辨濟を爲し能はざるの窮局に陷りたるときは特に整理の道を求むるの外他に方法を講ずべきものなきは恰も一大會社が業務不整理の結果其債務を完濟する能はざる場合に於て或は債權者に請ふて辨濟の延期を求め或は資產全部を取纏めて之れが整理をなし而して後ち新たに事業を整理し以て債務の辨濟をなし結局債權者を、して其損失を少なからしむと一般國家も亦萬已を得ざる場合には之と同樣の手段を取らざる可らず、不幸にして斯の如き窮局に際會するときは債權者は利率を減じ、或は元金償還の年限を延期し或は數年の間利子の支拂を猶豫し之に整理の餘裕を與へ其金額を元金に加ふる等其他種々の方法を講じ以て一方に於ては債務者をして出來得る丈け辨濟をなし得るの手段を盡さしめ他方に於ては債權者の損失を少なからしむるを以て双方の便益とす

然るに之に反して若し一般に契約の存立を楯として債務の履行を强制するが如きことあらば債務の辨濟は遂に不可能の事となり恰も會社が支拂を停止し破

採るべきの方法

産をなすの場合の如き慘況を呈出し結局債權者も亦意外の損失を蒙むるに至るべし豈に夫れ之を得策とするを得ん哉、蓋し此の如きの場合に處するの要は双方の利益を謀り双方の損失をして可成少なからしむるの方法を講ずるにあり、今其實例を求むるに西曆千八百七十六年の埃及の場合の如き其最も有名なるものなり、當時同國の財政困難に陷るや各國の債權者は自己の利益を保護する爲め一委員を組織して其財政に干渉し以て双方の利益を圖れり

第二節　擔保物の選擇

斯の如き場合に於て債權者の最も注目する所は關稅の收入なりとす、蓋し關稅は之を徵する容易にして徵收機關を債權者の手裏に收むる亦甚だ難からず、加之不換紙幣流通の國と雖も關稅の支拂は正貨を以て之を爲すを通例とす、故に之を債務國內地諸稅に比するに徵收に困難なく而かも其實力に疑ひなき正貨を以て收入を得るの便あり、內國稅の徵收に至りては即ち然らず、抑々內國稅は其關係地域廣大にして領土の全部に普及し其徵收は外人輩の能く爲し得べきの業に非ざるなり、元來租稅を以て債務の擔保に提供するが如き國に於ては財政急を告げ不

關稅を以て償還の財源とするを便とする

換紙幣の發行あるを通例とす

果して然らば困難更に一層の多きを加ふべし、然るに此の如き場合に於て債權國政府は債務國の內政に干渉し自國人民の爲め債務國政府をして不換紙幣の發行を廢止せしむるを得べき乎、方今學理の研究漸く事物の眞相を穿ち個人の權利主張の爲め國家が國際問題を提起するの不當なるは既に一定不動の論となり、債權國の大利害に關する場合の外干渉政略は輿論の容易に許す能はざる所のものに屬す、豈に復た往昔と日を同ふして論ずるを得ん哉。其他鐵道收入の如き不換紙幣の影響は之を免る能はずと雖も債權の擔保としては是れ亦好箇の一財源たり何となれば徵收の便は獨り關稅に及ばざるも遙かに他の內地收入以上にあり而して線路延長の如何に依りては收入亦必しも小額に止らざればなり、畢竟債權の擔保は具體的にして占有し得べきを要し、徵稅權の如き無形物は其實用と爲すに足らざるなり、債權國が其選を苟もせざる素より其所とす

個人の利益と國家の利害

第三節　整理の精神及目的

是等の方法に依るも尚ほ不幸にして債務者が其義務を完濟すること能はざる

ときは定約の變更をなすの外他に方法の存ずるなし其關係恰も會社が倒產に瀕するに當り債權者債務者間の定約を變更して之が整理をなすと同一なり然れども定約の變更は最後の手段にして固より萬已むを得べきものに非ざるなり。債務者が不幸にして契約の履行を爲し能はざる場合に於て若し前述の方法に依て債務の整理をなさゞるときは公債の價格に大なる影響を及ぼし其價を消滅せしむる歟或は非常なる下落を來す歟二者孰れか其一に歸せざるを得ずして、其所有者をして全く空券を擁すると同一なる狀況に陷らしむるの結果を見るに至るなきを保せず、是等の損害を救はんが爲に定約の變更てう調和方法を採りて全く消滅せんとする公債の價格を復活せしめ相當なる價格に立ち歸らしむるを要す、斯く定約の變更を許すの精神は債務者を助けて其辨濟力を養はしめ以て債權者の損失を少なからしむるに在り、故に是等の目的を達する能はざるが如き條件を以て定約の變更を爲すが如きは固より策の得たるものに非ざるなり

第十二章　地方債

第一節　國債と地方債との區別

第一目　地方債の期限

國債と地方債とは其素質に於て異る所なく唯債務の主體が國なると地方團體なるとの區別あるに過ぎず即ち前者は其負債一國全般に渉り、後者は一地方に限局す故に地方團體に長期の負債を起すを不可とす歐米諸邦の事例皆然り、我國に於ても亦地方債の期限は三十年を以て最長期とす、之に反して國債に於ては永遠公債の如く其償還を未決問題に委する者あり、斯の如く地方に長期の公債を許さゞるは如何の理由に據るか是れ甚だ味すべき問題なり、他なし夫れ虚事未だ去らざるに馬事到來するは世の通患にして地方團體が一たび公債を起し未だ其償還を了せざるに相踵て起債せんか長期間內には負擔累積して終に非常の巨額となり地方團體の財政爲に困憊を極むるの虞あるに由る、國債に在ては其負擔全國に亘るが故に其額多少增加するも憂稍や薄し、例へば九州地方の經濟悲況を呈し國の收入に減少を來すことあるも東北地方は之に反して好況を示すことありて所謂相互保險の實行はれ彼此相補ふを得べく全國を通じて饑饉其他の天災に遭遇す

ること極めて稀なり

然りと雖も地方債は其負擔一地方に限局するが故に一地方に於て年稔らざるか、或は不幸にして水災風害、疫癘等交々臻り或は一地方に於て商業沈滯若くは恐慌の不幸を見るか、又之を大にしては兵亂騷擾之を小にしては百姓一揆等の如き不幸なる出來事有んか、其衝に當る地方の經濟は直に悲況に沈淪し其收入を減少し地方團體は元利の支拂に頗る困難を感ずるに至る無を保せず故に國債と地方債との間に期限長短の區別あるは財政上當然の事に屬し毫も疑の存する者なし

地方債は賠償作用を缺く

地方債の原因は國債と異なるもの多し即ち後者は主として國防、戰亂等に起因し前者は土木敎育等の如き地方的事業の爲に起るもの多し既に其原因に於て異なる所あり焉ぞ其取扱に於て異なる所なきを得ん哉而して又地方債と雖も其起因の如何に依り其注意を異にせざるを得ず、請ふ少しく之を辯ぜん、抑々事業の性質上一旦の投資能く久しきに堪へ其目的を達するものあり、之に反し事業擴張の必要ある毎に資金を要し前債の償還を終らず殘額尙ほ多きに更に公債を起さゞるを得ざるものあり則ち公園の準備學校の建築の如きは大體に於て世運の進歩に伴はざるを得ざるも一變直ちに其設備を大にして增築をなすの必要なく一たび設備すれば長く其目的を達するを得、屢々投資を要せざる者あり、是等の爲には稍々長期に亘る公債を起すも不可なることなし。然りと雖も上水下水道、電氣鐵道等の如きは市街の成長に伴ふて延長せざる可らず、給水の分量を增すが爲には組織の擴張を圖らざる可らず、交通機關の如きも人口の增加に伴ひ隨時其擴張を要す、故に是等事業の爲には數次の投資を要す。今是等に對して長期の起債を許すときは假令其事業より幾分の利益を生ずるとも尙ほ一時元利の支拂に困難を生ずるの虞なしとせず、其經營に注意を要するや論を竢たず

多の場合において國債と原因を異にす

地方債も原因により其長短を異にするを要す

第二目　地方債と國債との間に存する法律上の差違

又國債と地方債とは之を法律上より觀察するときは其間の關係異る所あり即ち地方團體が其公債の元利を支拂はざる場合には債權者は民法上の權利を主張し債務者を相手取りて訴訟を提起するを得べくして地方團體は其公債を取消すことを得ず、然れども國が其負債を法律を以て取消し自ら身代限をなすときは債權者は之を訴ふるに所なし、是れ主權の發動たる法律を以て起せし公債を等しく主權の發動たる法律を以て取消すものなるを以て其德義上の批難を免れ能はざるは勿論、實際財政上より看るも非常に不得策なるべしと雖も而かも法律上不可

北米合衆國州債と他の地方債との區別

能の事に非ず、然りと雖も法律を發するの權能なき府縣市町村の如き公法人は其根底に於て法律が附與せし起債權に基づき募集せし負債を法律以外の方法に依りて取消すことを得ず、只北米合衆國の州債は公債の分類より之を言へば地方債たるを免れずと雖も州即ち「ステイト」なる者は或る範圍内に於ては完全なる主權を有する國にして自ら憲法を定め自ら總督即ち「ガブルノル」を選び、自己の議會を有し、州内に於ては完全の效力を有する法律を發するの權利を有す故に自己の法律に依り起せし公債をば自己の法律を以て取消すことを得るや疑を容れず

第三目　各國に於ける地方債に關する法制の差違

前記の如く北米合衆國の諸州は其州内に於て立法權を有するを以て往時は之を濫用して州債取消なる不德を敢てせし實例あり、ミシシッピー外三州の如き即ち是なり而して利子支拂を停止せしは五州の多きに及べり。今哉其反動として州債には最も嚴密なる檢束を加へ州の憲法を以て或は目的を限り或は金高を限るの規定を設くるに至れりメリランド州の如き、即ち是なり。元來憲法を以て公債の目的、金額等を規定するは當然の範圍を逸脫せしものにして所謂牛刀も雪ならず頗る不倫の觀ありと雖も其目的たる合衆國の如き政黨政治を以て立つの國に在ては黨派の變動に依り法律の改廢容易なるが故に最も尊重すべき憲法を以て是等の事項を規定し以て豫め朝令暮改の弊を矯むるにあるものゝ如し、此他地方債に關する法制は區々に出で英國に於ては地方債法なる根本法ありて詳細なる規定を設け獨佛は我國と同じく府縣市町村制中に必要の條項を編入せり、以上何れの方法に依るも不可なるなけん而して英國法大に參照の値あり

第二節　地方債の原因

第一目　市街の成長

方今世界の趨勢を按ずるに大都會の成長は頗る迅速にして一夢の間其觀を新たにす、是れ地方債の彌々必要なる所以なり、請ふ少しく其然る所以を辯ぜん抑々世運の進歩に從ひ運輸通信の機關發達し人文の中心頗る遠大なるを致せり往時徒歩跛足以て事を辨ぜし時代と人車を驅るの時とは人文中心の範圍既に異り、進んで汽車汽船の世となりては勢ひ人文の中心一層廣大とならざるを得ず、我國に於ける東京市大阪市の如き、北米合衆國の紐育（人口四百七十六萬餘）シカゴ（二百十八萬有餘）英國の倫敦リバプールの如き其廣袤往日の比に非ず、中に就き倫敦の如

きは人口四百五十三萬餘(附近場末を取込むときは七百五十三萬餘)を含有し(西暦千九百二年)獨逸に於ても輓近市區の發達甚だ急にして農民の減少亦著しきものあり即ち西暦千八百七十一年には十萬人以上の市府は僅かに八箇所に止まり、二千人以上の市町に住する者は人口の三割六分一厘に止まりしが同千九百年には五割四分三厘に進み同千九百五年には十萬人以上の中府は四十一箇所となり、農民は西暦千八百八十二年には四割二分五厘なりしに同千八百九十五年には三割五分七厘となり、同千九百七年には二割八分六厘に減少せり而して獨都伯林は二百四萬餘にして勞働者宿泊に家なきを歎ずと云ふ(因に云ふ伯林は人口二百八十萬に至るの目的を以て諸般の計畫をなす)。斯の如く世運の進歩停止する所を知らざるが故に之に應ずる設備を要し資金の需要日に月に急なり、是れ地方債增加する所以の一なり。今便宜の爲め世界有數の大都會の人口を掲示せば左の如し。

一	伯　林	(西暦一九〇八) 二、一〇一、九三三
一	ウヰエヘナ	(同　一九〇九) 二、〇八五、八八八
一	露　都	(同　一九〇五) 一、六七八、〇〇〇
一	モスコウ	(同　一九〇七) 一、三五九、二五四

倫敦、紐育、シカゴは前にあり、米國は更に著しき增加を示し四十二の大都會に於ける人口の增加は左の如し

一	西暦千八百九十年	一〇、七三三、九一三
一	同千九百年	一四、一七四、一七一
一	同千九百十年	一八、四三五、四〇〇

なり而して市民一人當りの市債額は左の如し

第二十一表

紐　育	西暦千九百八年	同千九百十年
デツロイト	三百十五圓、四十八錢	三百六圓、〇四錢
サクラメント	五十二圓〇四錢	四十五圓、八十四錢
セイント、ジヨーセフ	七十五圓、五十四錢	五十七圓、十八錢
ブツト	四十五圓、七十四錢	七十二圓、七十錢
ジヨブリン	四十六圓、九十二錢	五十八圓、九十二錢
	十七圓、七十八錢	二十五圓、三十四錢

(附言)十年の方一人當りの減少せしは人口の增加に由る

獨逸の現況も地方債の增加甚だしく債額の所有財產に對する比例九割以上に達する者四箇所ショーテベルヒの如きは其歩合十割八分八厘六毛に達し多數市町村中其債額財產金高の五割以下に止まる者は僅かに六箇所而して一人當り債額の最高はフランクフオルトにして其高約三百十六圓に達し百圓以上の者十三箇所の多きを數ふ以て獨逸地方財政の一班を窺ふに足れり

斯の如く自治體の費用年々增加するを以て南獨のウルム市に於ては曾て(西曆千九百十一年帝國に於て地價自然增加稅を實施したる以前)米國流の改良稅(市區改正にて特別の利益を行たる區域の地主に課する特別稅)を徵收することを許されし道路の敷設は市之を經營し地前敷石費の半額は地主をして之を負擔せしむるものとす

又英國(英蘭のみ)の市町村稅負擔の增加を觀るに左の如し

第二十二表

西曆年次	人口	市町村稅を負擔する財產價格	徵稅額
一八六八	二、六五〇、〇〇〇人	一〇〇、六二、〇〇〇磅	一六、五〇〇、〇〇〇圓
一八八四―五	二七、三二、〇〇〇	一四五、五八、〇〇〇	三五、六五、〇〇〇

一九〇七―八　三五、三四九、〇〇〇　二〇九、八九二、〇〇〇　五九、六三、〇〇〇

由是觀之西曆千八百六十八年乃至同千八百八十五年は人口の增二割五分、財產は四割六分徵稅額は五割五分の增加を示し、西曆千八百八十五年乃至同千九百八年は人口に三割、財產に四割四分、徵稅額に十三割二分の增加を示し孰れも徵稅額の增加は人口及財產の增加歩合に超過す而して西曆千九百八年に終る所の四十年間の增加歩合は左の如し

一　人口	約十割一分
二　財產	二十六割
三　徵稅額	六割三分

此巨額の地方債中市設事業に使用したる金額は約一億六千七百三十六萬磅にして西曆千九百十年度に於て其收入より市の一般會計へ繰入れたる金額は百三十二萬磅なり

又佛國最近十箇年の地方財政の實況を見るに左の如し

第二十三表の一

地方收入

地方	費額
一九〇一年	一、二三五、六四五圓
一九〇二年	一、二三五、六四五圓
一九〇三年	一、二三五、六四五圓
一九〇四年	一、二三五、六四五圓
一九〇五年	一、二三五、六四五圓
一九〇六年	一、二三五、六四五圓
一九〇七年	一、二三五、六四五圓
一九〇八年	一、二三五、六四五圓
一九〇九年	一、二三五、六四五圓
一九一〇年	一、二三五、六四五圓

第二十三表の二

地方收入中西曆千九百九年及十年ノ比較

西曆年次	總額
一九〇一年	一、二三五、六四五圓
一九〇二年	一、二三五、六四五圓
一九〇三年	一、二三五、六四五圓
一九〇四年	一、二三五、六四五圓
一九〇五年	一、二三五、六四五圓
一九〇六年	一、二三五、六四五圓
一九〇七年	一、二三五、六四五圓
一九〇八年	一、二三五、六四五圓
一九〇九年	一、二三五、六四五圓
一九一〇年	一、二三五、六四五圓

第二十三表の二

地方收入中西曆千九百九年及十年ノ比較

西曆年次	總額
一九〇一年	一、二三五、六四五圓
一九〇二年	一、二三五、六四五圓
一九〇三年	一、二三五、六四五圓
一九〇四年	一、二三五、六四五圓
一九〇五年	一、二三五、六四五圓
一九〇六年	一、二三五、六四五圓
一九〇七年	一、二三五、六四五圓
一九〇八年	一、二三五、六四五圓
一九〇九年	一、二三五、六四五圓
一九一〇年	一、二三五、六四五圓

一九〇七　一、七五二、一五九

一九〇六　一、六五五、四五〇

一九〇五　一、五九〇、〇四五

一九〇四　一、五二九、〇四一

一九〇三　一、四九七、三六九

一九〇二　一、四六五、〇六一

一九〇一　一、四三三、八六九

一九〇〇　一、四〇四、三四五

一九〇一　一、三八〇、〇四五

一九〇二　一、三五五、〇四一

一九〇三　一、三三一、〇四一

一九〇四　一、三〇六、〇四一

一九〇五　一、二八一、〇四一

一九〇六　一、二五六、〇四一

一九〇七　一、二三一、〇四一

一九〇八　一、二〇六、〇四一

一九〇九　一、一八一、〇四一

一九一〇　一、一五六、〇四一

一九一一　一、一三一、〇四一

一九一二　一、一〇六、〇四一

一九一三　一、〇八一、〇四一

一九一四　一、〇五六、〇四一

一九一五　一、〇三一、〇四一

一九一六　一、〇〇六、〇四一

一九一七　九八一、〇四一

一九一八　九五六、〇四一

一九一九　九三一、〇四一

一九二〇　九〇六、〇四一

一九二一　八八一、〇四一

一九二二　八五六、〇四一

一九二三　八三一、〇四一

一九二四　八〇六、〇四一

一九二五　七八一、〇四一

一九二六　七五六、〇四一

一九二七　七三一、〇四一

一九二八　七〇六、〇四一

一九二九　六八一、〇四一

一九三〇　六五六、〇四一

一九三一　六三一、〇四一

一九三二　六〇六、〇四一

一九三三　五八一、〇四一

一九三四　五五六、〇四一

一九三五　五三一、〇四一

一九三六　五〇六、〇四一

一九三七　四八一、〇四一

一九三八　四五六、〇四一

一九三九　四三一、〇四一

一九四〇　四〇六、〇四一

一九四一　三八一、〇四一

一九四二　三五六、〇四一

一九四三　三三一、〇四一

一九四四　三〇六、〇四一

一九四五　二八一、〇四一

一九四六　二五六、〇四一

一九四七　二三一、〇四一

一九四八　二〇六、〇四一

一九四九　一八一、〇四一

一九五〇　一五六、〇四一

一九五一　一三一、〇四一

一九五二　一〇六、〇四一

一九五三　八一、〇四一

一九五四　五六、〇四一

一九五五　三一、〇四一

一九五六　六、〇四一

一九五七　八一、〇四一

一九五八　五六、〇四一

一九五九　三一、〇四一

一九六〇　六、〇四一

一九六一　八一、〇四一

一九六二　五六、〇四一

一九六三　三一、〇四一

一九六四　六、〇四一

一九六五　八一、〇四一

一九六六　五六、〇四一

一九六七　三一、〇四一

一九六八　六、〇四一

一九六九　八一、〇四一

一九七〇　五六、〇四一

一九七一　三一、〇四一

一九七二　六、〇四一

一九七三　八一、〇四一

一九七四　五六、〇四一

一九七五　三一、〇四一

一九七六　六、〇四一

一九七七　八一、〇四一

一九七八　五六、〇四一

一九七九　三一、〇四一

一九八〇　六、〇四一

一九八一　八一、〇四一

一九八二　五六、〇四一

一九八三　三一、〇四一

一九八四　六、〇四一

一九八五　八一、〇四一

一九八六　五六、〇四一

一九八七　三一、〇四一

一九八八　六、〇四一

一九八九　八一、〇四一

一九九〇　五六、〇四一

一九九一　三一、〇四一

一九九二　六、〇四一

一九九三　八一、〇四一

一九九四　五六、〇四一

一九九五　三一、〇四一

一九九六　六、〇四一

一九九七　八一、〇四一

一九九八　五六、〇四一

一九九九　三一、〇四一

二〇〇〇　六、〇四一

二〇〇一　八一、〇四一

二〇〇二　五六、〇四一

二〇〇三　三一、〇四一

二〇〇四　六、〇四一

二〇〇五　八一、〇四一

二〇〇六　五六、〇四一

二〇〇七　三一、〇四一

二〇〇八　六、〇四一

二〇〇九　八一、〇四一

二〇一〇　五六、〇四一

二〇一一　三一、〇四一

二〇一二　六、〇四一

二〇一三　八一、〇四一

二〇一四　五六、〇四一

二〇一五　三一、〇四一

二〇一六　六、〇四一

二〇一七　八一、〇四一

二〇一八　五六、〇四一

二〇一九　三一、〇四一

二〇二〇　六、〇四一

二〇二一　八一、〇四一

二〇二二　五六、〇四一

二〇二三　三一、〇四一

二〇二四　六、〇四一

二〇二五　八一、〇四一

二〇二六　五六、〇四一

二〇二七　三一、〇四一

二〇二八　六、〇四一

二〇二九　八一、〇四一

二〇三〇　五六、〇四一

二〇三一　三一、〇四一

二〇三二　六、〇四一

二〇三三　八一、〇四一

二〇三四　五六、〇四一

二〇三五　三一、〇四一

二〇三六　六、〇四一

二〇三七　八一、〇四一

二〇三八　五六、〇四一

二〇三九　三一、〇四一

二〇四〇　六、〇四一

二〇四一　八一、〇四一

二〇四二　五六、〇四一

二〇四三　三一、〇四一

二〇四四　六、〇四一

二〇四五　八一、〇四一

二〇四六　五六、〇四一

二〇四七　三一、〇四一

二〇四八　六、〇四一

二〇四九　八一、〇四一

二〇五〇　五六、〇四一

二〇五一　三一、〇四一

二〇五二　六、〇四一

二〇五三　八一、〇四一

二〇五四　五六、〇四一

二〇五五　三一、〇四一

二〇五六　六、〇四一

二〇五七　八一、〇四一

二〇五八　五六、〇四一

二〇五九　三一、〇四一

二〇六〇　六、〇四一

二〇六一　八一、〇四一

二〇六二　五六、〇四一

二〇六三　三一、〇四一

二〇六四　六、〇四一

二〇六五　八一、〇四一

二〇六六　五六、〇四一

二〇六七　三一、〇四一

二〇六八　六、〇四一

二〇六九　八一、〇四一

二〇七〇　五六、〇四一

二〇七一　三一、〇四一

二〇七二　六、〇四一

二〇七三　八一、〇四一

二〇七四　五六、〇四一

二〇七五　三一、〇四一

二〇七六　六、〇四一

二〇七七　八一、〇四一

二〇七八　五六、〇四一

二〇七九　三一、〇四一

二〇八〇　六、〇四一

二〇八一　八一、〇四一

二〇八二　五六、〇四一

二〇八三　三一、〇四一

二〇八四　六、〇四一

二〇八五　八一、〇四一

二〇八六　五六、〇四一

二〇八七　三一、〇四一

二〇八八　六、〇四一

二〇八九　八一、〇四一

二〇九〇　五六、〇四一

二〇九一　三一、〇四一

二〇九二　六、〇四一

二〇九三　八一、〇四一

二〇九四　五六、〇四一

二〇九五　三一、〇四一

二〇九六　六、〇四一

二〇九七　八一、〇四一

二〇九八　五六、〇四一

二〇九九　三一、〇四一

三〇〇〇　六、〇四一

三〇〇一　八一、〇四一

三〇〇二　五六、〇四一

三〇〇三　三一、〇四一

三〇〇四　六、〇四一

三〇〇五　八一、〇四一

三〇〇六　五六、〇四一

三〇〇七　三一、〇四一

三〇〇八　六、〇四一

三〇〇九　八一、〇四一

三〇一〇　五六、〇四一

三〇一一　三一、〇四一

三〇一二　六、〇四一

三〇一三　八一、〇四一

三〇一四　五六、〇四一

三〇一五　三一、〇四一

三〇一六　六、〇四一

三〇一七　八一、〇四一

三〇一八　五六、〇四一

三〇一九　三一、〇四一

三〇二〇　六、〇四一

三〇二一　八一、〇四一

三〇二二　五六、〇四一

三〇二三　三一、〇四一

三〇二四　六、〇四一

三〇二五　八一、〇四一

三〇二六　五六、〇四一

三〇二七　三一、〇四一

三〇二八　六、〇四一

三〇二九　八一、〇四一

三〇三〇　五六、〇四一

三〇三一　三一、〇四一

三〇三二　六、〇四一

三〇三三　八一、〇四一

三〇三四　五六、〇四一

三〇三五　三一、〇四一

三〇三六　六、〇四一

三〇三七　八一、〇四一

三〇三八　五六、〇四一

三〇三九　三一、〇四一

三〇四〇　六、〇四一

三〇四一　八一、〇四一

三〇四二　五六、〇四一

三〇四三　三一、〇四一

三〇四四　六、〇四一

三〇四五　八一、〇四一

三〇四六　五六、〇四一

三〇四七　三一、〇四一

三〇四八　六、〇四一

三〇四九　八一、〇四一

三〇五〇　五六、〇四一

三〇五一　三一、〇四一

三〇五二　六、〇四一

三〇五三　八一、〇四一

三〇五四　五六、〇四一

三〇五五　三一、〇四一

三〇五六　六、〇四一

三〇五七　八一、〇四一

三〇五八　五六、〇四一

三〇五九　三一、〇四一

三〇六〇　六、〇四一

三〇六一　八一、〇四一

三〇六二　五六、〇四一

三〇六三　三一、〇四一

三〇六四　六、〇四一

三〇六五　八一、〇四一

三〇六六　五六、〇四一

三〇六七　三一、〇四一

三〇六八　六、〇四一

三〇六九　八一、〇四一

三〇七〇　五六、〇四一

三〇七一　三一、〇四一

三〇七二　六、〇四一

三〇七三　八一、〇四一

三〇七四　五六、〇四一

三〇七五　三一、〇四一

三〇七六　六、〇四一

三〇七七　八一、〇四一

三〇七八　五六、〇四一

三〇七九　三一、〇四一

三〇八〇　六、〇四一

三〇八一　八一、〇四一

三〇八二　五六、〇四一

三〇八三　三一、〇四一

三〇八四　六、〇四一

三〇八五　八一、〇四一

三〇八六　五六、〇四一

三〇八七　三一、〇四一

三〇八八　六、〇四一

三〇八九　八一、〇四一

三〇九〇　五六、〇四一

三〇九一　三一、〇四一

三〇九二　六、〇四一

三〇九三　八一、〇四一

三〇九四　五六、〇四一

三〇九五　三一、〇四一

三〇九六　六、〇四一

三〇九七　八一、〇四一

三〇九八　五六、〇四一

三〇九九　三一、〇四一

三一〇〇　六、〇四一

三一〇一　八一、〇四一

三一〇二　五六、〇四一

三一〇三　三一、〇四一

三一〇四　六、〇四一

三一〇五　八一、〇四一

三一〇六　五六、〇四一

三一〇七　三一、〇四一

三一〇八　六、〇四一

三一〇九　八一、〇四一

三一一〇　五六、〇四一

三一一一　三一、〇四一

三一一二　六、〇四一

三一一三　八一、〇四一

三一一四　五六、〇四一

三一一五　三一、〇四一

三一一六　六、〇四一

三一一七　八一、〇四一

三一一八　五六、〇四一

三一一九　三一、〇四一

三一二〇　六、〇四一

三一二一　八一、〇四一

三一二二　五六、〇四一

三一二三　三一、〇四一

三一二四　六、〇四一

三一二五　八一、〇四一

三一二六　五六、〇四一

三一二七　三一、〇四一

三一二八　六、〇四一

三一二九　八一、〇四一

三一三〇　五六、〇四一

三一三一　三一、〇四一

三一三二　六、〇四一

三一三三　八一、〇四一

三一三四　五六、〇四一

三一三五　三一、〇四一

三一三六　六、〇四一

三一三七　八一、〇四一

三一三八　五六、〇四一

三一三九　三一、〇四一

三一四〇　六、〇四一

三一四一　八一、〇四一

三一四二　五六、〇四一

三一四三　三一、〇四一

三一四四　六、〇四一

三一四五　八一、〇四一

三一四六　五六、〇四一

三一四七　三一、〇四一

三一四八　六、〇四一

三一四九　八一、〇四一

三一五〇　五六、〇四一

三一五一　三一、〇四一

三一五二　六、〇四一

三一五三　八一、〇四一

三一五四　五六、〇四一

三一五五　三一、〇四一

三一五六　六、〇四一

三一五七　八一、〇四一

三一五八　五六、〇四一

三一五九　三一、〇四一

三一六〇　六、〇四一

三一六一　八一、〇四一

三一六二　五六、〇四一

三一六三　三一、〇四一

三一六四　六、〇四一

三一六五　八一、〇四一

三一六六　五六、〇四一

三一六七　三一、〇四一

三一六八　六、〇四一

三一六九　八一、〇四一

三一七〇　五六、〇四一

三一七一　三一、〇四一

三一七二　六、〇四一

三一七三　八一、〇四一

三一七四　五六、〇四一

三一七五　三一、〇四一

三一七六　六、〇四一

三一七七　八一、〇四一

三一七八　五六、〇四一

三一七九　三一、〇四一

三一八〇　六、〇四一

三一八一　八一、〇四一

三一八二　五六、〇四一

三一八三　三一、〇四一

三一八四　六、〇四一

三一八五　八一、〇四一

三一八六　五六、〇四一

三一八七　三一、〇四一

三一八八　六、〇四一

三一八九　八一、〇四一

三一九〇　五六、〇四一

三一九一　三一、〇四一

三一九二　六、〇四一

三一九三　八一、〇四一

三一九四　五六、〇四一

三一九五　三一、〇四一

三一九六　六、〇四一

三一九七　八一、〇四一

三一九八　五六、〇四一

三一九九　三一、〇四一

三二〇〇　六、〇四一

三二〇一　八一、〇四一

三二〇二　五六、〇四一

三二〇三　三一、〇四一

三二〇四　六、〇四一

三二〇五　八一、〇四一

三二〇六　五六、〇四一

三二〇七　三一、〇四一

三二〇八　六、〇四一

三二〇九　八一、〇四一

三二一〇　五六、〇四一

三二一一　三一、〇四一

三二一二　六、〇四一

三二一三　八一、〇四一

三二一四　五六、〇四一

三二一五　三一、〇四一

三二一六　六、〇四一

三二一七　八一、〇四一

三二一八　五六、〇四一

三二一九　三一、〇四一

三二二〇　六、〇四一

三二二一　八一、〇四一

三二二二　五六、〇四一

三二二三　三一、〇四一

三二二四　六、〇四一

三二二五　八一、〇四一

三二二六　五六、〇四一

三二二七　三一、〇四一

三二二八　六、〇四一

三二二九　八一、〇四一

三二三〇　五六、〇四一

三二三一　三一、〇四一

三二三二　六、〇四一

三二三三　八一、〇四一

三二三四　五六、〇四一

三二三五　三一、〇四一

三二三六　六、〇四一

三二三七　八一、〇四一

三二三八　五六、〇四一

三二三九　三一、〇四一

三二四〇　六、〇四一

三二四一　八一、〇四一

三二四二　五六、〇四一

三二四三　三一、〇四一

三二四四　六、〇四一

三二四五　八一、〇四一

三二四六　五六、〇四一

三二四七　三一、〇四一

三二四八　六、〇四一

三二四九　八一、〇四一

三二五〇　五六、〇四一

三二五一　三一、〇四一

三二五二　六、〇四一

三二五三　八一、〇四一

三二五四　五六、〇四一

三二五五　三一、〇四一

三二五六　六、〇四一

三二五七　八一、〇四一

三二五八　五六、〇四一

三二五九　三一、〇四一

三二六〇　六、〇四一

三二六一　八一、〇四一

三二六二　五六、〇四一

三二六三　三一、〇四一

三二六四　六、〇四一

三二六五　八一、〇四一

三二六六　五六、〇四一

三二六七　三一、〇四一

三二六八　六、〇四一

三二六九　八一、〇四一

三二七〇　五六、〇四一

三二七一　三一、〇四一

三二七二　六、〇四一

三二七三　八一、〇四一

三二七四　五六、〇四一

三二七五　三一、〇四一

三二七六　六、〇四一

三二七七　八一、〇四一

三二七八　五六、〇四一

三二七九　三一、〇四一

三二八〇　六、〇四一

三二八一　八一、〇四一

三二八二　五六、〇四一

三二八三　三一、〇四一

三二八四　六、〇四一

三二八五　八一、〇四一

三二八六　五六、〇四一

三二八七　三一、〇四一

三二八八　六、〇四一

三二八九　八一、〇四一

三二九〇　五六、〇四一

三二九一　三一、〇四一

三二九二　六、〇四一

三二九三　八一、〇四一

三二九四　五六、〇四一

三二九五　三一、〇四一

三二九六　六、〇四一

三二九七　八一、〇四一

三二九八　五六、〇四一

三二九九　三一、〇四一

三三〇〇　六、〇四一

三三〇一　八一、〇四一

三三〇二　五六、〇四一

三三〇三　三一、〇四一

三三〇四　六、〇四一

三三〇五　八一、〇四一

三三〇六　五六、〇四一

三三〇七　三一、〇四一

三三〇八　六、〇四一

三三〇九　八一、〇四一

三三一〇　五六、〇四一

三三一一　三一、〇四一

三三一二　六、〇四一

三三一三　八一、〇四一

三三一四　五六、〇四一

三三一五　三一、〇四一

三三一六　六、〇四一

三三一七　八一、〇四一

三三一八　五六、〇四一

三三一九　三一、〇四一

三三二〇　六、〇四一

三三二一　八一、〇四一

三三二二　五六、〇四一

三三二三　三一、〇四一

三三二四　六、〇四一

三三二五　八一、〇四一

三三二六　五六、〇四一

三三二七　三一、〇四一

三三二八　六、〇四一

三三二九　八一、〇四一

三三三〇　五六、〇四一

三三三一　三一、〇四一

三三三二　六、〇四一

三三三三　八一、〇四一

三三三四　五六、〇四一

三三三五　三一、〇四一

三三三六　六、〇四一

三三三七　八一、〇四一

三三三八　五六、〇四一

三三三九　三一、〇四一

三三四〇　六、〇四一

三三四一　八一、〇四一

三三四二　五六、〇四一

三三四三　三一、〇四一

三三四四　六、〇四一

三三四五　八一、〇四一

三三四六　五六、〇四一

三三四七　三一、〇四一

三三四八　六、〇四一

三三四九　八一、〇四一

三三五〇　五六、〇四一

三三五一　三一、〇四一

三三五二　六、〇四一

三三五三　八一、〇四一

三三五四　五六、〇四一

三三五五　三一、〇四一

三三五六　六、〇四一

三三五七　八一、〇四一

三三五八　五六、〇四一

三三五九　三一、〇四一

三三六〇　六、〇四一

三三六一　八一、〇四一

三三六二　五六、〇四一

三三六三　三一、〇四一

三三六四　六、〇四一

三三六五　八一、〇四一

三三六六　五六、〇四一

三三六七　三一、〇四一

三三六八　六、〇四一

三三六九　八一、〇四一

三三七〇　五六、〇四一

三三七一　三一、〇四一

三三七二　六、〇四一

三三七三　八一、〇四一

三三七四　五六、〇四一

三三七五　三一、〇四一

三三七六　六、〇四一

三三七七　八一、〇四一

三三七八　五六、〇四一

三三七九　三一、〇四一

三三八〇　六、〇四一

三三八一　八一、〇四一

三三八二　五六、〇四一

三三八三　三一、〇四一

三三八四　六、〇四一

三三八五　八一、〇四一

三三八六　五六、〇四一

三三八七　三一、〇四一

三三八八　六、〇四一

三三八九　八一、〇四一

三三九〇　五六、〇四一

三三九一　三一、〇四一

三三九二　六、〇四一

三三九三　八一、〇四一

三三九四　五六、〇四一

三三九五　三一、〇四一

三三九六　六、〇四一

三三九七　八一、〇四一

三三九八　五六、〇四一

三三九九　三一、〇四一

三四〇〇　六、〇四一

三四〇一　八一、〇四一

三四〇二　五六、〇四一

三四〇三　三一、〇四一

三四〇四　六、〇四一

三四〇五　八一、〇四一

三四〇六　五六、〇四一

三四〇七　三一、〇四一

三四〇八　六、〇四一

三四〇九　八一、〇四一

三四一〇　五六、〇四一

三四一一　三一、〇四一

三四一二　六、〇四一

三四一三　八一、〇四一

三四一四　五六、〇四一

三四一五　三一、〇四一

三四一六　六、〇四一

三四一七　八一、〇四一

三四一八　五六、〇四一

三四一九　三一、〇四一

三四二〇　六、〇四一

三四二一　八一、〇四一

三四二二　五六、〇四一

三四二三　三一、〇四一

三四二四　六、〇四一

三四二五　八一、〇四一

三四二六　五六、〇四一

三四二七　三一、〇四一

三四二八　六、〇四一

三四二九　八一、〇四一

三四三〇　五六、〇四一

三四三一　三一、〇四一

三四三二　六、〇四一

三四三三　八一、〇四一

三四三四　五六、〇四一

三四三五　三一、〇四一

三四三六　六、〇四一

三四三七　八一、〇四一

三四三八　五六、〇四一

三四三九　三一、〇四一

三四四〇　六、〇四一

三四四一　八一、〇四一

三四四二　五六、〇四一

三四四三　三一、〇四一

三四四四　六、〇四一

三四四五　八一、〇四一

三四四六　五六、〇四一

三四四七　三一、〇四一

三四四八　六、〇四一

三四四九　八一、〇四一

三四五〇　五六、〇四一

三四五一　三一、〇四一

三四五二　六、〇四一

三四五三　八一、〇四一

三四五四　五六、〇四一

三四五五　三一、〇四一

三四五六　六、〇四一

三四五七　八一、〇四一

三四五八　五六、〇四一

三四五九　三一、〇四一

三四六〇　六、〇四一

三四六一　八一、〇四一

三四六二　五六、〇四一

三四六三　三一、〇四一

三四六四　六、〇四一

三四六五　八一、〇四一

三四六六　五六、〇四一

三四六七　三一、〇四一

三四六八　六、〇四一

三四六九　八一、〇四一

三四七〇　五六、〇四一

三四七一　三一、〇四一

三四七二　六、〇四一

三四七三　八一、〇四一

三四七四　五六、〇四一

三四七五　三一、〇四一

三四七六　六、〇四一

三四七七　八一、〇四一

三四七八　五六、〇四一

三四七九　三一、〇四一

三四八〇　六、〇四一

三四八一　八一、〇四一

三四八二　五六、〇四一

三四八三　三一、〇四一

三四八四　六、〇四一

三四八五　八一、〇四一

三四八六　五六、〇四一

三四八七　三一、〇四一

三四八八　六、〇四一

三四八九　八一、〇四一

三四九〇　五六、〇四一

三四九一　三一、〇四一

三四九二　六、〇四一

三四九三　八一、〇四一

三四九四　五六、〇四一

三四九五　三一、〇四一

三四九六　六、〇四一

三四九七　八一、〇四一

三四九八　五六、〇四一

三四九九　三一、〇四一

三五〇〇　六、〇四一

三五〇一　八一、〇四一

三五〇二　五六、〇四一

三五〇三　三一、〇四一

三五〇四　六、〇四一

三五〇五　八一、〇四一

三五〇六　五六、〇四一

三五〇七　三一、〇四一

三五〇八　六、〇四一

三五〇九　八一、〇四一

三五一〇　五六、〇四一

三五一一　三一、〇四一

三五一二　六、〇四一

三五一三　八一、〇四一

三五一四　五六、〇四一

三五一五　三一、〇四一

三五一六　六、〇四一

三五一七　八一、〇四一

三五一八　五六、〇四一

三五一九　三一、〇四一

三五二〇　六、〇四一

三五二一　八一、〇四一

三五二二　五六、〇四一

三五二三　三一、〇四一

三五二四　六、〇四一

三五二五　八一、〇四一

三五二六　五六、〇四一

三五二七　三一、〇四一

三五二八　六、〇四一

三五二九　八一、〇四一

三五三〇　五六、〇四一

三五三一　三一、〇四一

三五三二　六、〇四一

三五三三　八一、〇四一

三五三四　五六、〇四一

三五三五　三一、〇四一

三五三六　六、〇四一

三五三七　八一、〇四一

三五三八　五六、〇四一

三五三九　三一、〇四一

三五四〇　六、〇四一

三五四一　八一、〇四一

三五四二　五六、〇四一

三五四三　三一、〇四一

三五四四　六、〇四一

三五四五　八一、〇四一

三五四六　五六、〇四一

三五四七　三一、〇四一

三五四八　六、〇四一

三五四九　八一、〇四一

三五五〇　五六、〇四一

三五五一　三一、〇四一

三五五二　六、〇四一

三五五三　八一、〇四一

三五五四　五六、〇四一

三五五五　三一、〇四一

三五五六　六、〇四一

三五五七　八一、〇四一

三五五八　五六、〇四一

三五五九　三一、〇四一

三五六〇　六、〇四一

三五六一　八一、〇四一

三五六二　五六、〇四一

三五六三　三一、〇四一

三五六四　六、〇四一

三五六五　八一、〇四一

三五六六　五六、〇四一

三五六七　三一、〇四一

三五六八　六、〇四一

三五六九　八一、〇四一

三五七〇　五六、〇四一

三五七一　三一、〇四一

三五七二　六、〇四一

三五七三　八一、〇四一

三五七四　五六、〇四一

三五七五　三一、〇四一

三五七六　六、〇四一

三五七七　八一、〇四一

三五七八　五六、〇四一

三五七九　三一、〇四一

三五八〇　六、〇四一

三五八一　八一、〇四一

三五八二　五六、〇四一

三五八三　三一、〇四一

三五八四　六、〇四一

三五八五　八一、〇四一

三五八六　五六、〇四一

三五八七　三一、〇四一

三五八八　六、〇四一

三五八九　八一、〇四一

三五九〇　五六、〇四一

三五九一　三一、〇四一

三五九二　六、〇四一

三五九三　八一、〇四一

三五九四　五六、〇四一

三五九五　三一、〇四一

三五九六　六、〇四一

三五九七　八一、〇四一

三五九八　五六、〇四一

三五九九　三一、〇四一

三六〇〇　六、〇四一

三六〇一　八一、〇四一

三六〇二　五六、〇四一

三六〇三　三一、〇四一

三六〇四　六、〇四一

三六〇五　八一、〇四一

三六〇六　五六、〇四一

三六〇七　三一、〇四一

三六〇八　六、〇四一

三六〇九　八一、〇四一

三六一〇　五六、〇四一

三六一一　三一、〇四一

三六一二　六、〇四一

三六一三　八一、〇四一

三六一四　五六、〇四一

三六一五　三一、〇四一

三六一六　六、〇四一

三六一七　八一、〇四一

三六一八　五六、〇四一

三六一九　三一、〇四一

三六二〇　六、〇四一

三六二一　八一、〇四一

三六二二　五六、〇四一

三六二三　三一、〇四一

三六二四　六、〇四一

三六二五　八一、〇四一

三六二六　五六、〇四一

三六二七　三一、〇四一

三六二八　六、〇四一

三六二九　八一、〇四一

三六三〇　五六、〇四一

三六三一　三一、〇四一

三六三二　六、〇四一

三六三三　八一、〇四一

三六三四　五六、〇四一

三六三五　三一、〇四一

三六三六　六、〇四一

三六三七　八一、〇四一

三六三八　五六、〇四一

三六三九　三一、〇四一

三六四〇　六、〇四一

三六四一　八一、〇四一

三六四二　五六、〇四一

三六四三　三一、〇四一

三六四四　六、〇四一

三六四五　八一、〇四一

三六四六　五六、〇四一

三六四七　三一、〇四一

三六四八　六、〇四一

三六四九　八一、〇四一

三六五〇　五六、〇四一

三六五一　三一、〇四一

三六五二　六、〇四一

三六五三　八一、〇四一

三六五四　五六、〇四一

三六五五　三一、〇四一

三六五六　六、〇四一

三六五七　八一、〇四一

三六五八　五六、〇四一

三六五九　三一、〇四一

三六六〇　六、〇四一

三六六一　八一、〇四一

三六六二　五六、〇四一

三六六三　三一、〇四一

三六六四　六、〇四一

三六六五　八一、〇四一

三六六六　五六、〇四一

三六六七　三一、〇四一

三六六八　六、〇四一

三六六九　八一、〇四一

三六七〇　五六、〇四一

三六七一　三一、〇四一

三六七二　六、〇四一

三六七三　八一、〇四一

三六七四　五六、〇四一

三六七五　三一、〇四一

三六七六　六、〇四一

三六七七　八一、〇四一

三六七八　五六、〇四一

三六七九　三一、〇四一

三六八〇　六、〇四一

三六八一　八一、〇四一

三六八二　五六、〇四一

三六八三　三一、〇四一

三六八四　六、〇四一

三六八五　八一、〇四一

三六八六　五六、〇四一

三六八七　三一、〇四一

三六八八　六、〇四一

三六八九　八一、〇四一

三六九〇　五六、〇四一

三六九一　三一、〇四一

三六九二　六、〇四一

三六九三　八一、〇四一

三六九四　五六、〇四一

三六九五　三一、〇四一

三六九六　六、〇四一

三六九七　八一、〇四一

三六九八　五六、〇四一

三六九九　三一、〇四一

三七〇〇　六、〇四一

三七〇一　八一、〇四一

三七〇二　五六、〇四一

三七〇三　三一、〇四一

三七〇四　六、〇四一

三七〇五　八一、〇四一

三七〇六　五六、〇四一

三七〇七　三一、〇四一

三七〇八　六、〇四一

三七〇九　八一、〇四一

三七一〇　五六、〇四一

三七一一　三一、〇四一

三七一二　六、〇四一

三七一三　八一、〇四一

三七一四　五六、〇四一

三七一五　三一、〇四一

三七一六　六、〇四一

三七一七　八一、〇四一

三七一八　五六、〇四一

三七一九　三一、〇四一

三七二〇　六、〇四一

三七二一　八一、〇四一

三七二二　五六、〇四一

三七二三　三一、〇四一

三七二四　六、〇四一

三七二五　八一、〇四一

三七二六　五六、〇四一

三七二七　三一、〇四一

三七二八　六、〇四一

三七二九　八一、〇四一

三七三〇　五六、〇四一

三七三一　三一、〇四一

三七三二　六、〇四一

三七三三　八一、〇四一

三七三四　五六、〇四一

三七三五　三一、〇四一

三七三六　六、〇四一

三七三七　八一、〇四一

三七三八　五六、〇四一

三七三九　三一、〇四一

三七四〇　六、〇四一

三七四一　八一、〇四一

三七四二　五六、〇四一

三七四三　三一、〇四一

三七四四　六、〇四一

三七四五　八一、〇四一

三七四六　五六、〇四一

三七四七　三一、〇四一

三七四八　六、〇四一

三七四九　八一、〇四一

三七五〇　五六、〇四一

三七五一　三一、〇四一

三七五二　六、〇四一

三七五三　八一、〇四一

三七五四　五六、〇四一

三七五五　三一、〇四一

三七五六　六、〇四一

三七五七　八一、〇四一

三七五八　五六、〇四一

三七五九　三一、〇四一

三七六〇　六、〇四一

三七六一　八一、〇四一

三七六二　五六、〇四一

三七六三　三一、〇四一

三七六四　六、〇四一

三七六五　八一、〇四一

三七六六　五六、〇四一

三七六七　三一、〇四一

三七六八　六、〇四一

三七六九　八一、〇四一

三七七〇　五六、〇四一

三七七一　三一、〇四一

三七七二　六、〇四一

三七七三　八一、〇四一

三七七四　五六、〇四一

三七七五　三一、〇四一

三七七六　六、〇四一

三七七七　八一、〇四一

三七七八　五六、〇四一

三七七九　三一、〇四一

三七八〇　六、〇四一

三七八一　八一、〇四一

三七八二　五六、〇四一

三七八三　三一、〇四一

三七八四　六、〇四一

三七八五　八一、〇四一

三七八六　五六、〇四一

三七八七　三一、〇四一

三七八八　六、〇四一

三七八九　八一、〇四一

三七九〇　五六、〇四一

三七九一　三一、〇四一

三七九二　六、〇四一

三七九三　八一、〇四一

三七九四　五六、〇四一

三七九五　三一、〇四一

三七九六　六、〇四一

三七九七　八一、〇四一

三七九八　五六、〇四一

三七九九　三一、〇四一

三八〇〇　六、〇四一

三八〇一　八一、〇四一

三八〇二　五六、〇四一

三八〇三　三一、〇四一

三八〇四　六、〇四一

三八〇五　八一、〇四一

三八〇六　五六、〇四一

三八〇七　三一、〇四一

三八〇八　六、〇四一

三八〇九　八一、〇四一

三八一〇　五六、〇四一

三八一一　三一、〇四一

三八一二　六、〇四一

三八一三　八一、〇四一

三八一四　五六、〇四一

三八一五　三一、〇四一

三八一六　六、〇四一

三八一七　八一、〇四一

三八一八　五六、〇四一

三八一九　三一、〇四一

三八二〇　六、〇四一

三八二一　八一、〇四一

三八二二　五六、〇四一

三八二三　三一、〇四一

三八二四　六、〇四一

三八二五　八一、〇四一

三八二六　五六、〇四一

三八二七　三一、〇四一

三八二八　六、〇四一

三八二九　八一、〇四一

三八三〇　五六、〇四一

三八三一　三一、〇四一

三八三二　六、〇四一

三八三三　八一、〇四一

三八三四　五六、〇四一

三八三五　三一、〇四一

三八三六　六、〇四一

三八三七　八一、〇四一

三八三八　五六、〇四一

三八三九　三一、〇四一

三八四〇　六、〇四一

三八四一　八一、〇四一

三八四二　五六、〇四一

三八四三　三一、〇四一

三八四四　六、〇四一

三八四五　八一、〇四一

三八四六　五六、〇四一

三八四七　三一、〇四一

三八四八　六、〇四一

三八四九　八一、〇四一

三八五〇　五六、〇四一

三八五一　三一、〇四一

三八五二　六、〇四一

三八五三　八一、〇四一

三八五四　五六、〇四一

三八五五　三一、〇四一

三八五六　六、〇四一

三八五七　八一、〇四一

三八五八　五六、〇四一

三八五九　三一、〇四一

三八六〇　六、〇四一

三八六一　八一、〇四一

三八六二　五六、〇四一

三八六三　三一、〇四一

三八六四　六、〇四一

三八六五　八一、〇四一

三八六六　五六、〇四一

三八六七　三一、〇四一

三八六八　六、〇四一

三八六九　八一、〇四一

三八七〇　五六、〇四一

三八七一　三一、〇四一

三八七二　六、〇四一

三八七三　八一、〇四一

三八七四　五六、〇四一

三八七五　三一、〇四一

三八七六　六、〇四一

三八七七　八一、〇四一

三八七八　五六、〇四一

三八七九　三一、〇四一

三八八〇　六、〇四一

三八八一　八一、〇四一

三八八二　五六、〇四一

三八八三　三一、〇四一

三八八四　六、〇四一

三八八五　八一、〇四一

三八八六　五六、〇四一

三八八七　三一、〇四一

三八八八　六、〇四一

三八八九　八一、〇四一

三八九〇　五六、〇四一

三八九一　三一、〇四一

三八九二　六、〇四一

三八九三　八一、〇四一

三八九四　五六、〇四一

三八九五　三一、〇四一

三八九六　六、〇四一

三八九七　八一、〇四一

三八九八　五六、〇四一

三八九九　三一、〇四一

三九〇〇　六、〇四一

三九〇一　八一、〇四一

三九〇二　五六、〇四一

三九〇三　三一、〇四一

三九〇四　六、〇四一

三九〇五　八一、〇四一

三九〇六　五六、〇四一

三九〇七　三一、〇四一

三九〇八　六、〇四一

三九〇九　八一、〇四一

三九一〇　五六、〇四一

三九一一　三一、〇四一

三九一二　六、〇四一

三九一三　八一、〇四一

三九一四　五六、〇四一

三九一五　三一、〇四一

三九一六　六、〇四一

三九一七　八一、〇四一

三九一八　五六、〇四一

三九一九　三一、〇四一

三九二〇　六、〇四一

三九二一　八一、〇四一

三九二二　五六、〇四一

三九二三　三一、〇四一

三九二四　六、〇四一

三九二五　八一、〇四一

三九二六　五六、〇四一

三九二七　三一、〇四一

三九二八　六、〇四一

三九二九　八一、〇四一

三九三〇　五六、〇四一

三九三一　三一、〇四一

三九三二　六、〇四一

三九三三　八一、〇四一

三九三四　五六、〇四一

三九三五　三一、〇四一

三九三六　六、〇四一

三九三七　八一、〇四一

三九三八　五六、〇四一

三九三九　三一、〇四一

三九四〇　六、〇四一

三九四一　八一、〇四一

三九四二　五六、〇四一

三九四三　三一、〇四一

三九四四　六、〇四一

三九四五　八一、〇四一

三九四六　五六、〇四一

三九四七　三一、〇四一

三九四八　六、〇四一

三九四九　八一、〇四一

三九五〇　五六、〇四一

三九五一　三一、〇四一

三九五二　六、〇四一

三九五三　八一、〇四一

三九五四　五六、〇四一

三九五五　三一、〇四一

三九五六　六、〇四一

三九五七　八一、〇四一

三九五八　五六、〇四一

三九五九　三一、〇四一

三九六〇　六、〇四一

三九六一　八一、〇四一

三九六二　五六、〇四一

三九六三　三一、〇四一

三九六四　六、〇四一

三九六五　八一、〇四一

三九六六　五六、〇四一

三九六七　三一、〇四一

三九六八　六、〇四一

三九六九　八一、〇四一

三九七〇　五六、〇四一

三九七一　三一、〇四一

三九七二　六、〇四一

三九七三　八一、〇四一

三九七四　五六、〇四一

三九七五　三一、〇四一

三九七六　六、〇四一

三九七七　八一、〇四一

三九七八　五六、〇四一

三九七九　三一、〇四一

三九八〇　六、〇四一

三九八一　八一、〇四一

三九八二　五六、〇四一

三九八三　三一、〇四一

三九八四　六、〇四一

三九八五　八一、〇四一

三九八六　五六、〇四一

三九八七　三一、〇四一

三九八八　六、〇四一

三九八九　八一、〇四一

三九九〇　五六、〇四一

三九九一　三一、〇四一

三九九二　六、〇四一

三九九三　八一、〇四一

三九九四　五六、〇四一

三九九五　三一、〇四一

三九九六　六、〇四一

三九九七　八一、〇四

一九〇八　一、六二三、三一九、八九四
一九〇九　一、六三〇、六九三、三三三
一九一〇　一、六二一、七三六、四九八

第二目　自治體の發達

自治制の發達は之に相應するの設備を促す、是れ地方債の增加する所以の二なり何を以て爾か云ふ、元來市街に集中し來る者の中に就き如何なる種類の人民が其大部分を占むるやを尋ねるに租稅を負擔し得る者は寥々星晨の如くにして市費增加の原因となる者甚だ多し。今試みに之を例證せんに玆に市の附近に一製造所の新たに設立せらるゝや八百乃至千人餘の勞働者瞬時に之に向ふて集中すること宛も水の低きに就くが如し、是に於てか警察、衞生、學校、運輸、通信等に關する諸般の事務繁多を加へ道路の修繕、點燈、掃除、上水、下水、の設備等に巨額の費用を要し市費大に增加すべきは自然の勢なり、然るに勞働者輩より巨額の租稅を徵收するは固より不可能の事に屬し市費負擔の增加は勢ひ主として中流以上の一部人士に歸せざるを得ず、然るに是等の人士亦獨り殆ど無限に增加する所の費用を負擔することを能はざるは最も見易きの數なりとす故に市の維持の爲め他に有力にして且つ確實なる收入を索めざるを得ざるは方今の趨勢なり

第三目　市設事業增加の傾向

自治體の發達既說の如し、是に於てか近時水道點燈市街鐵道の如き經營にして學術上に所謂獨占的事業と稱する者は概ね市の事業に歸するの傾向を生じ現に歐米の文明國に於て着々此方針を執りて其步を進むるを見る。元來前記の諸事業は一人一たび先鞭を着くるときは他の者が同時同處に於て之を經營するも到底前者と同樣の利益を獲る能はざるの特質を有す而して是等獨占的事業は市の進步するに隨ひ非常の利益を生ずるものなるが故に之を市に收めて收入の源泉と爲すは市の經營上極めて便利にして方今の事態殆ど必要の事に屬す今之を近時の實況に徵するに北米合衆國に於て一千立方「フヒート」の瓦斯を生產するには平均五十仙の製造費及固定資本の補塡費五弗を要するのみ故に一千立方「フヒート」の瓦斯を一弗の價にて賣却すれば既に一割以上の配當をすること容易の業たり、然るに之を二弗若くは二弗半甚しきに至りては三弗を以て賣りたることとあり、是に於て近頃紐育市にては瓦斯製造を市の事業とし方今の半價を以て之を市民に供給すべしとの說あり獨占的事業の收利に適合する以て見るべきなり又伯林の

瓦斯局は公設にして西曆千九百一年の純益は六百四十六萬餘馬にして市金庫に百六十三萬餘馬の使用料を支拂ひ同千九百四年に於ては純益四百八十七萬餘馬にして租稅及保險料四十六萬餘馬を支拂ひ(稅を拂へば使用料を止むる契約なり)別に減債基金百二十八萬餘馬保存及修繕費百一萬馬を積立てたり而して瓦斯の價格は一立方「メートル」に付き十「ペンニヒ」至乃十六「ペンニヒ」なり。西曆千九百二年に於ては同市市街鐵道の延長は二百九十九哩にして乘客總數二億九千五百萬人なりし而して同年の配當は七分五厘にして成規に從ひ伯林市へ九十七萬六千圓を納付せり豈に盛ならず哉

獨占的事業の利益大なること凡そ斯の如し今之を民設に一任するときは需給の關係上公衆は非常に高價なる瓦斯代車賃、給水料等を支拂はざるを得ざるに反し之が經營に任ずる會社又は組合のみ巨大なる利益を獲るに至り、一方に於ては市民は高價の代價を拂ふて幸く瓦斯給水電氣鐵道等を消費又は使用せざるを得ざるに他の一方に於て又重稅の負擔を要す天下豈に斯の理あらんや。然るに今是等の事業を市に移し市其利益を收め、一方には公衆に私設會社が爲し得るより少しく廉價を以て市設の機關を使用するを得せしめ、他方には其得たる純益を以て

諸種の施設の費用に充當せば大に市稅を輕減するを得ると同時に市の經營維持を完ふすることを得べし。方今歐米諸國概ね此方針を執りて進行しつゝあり、今瓦斯供給の一事を以て之を見るも英國の瓦斯事業は西曆千九百年に於て公設二百三十一、私設四百五十、獨逸は同千八百九十七年に於ては私設二百七十四に達し、瑞西は公設十一、私設九十にして其他の諸國皆之に類す。然れども又一方に於ては斯の如く公設事業の增加は方今諸國に於て地方債增加の强力なる一原因なり。是れ蓋し大勢の免れ能はざる所にして我國に於ても輓近地方債大に增加し三十一年末の二千三百四十八萬餘圓より四十四年末の一億七千五百四十餘萬圓となり內一億二千九百六十餘萬圓は市債に屬し大阪の如きは三百七十餘萬餘圓に增加せり、是れ一般の趨勢にして或程度までは到底免れ能はざる所なりと雖も亦以て輕々看過すべきに非ざるなり、今一步を進めて最近地方債の實況を示せば左の如し

四十五年四月末現在の要許可地方債高は二億八千二百九十八萬六千三十二圓にして之を四十四年度末要許可債現在高に比し一億七百五十七萬三千八百十八

圓の增加なり是れ主として四十五年一月以來東京京都橫濱三市の外債募集額九千二百餘萬圓あるに由る、其詳況左の如し

第二十四表

	府債	縣債	郡債
教育費	三九五、〇〇〇円	一、三八八、〇五〇円	七九、四六六円
衛生費		四九五、一五〇	三、七五〇
勸業費	一〇〇、〇〇〇	五九四、五二〇	三五四、六〇四
災害土木費	一、九七一、〇三五	一八、四九〇、三八五	二六、〇〇〇
普通土木費	三六、〇〇〇	四、三三四、二七九	七七六、六四〇
舊債償還	—	四、〇三〇、六九八	九八四、〇九六
雜	—	六八、九五七	一八、八〇〇
計	二、七七八、〇三五	二九、三九二、〇六九	二、一四三、三五六
	市區債	町村債	組合債
教育	二、九三七、四八〇円	一二、二七七、三六六円	—円
衛生	一六、七六七、六六一	六五五、七五三	—
勸業	一〇二、四七五、七八五	六三六、八五九	二、九四三、〇九七
災害土木	四一四、二三五	一四九、五七七	一六一、三七八
普通土木	三九、〇〇六、九三五	五一九、七五三	四一、四七六
舊債償還	七二、七五五、四九五	二、三九九、二一三	一、七五三、五七四
雜	一、四一九、四一四	二一二、九一八	五、〇四四、一一九
計	三三五、七八七、〇一二	三、八四一、四四一	三、〇四四、一一九

而して前記三市の起債額內譯は

東京市		八九、五六四、〇八五円
京都市		一、九五〇、〇〇〇
橫濱市		一、二〇〇、〇〇〇

にして合計九千二百七十一萬四千八十五圓なり

又明治四十五年五月末に於る實況は府縣債に於て百萬圓以上を有する者は埼玉外六縣、市區債に於て同樣の額を有する者は東京市外八市區、五十萬圓同上堺市外八市區にして府縣債中現在高の最も少き者は福岡縣の二萬九千三十九圓皆無は長崎、奈良、滋賀、岐阜、福井、廣島、山口、和歌山、熊本、沖繩の十縣なり、其內譯は左の如し

△現在高百萬圓以上の縣債

第二十五表

埼玉縣	四、六八四、〇〇〇円
山梨縣	三、五七四、七七五
群馬縣	三、一四五、五七九
宮城縣	二、八二七、九五〇
栃木縣	一、八三三、七三三
茨城縣	一、四三五、〇〇〇
福島縣	一、三一三、八四一

△現在高百萬圓以上の市區債

東京市	一〇四、一四四、〇八五
京都市	一九、七三七、〇〇〇
大阪市	五三、〇八三、二〇〇
横濱市	一三、一六五、〇〇〇
神戸市	六、一四八、九〇〇
長崎市	四、四三三、八〇〇
名古屋市	八、六八六、五七五
門司市	一、五二九、一〇〇
小樽區	一、三三六、〇〇〇

△現在高五十萬圓以上の市區債

堺市	五四七、〇〇〇
新潟市	九二一、〇〇〇
甲府市	七八八、〇〇〇
青森市	九七六、〇〇〇
岡山市	六三三、五九八
廣島市	六三三、〇六三
吳市	五六六、一〇〇
小倉市	五八〇、〇〇〇
函館區	五四七、九〇〇

又英國轄近の實況を見るに西曆千八百九十八年の調査に據るに當時既に地方

費增加の勢を示し二十年間の人口の增加は二割三分半、地方稅を負擔すべき財產の增加は二割六分七厘五毛にして地方債の增加は十二割に達し、西曆千九百八年度に於ては地方債總高五億九千九百餘萬磅と成り遙かに國債の半額を超過す。今一步を進めて一二の例を擧れば〝ハマスミッス〟市の如きは西曆千八百八十八年より同千九百五年間に人口の增加は二割、賦課財產の增加は四割二分に止まりしに公債は二十八割を增加し、倫敦の如きは西曆千九百年の五千四百萬磅より同十年三月末の一億一千五百十八萬餘磅に增加し公債費年に約六百三十六萬磅を要するに至り英國貨幣市場も漸やく其前途を憂慮し地方債に對して多大の警戒を加るの勢あり。然れども地方費の需用は之が爲に止むべきに非ず益々資金の供給に苦み終に市町村通知預金なる一新法を按出し（拂戻の請求には數日前最長期は六箇月の豫告を要す）直接に銀行等より借入ることを止め公衆より預金を爲し以て纔かに所要の金額を調達し得るの實況たり、是れ卿か利子の負擔を輕減するの目的に出るものなりと雖も若し民設の預金機關と競爭を惹起することあれば其利は害を償ふ能はざるべし愼まずんばある可らざるなり而して巴里は西曆千八百六十五年より同千九百六年までに三十一億四百萬法を借入れ同七年末には二十四億九千二百萬法の未償還額を存し、其他三千萬法の年金ありて西曆千九百七十九年の償還期までには元利賦金、當籤割增金等の爲め五十三億八千六百萬法を要する計算なり而して最近の實況は左の如し

英國

借入の新案

	全市町村	巴里市
西曆一九〇五年	三、七五〇、〇	—
同　一九〇九年	四、一八七、九	二、五一六、七
同　一九一〇年	四、一六四、七	二、四七四、五

斯の如く佛國は其額多しと雖も增加の期は既に經過し減少の期に向ふものに似たり

獨逸に於ける西曆千九百七年の市町村債總額は六十五億六千萬馬にして其內譯左の如し

	百萬圓
町　村	一、三六四、六
一萬人以下の町村債	九六、一
一萬人以上二萬五千人迄	七七、三
二萬五千人以上五萬人迄	

五萬人以上同上		八、〇	
市			一人當
一萬人以上二萬五千人迄		六七〇、六	一四六、三九
二萬五千人以上五萬人迄		五六一、六	二〇三、四七
五萬人以上十萬人迄		七三三、七	二三九、〇九
十萬人以上二十萬人迄		九二八、九	二八七、四一
二十萬人以上(伯林ヲ除ク)		一、七九一、六	三四一、五四
伯林市		四二九、〇	二一四、三九

而して左の市府の西暦千八百九十七年三月末日の債額と同千九百八年末日の其とを比較し其百分比例を見るに左の如し

第二十六表

	西暦一八九七年	同一九〇八年	比例
伯林	二六六、二 百万馬	三七八、五 百万馬	四二、二 分
ミユンヘン	八〇、五	二三七、七	一九五二
ヅレスデン	三九、一	一一八、七	二〇三、六
ライプチヒ	四九、四	一一〇、五	一二五、八
ブレスラヲ	三三、三	五八、〇	七九、七
コローン	三一、五	一三六、三	三三二、二
フランクフォルト	五八、四	一五六、九	一六八、七
ニユルンベルヒ	二六、一	八七、七	二三五、九
ヅッセルドルフ	二〇、一	七二、二	二五八、五
ハノーウル	三四、八	四〇、八	一七、三

更に一歩を進め人口の増加と負債の増加とを對照比較するに左の如き増加歩合を示す

第二十七表

	人口 對西暦一八九五年同一九〇五年	負債 對西暦一八九七年同一九〇七年
伯林	二一、六三 分	四二、一九 分
卅萬人以上の市	三五、一四	一八〇、九七
十萬人以上卅萬人以下ノ市	五二、四五	一四七、一九
五萬人以上十萬人マテノ市	三七、一九	一四二、五二

二万五千人以上五万人マテノ市	二五、八六	一二〇、九五
平均	三七、三八	一三〇、四〇

由是觀之增加步合は中級市に於て强く伯林の如き比較的に强からず是れ豈に人文の發達に由り運輸通信の道開くるに從ひ地方中心の發達する結果に非ざるなきを得ん哉翫味すべきの現象と云はざるを得ず

由是觀之中級都府に於て增加率最も多し、是れ豈に運輸通信の便開くるに從ひ地方中心の集合發達速かなるの致す所にあらざらん乎而して負債高一人當を以て之を見るも中級の六府最も多し則ち伯林は約九十二圓なるも六府は約百五十五圓、第三級に屬する者は約百二十四圓、最下級は約九十一圓五十錢にして即ち伯林と伯仲の間にあり首尾相逢ふ亦奇ならず哉、然れども實際の負擔の難易に至りては固より同年の論に非ざるなり

又西暦千九百十年に於ける獨逸州及市の起債額を擧れば左の如し

第二十八表

巴丁	二九、〇〇〇千馬	巴威耳	五〇、〇〇〇千馬
ドルトムンド	三、〇〇〇	プレーメン	四〇、〇〇〇
漢堡	七五、〇〇〇	リツキスドルフ	六、五〇〇
ヲルデンボルヒ	六、五〇〇	フリーデナウ	一、五〇〇
プオルツハイム	四、〇〇〇	ゲルセンキルチエン	六、〇〇〇
ヅツセルドルフ	二〇、〇〇〇	エルフルト	七、〇〇〇
ミユーニヒ	二〇、〇〇〇	ステクリツト	二、四五〇
クライレーブス	三、七五〇	ハーレ	四、〇〇〇
メイエンス	六、〇〇〇	ウエストフアリエン	二〇、〇〇〇
來因地方	三〇、〇〇〇		

米國

米國の景況亦兄たり難く弟たり難し即ちウエストハムに於ては西暦千八百九十年より同千九百二年までの間に市稅八割を增加し同千九百六年には千八百弗の不動產にして一年百弗の賃貸價格を有する者五十三弗三十五仙の租稅を負擔しシカゴにては同樣の財產二十八弗十八仙、ボストンに於ては二十八弗八十仙、紐育に於ては二十五弗八十八仙を負擔す、米輕きに非ざるも尙ほ英の重きに到らず。畢竟斯の如く市稅の增加するは公設の事業の爲め年々地方債の增加するもの之が主因たらざるを得ず而して公設事業は之に依り衣食するの徒を生じ其一般公

衆の利益あると否とを問はず漫然公設事業の擴張を主張し市政若くは選擧場裏等に於て不測の弊害を生ずるなきを保せず、彼の紐育の「タムニホール」の如きは實に其適例なりとす。夫れ官業は負擔を國民一般に課し、公業は負擔を當該市町村民の一般の頭上に及ぼすも而かも其利益を受るの有無厚薄を問はずして其費用の負擔同率を保ち其間利害の偏重するは蓋し免れ難きの通弊なり、其事業にして多數民庶の需用に添ひ而して、相當の收入を生ぜば則ち可なるも若し夫れ然るを得ざらん乎大に寒心すべきものあり。私設事業に於ては即ち然らず其成功は固より之を冀望せざるを得ず而して其失敗は間接に社會に影響すべしと雖も累を一般納稅者に及ぼさず其厚薄輕重識者を俟たずして明なり、只其監督を嚴にし事物をして其目的に添ふの實を擧げしむるの要ある耳

今又西曆一千九百六年度(七年六月に終る)合衆國百五十八箇都府(三十萬人以上十五、十萬人乃至三十萬人二十七、五萬人乃至十萬人四十八、五萬人以下六十八)の負債は約十七億三千三百萬弗、一人當りは約七十五弗六十九仙にして其二割二分は西曆千九百二年以來の增加なり而して歲出總計は約六億八百萬弗にして內約一億七千八百萬弗は紐育の經費なり、其增加率は西曆千九百年より同六年までに三割八分に達し他都府も一割一分七厘乃至二割九分二厘の增加を示す一人當りは二十六弗五十四仙にして西曆千九百二年の二十二弗四十八仙に比し著しき增加なり、歲入統計は約六億千五百萬弗にして內約三億千九百萬弗は一般財產稅なり(此點は好良なり)

第四目　資金積立と起債との比較

學校建築の如き場合に新たに公債を起すと豫て積立金を爲して復利法を以て之を增殖するとの利害は一考を要する問題なり、富裕なる邑に於ては積立の方利あるや論なきなり例へば學校の保存期を三十箇年とし三萬圓を借入れ三箇年据置き四箇年目より每年千二百圓宛を償還するとせば二十有八箇年にして三萬圓の償還を終り其間利子を五分と爲し利子拂に二萬四千圓を要し都合五萬四千圓を要す、然るに豫て再築の爲に每年七百五十圓宛を積立つれば二十五年にして一萬八千圓の支出と爲る今之を四分利にて復利法に據り增殖すれば二十五年にして利子にて千二百四十九圓三十七錢を得べくして二十五箇年の終りには元利の合計三萬四百八十四圓二十七錢と成り二十五年目の七百五十圓を加ふれば三萬一千二百三十四圓二十七錢と成る依て二十五回の元金繰入は不用となり二十四

年にして資金を得る計算となる其得失多辯を要せずして明なり

第三節　地方債の效力增加の方法

第一目　轉貸法

地方債募集の方法にも亦種々あり或は地方政府が直接に募集するあり或は英國の如く轉貸法に依るものあり蓋し轉貸法とは先づ國が借金をなし之を市町村等の公法人に貸付するを謂ふ斯の如くして國が元利支拂の爲め要する費用は市町村等より國に對して償ふべきは勿論なりとす抑々地方債元利の負擔は一地方に限局す故に地方債券は全國の市場に於て賣買取引せらるゝこと甚だ稀にして小市町村の發行に係る者に於て殊に然りとす又信用の點より之を看るも例へば國に對して五分利にて貸付くる者も地方團體に對しては七分利若くは八分利に非れば貸附を爲さざるは蓋し市場の常情なり今外國の例に對て之を見るも西曆千九百八年十一月中旬の二分半利付英國國債の價格は八十四八分の五にして實際の利廻りは百磅に對し二磅十九志三片なるに地方債中最も信用厚き三分利付倫敦郡債は九十一四分の一にして利廻り三磅五志九片に相當し信用遙かに國債

に及ばず、我國に於ても斷然轉貸法を行ひ地方債を國債に切替へ(債權者中切替を肯んぜざる者あるときは償還に際し漸次に借替ゆべし)三箇年若くは五箇年据置き其の間に第四編第一章第十六節に論ずるが如く中央の財政を整理し地方の財源を涵養し然る後ち償還に着手せば地方は切替の爲め利子を減じ中央は地方より實費を徵して之が爲に特に費用を增加せず頗る便宜なるや疑を容れざるなり國家の信用は地方團體に比して高位に居るを以て國は地方より幾分か低利にて借金するを得べし、蓋し轉貸法は比較的鞏固なる信用を利用して地方費の負擔を緩和するを目的とするものにして事物の關係其當を得たりと云ふべし、英國に於ては夙に此方法を利用し中央に工事貸付局を設け自ら債券を發行して地方に貸付し今哉(卅九年)其高積んで五千五十四萬餘磅に達す而して利率は目下百磅に付き三磅十三志なり、佛國に於ても之と類似の方法行はる、例へば鐵道敷設の爲め資金を要する會社あれば政府は國債を募集せし爲に得たる金額を會社に貸付け以て鐵道を敷設せしめ二十五年三十年等一定の期間中其會社をして鐵道事業を經營せしめ一定の期間滿了に至れば其事業は國に歸するか或は期限を更新して引續き其會社をして之に當らしむるか又は他の會社をして之を經營せしむるかは

時の必要と事情とに依りて異なるものとす、此方法たる畢竟事業の經營は之を熟練なる會社に任し資金は國の信用を利用して之を低利に得るを目的とするものにして所謂長を取り短を補ふ者なれば施設其宜を得ば良好なる結果を見るや疑を容れず

凡そ公債は金額小なるときは市場の立物たるを得ずして賣買の機會甚だ少く隨て其價格貴きを得ざるものとす國債は其額概ね大なりと雖も地方團體の發行せし者は其金額比較的に僅小なり故に地方債券は市場に賣買せらるゝこと少く隨て貸付の擔保物に供するに便ならず例へば某縣の公債證書にして其總額五十萬圓なる者を市場に賣出すとせん乎之を購買せんとする者殆ど之あるなし、偶々之あるも價格頗る廉なるか又は或府縣に於て戸籍、財産等に就き利害關係を有する者に外ならざるべし、是に於てや我國地方債の利率は概ね六分以上に昇り、國債は五分以下にして其差頗る大なるに拘らず前者は其賣買自由ならず、國債と雖も金額の小なる者は尚ほ賣買の圓滑を缺く況や地方債をや、今若し英國の如く轉貸法を行はんか市場に出づる者は國債證券にして地方債券に非ざるが故に金額大に信用鞏固にして高價を保ち擔保品たるの實力隨て大なるを得べきは疑を容れざる所なり

地方債證券は賣買に便ならず故に金融上の擔保價値少なし

第二目　證券用紙の供給

英國に於ては地方債券の爲に國が用紙を供給することあり、是れ我國に於て曾て國が國立銀行紙幣を製造して之を銀行に交付せしに類似す。當時銀行紙幣の用紙は國が製造して之を各行へ交付せしが故に百四五十の銀行が發行せし紙幣は銀行紙幣の名の下に一團となり流通せり。若し各國立銀行が各自各種の紙幣を製造して之を發行したらんには啻に其流通の圓滑を阻害せしのみならず印刷費を增加し、又十分に紙質を選擇すること能はず、且つ防贋の注意に缺くる所なきを得ざりしならん。地方債證券用紙供給の事たる之と同じく智巧の方法と謂はざる可らず、若し轉貸法の行はれざる場合には此方法を採るも可なり。而して用紙の代價の如きは無論地方團體より納付せしむるものとす若し印紙稅を徵すべき場合には之を用紙の代價中に包含せしむれば徵稅法を簡便にするの利あり

之を要するに地方債に對する市場は狹隘にして其賣買不自由なるが故に隨て擔保品たるに適せず、是れ前記の如き種々の方法を講じて幾分地方債の效力を大ならしむることに努めざる可らざる所以なり。目下地方債は其利子國債に比して

適かに高率なるに拘らず市場の勢力たること能はざるの憾あるを以て我國に於ても機を見て轉貸法を實行して地方團體の地方の負擔を輕減するの必要あり然れども斯くするときは國の費用自ら增加するを以て地方團體は無論其實費を國庫に拂込まざるを得ず、國は又之を元金償還に充て速かに債務額を減ずることを思はざる可らざるなり、今や我國は地方債の增加其勢を成すの秋なり初に於て注意を怠らば他日非常の困難を生ずるの虞なしとせず遠き慮なければ近き憂あり須らく四海の事例に鑑み折衷斟酌以て大に劃策する所なくんばある可らざるなり

第三目　地方債の長所及短所

又茲に少しく地方債證券の融通力に就て述ぶる所あらんとす、元來地方債は其素質一地方に限局するが故に市場の勢力たること難く金融の器具としては不適當なるも素封家か貯蓄の爲にする底積としては遙かに國債に勝るものあり何となれば地方債の利率は國債に比して高く而かも危險の要素を包含せざればなり我邦未だ太だ富まずと雖も地方團體の破產を豫想し得るの現象なし、只內憂外患交々臻り國內大に亂るゝに於ては地方債元利支拂に支障を生ずるのみならず國債元利の支拂或は期す可らず、然れども斯る危急の秋に際しては國民たる者は自己の財產を顧るに遑あらず方に一身を挺して國家の急に赴かざる可からず、豈に敢て區々其所有公債より生ずる收入を顧るの暇あらんや。如上非常の場合を除き强て平常大國の地方團體が破產して其負債を支拂ふ能はざるの場合を想像するは是れ杞人の憂のみ固より一顧の價値を存するなし故に世襲財產の如き財產の所有者は地方債を其底積とするは安全にして且つ最も有利なり、故に單に利殖の爲に公債を所有する者は國債を地方債に乘換ふること最も有益なりとす。商賈銀行等は金融を得るの道容易なるを希ふが故に國債證券を便とするに反し貯蓄の爲め公債證書を望む者は地方債券を得るに利あり凡そ事物の便否は境遇と目的とに依りて定まる、夫れ事平を得れば則ち治まり物所を得れは則ち安し而して紆餘を妍とし卓犖を傑と爲す是れ理世の要訣たり、世の實務に當る者須らく變通玄妙の理を窺ふべきなり

國債證券を底積として所有する人は之を地方債に乘換ふるときは其結果融通に便なる者は多く市場に流出し、利子は割合に高しと雖も流通に便ならざる者は深く庫中に藏せられ短を校へ長を量り惟れ器是れ適し所謂一舉兩得の策たり復

地方債は貯金の爲にする放資に最も適當なり

證券の種類其所を得

た何を斗疑はん、唯實行の爲め地方債の元利が隨所に支拂はるべき施設を要するのみ、是れ固より容易の業たり

地方債券の融通力

以上述べしが如く地方債に付ては注意すべき事又施設すべき事多々ありて幾分其價格を高くするを得べしと雖も要するに地方債は國債に比して不利益の地位に居るものと云ざるを得ず。今大藏省の調査に係る三十九年末の實況を見るに普通銀行貸付金總額四億六百餘萬圓に對する質物中國債證券は約二千三百萬圓にして地力債券は僅かに百三十餘萬圓に止まり而して株券の如きは漸次減少の傾向ありと雖も尙ほ約八千九百萬圓の巨額を占む而して四十二年末には國債證券約四千五萬千圓、地方債證券凡そ百二萬圓、四十三年末は前者凡そ三千百萬、後者約百三十萬圓なりとす、夫れ豈に地方債の爲め劃策するなくして可ならん哉

自治體發達の必要

又地方債を以て地方財政の要具たらしめんと欲せば大に力を地方自治制の發達に致さざるを得ず、夫れ地方は國の部分たり、部分發達せずんば何に依りてか全體の隆昌を望むを得ん而して局部各所に割據して互に衝突し小利を爭ふ如きことあらば邦家の患之より大なるはなし嗟吁我近情此事なしと云ふを得る歟、斯の如きは經濟財政の發達に大害を與ふるものなれば努めて之を矯正し之を融和し自治の效力を增加せざるを得ず、一日を緩ふせば即ち一日の損あり、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第四目　地方債に關する特別機關

轉貸法等の利益ある凡そ斯の如し、然れども天下は廣大にして其事業を國家に一任し他に方法を求めざるは未だ以て其精を盡したりと云ふを得ず、故に今一步を進めて白耳義の町村銀行に則り協同相互救濟の主義に基き地方團體を糾合して一團と爲し其餘裕を集め以て過不足を補ひ之に與ふるに特權を以てし之に負ふはすに特種の任務を以てせば彼是相待つて遺憾なきを得ん。抑々白耳義の町村銀行なる者はフレヤ、オルバン氏の主張に係り西曆千八百六十年甫て設立せられ其創立以來同千九百三年に至るまで同行取扱に係る町村等募債總額二億七千五百二十七萬四千二百法借入地方團體の數二千二百四十四個なりとす、今白國の地方自治團體總數は二千六百十八個(我國の市町村は諸島廳を除き一萬二千八百四十六個にして外に水利組合等の自治團體あり)なるを以て其八割五分强は既に町村銀行の餘澤を得しものと云つべし而して西曆千九百三年の實況に借入町村數三百十七個にして其金高は二千三百三萬七千六百法なりとす。由是觀之町村銀行

が公共の爲に貢献する所實に偉大なりと云つべし、大定款の概要は之を附錄に掲載せり請ふ參觀あれ(甲種附錄第五號參觀)

第五目　地方債の特別財源

特別基金

國が或目的を以て公債其他の財源に依り基金を設置し之より府縣に貸付けて特定の事業を經營せしむることあり、佛國の道路基金、學校基金等は最も顯著なるものなり、佛國の學校基金の如きは其名高きと共に弊害亦著し、然りと雖も其方法たる國の信用を以て地方團體の會計を幇助するの趣旨に基くものにして理に於て不可なる所なし蓋し諸般の施設上利益相伴ふは天下の常勢にして徒らに弊害をのみ是れ慮り利益を興さゞるは志士の與せざる所なり、世に利益あるものは之を興すに躊躇す可らず而して弊害一たび生ずるあらば速かに之を矯正せざる可らず。夫れ只事の弊害を生ぜんことを是れ慮り徒らに言に敏にして行に鈍なるは東洋人士の常習にして而かも弊一たび生ずるも之を矯むるに鋭ならず、西洋人士は即ち然らず所謂言に訥なるも行に敏にして而かも一たび弊害の發するあらば即ち之を芟除することを懈らず是を以て其進歩刮目して看るべきもの甚だ多し、斷じて行へば鬼神も之を避く豈に鑑みざる可ん哉、洋の東西文明の趣向を異にするの點存して一に玆に在り須らく翫味服膺すべきなり又佛國には國庫の預金部より地方團體へ貸付を爲すの法あり

獨逸の新經營

獨逸に於ても前陳の如く地方債の增加甚だしく從前は三分半にて募集するに難からず一時三分となすべきの勢を呈せり、然りと雖も西曆千九百二年後は四分を通例とし同千九百九年初に於ては四分亦之を難しとするの勢を呈せしを以て茲に地方債統一の議論を惹起し區邑(コンミューナル)銀行を糾合し一大區邑的中央金融機關を組織し之をして債券を發行せしめ市町村は之を轉借して利率の低下を圖る必要を說く者少なからず、其成るの日は白耳義の特別機關と並立して歐洲大陸に双美を顯出する哉疑を容れず

我國に於ては未だ其制なしと雖も相當の方法を設けて之を實施せば其有効なるや疑を容れず、曾て中央備荒儲蓄の制行はれ府縣制及市町村制の未だ行はれざりし當時に於て中央備荒儲蓄金より地方に貸付せし例あり、然れども斯の如き特別の目的を有する資金を貸付するときは之を目的外に使用せらるゝの虞あり、注意すべきことなり、前記預金部より地方團體へ貸付るが如きは則るべきの方法にして他日の問題となるを疑はず、近時當局亦是處に見る所あり興業銀行居中斡旋

し地方債低利借換の事漸やく成らんとす、是れ頗る吾人の意を得たるものにして以て一言なきを得ず

第四節　地方債の監督

第一目　監督法の類別

國は地方債の成立の便宜を與ふると同時に又其監督を嚴にせざる可らず、而して其方法種々あり請ふ少しく之を辯ぜん

米國の立法例

一　金額制限法

二　歩合制限法

三　目的制限法

四　特別議決法

五　上級官衙の監督

是なり、金額制限法とは或地方に或金額以上の公債を起すことを得ずと制限するものにして極めて窮屈なる方法なり故に此方法に依るときは殆ど募債の目的を達するを得ず北米合衆國のメリランド州の採用する所のもの即ち其一例なり

紐育の起債力

歩合制限法とは地方團體の經常歳入の何倍まで又は其不動産價格の何割何分までを制度とし募債を許すものにして起債力と償還力の比例を保たしめんとするものなり、前者は英國の採る所にして後者は紐育市の採る所なり、同市の地價は西暦千九百三年には三十三億三千六百六十四萬七千餘弗なりしが同千九百十年には七十九億四千四百十九萬二千餘弗に增加せり而して起債の最高限は其一割なるを以て同市は七億九千萬餘弗即ち約十六億圓の公債を起す能力を有す

目的制限法とは或目的を限り其範圍内に於て起債を許すものなり、而して其主義に二種あり

一　概括的目的の制限

二　特定的目的の制限

是なり。北米合衆國のアイヲワ州が其目的を敵の攻撃を防禦すると一揆の鎭定若くは歳入の不足を補ふとに限りしが如きは後の方法を採るものなり。日本は府縣制郡制市町村制に負擔の償還、永久の利益、天災事變等概括的制限法を採り歐洲大陸亦前者に依る二者各々得失あり即ち後者は窮屈に失し前者は濫用的擴張の虞あり、愼まずんばある可らず

特別議決法に普通の議事の如く地方議會の出席議員の過半數を以て議定せず
して募債の爲には必ず出席員の三分二以上の贊成を要し又は合法に選擧せられ
たる議員の外に特に募債の爲に臨時に議決權を與へられたる地方の名望家又は
多額納稅者を議事に參與せしむるものなり、我國には未だ此方法行はれずと雖も
世運の進步に伴ひ事情紛雜たるに至らば或は之を倣ふの必要生ずるなきを保せ
ず故に今に於て豫め研究する所なかる可らず

上級官衙の監督は例へば三年以上に亘る負擔は必ず上級官衙の承認を要する
ものとするが如き是なり

第二目　起債權の源泉

抑々地方團體が公債を起すことを得るは所謂豫算權及其執行を監視する所の
合法の議會を有し之に加ふるに若し地方團體が其豫算權を合法に履行せざると
き上級官衙は其執行を強制するの權能を有するが故なり、地方團體自から此權能
を有せず、且つ上級官衙の監督權の及ばざる團體に起債の權を與ふるは實に思は
ざるの甚しきものなり、我市町村制は其發達圓熟を缺き近者物議頗る多し、元來我
自治制の施行は尙ほ草創に屬し寬恕すべきものなきに非ずと雖も其發達の模様
は固より憂慮すべきものなしとせず地方債の研究豈に等閑に附す可んや、地方債
と「ムニシパリチーズム」即ち都會問題とは自ら別問題に屬すと雖も其間關係頗る
密接なるものあり、抑々都會問題は目下の一大問題に屬し大に研究の必要あり、而
して其解決に就ては歐米の諸國皆困難を感ぜざるはなし、我邦亦歐米の轍を踏む
將に近きにあらん乎大に鑑みる所なかる可らず

第一編第一卷終

訂正增補
第廿三版

財政と金融

乾

第一編
財務
第二卷

租稅

第一編　財務

第二卷　租稅

第一章　內地稅

第一節　總論

租稅に關し注意すべき要點は夙に有名なるアダム、スミス氏の四則に表はれ既に人口に膾炙す、又近時英人バステイブル氏の論ずる所頗る其要を得たり即ち一に曰く効力(國用を充すに足る丈の實收あること)二に曰く經濟的(徵收費少くして經濟上の發達を妨げざるもの)三に曰く公平なる分配　四に曰く彈力　五に曰く確實　六に曰く便宜是なり、今是等の要素を網羅し租稅の要素を最低度に減却せんと欲せば租稅は出來る丈け之を既成資本の賦課に止め構成中の資本には力めて課稅を避けざる可らず若し之に課稅するの已むを得ざるものあれば其輕微なるに努めざる可らず、之を要するに資本の殖增を妨害する所の租稅は力め

て其賦課を避け以て國富の發達金融の圓滑を圖るべきは蓋し徵稅法の第一義なり、豈に其選を苟もするを得ん哉

既成の資本又は年々一定の收入を生ずる資本を擁する者は租稅の負擔比較的に容易なり、然りと雖も現に資本の構成に從事しつゝある者は其負擔に困難を感ず、不幸にして其負擔重きに失するときは資本の增殖及新事業の發達を沮害すること甚し何となれば既に事業資金に變じ相當の收入を生ずる既成の資本は多く既に事業に投下し其殘部の幾分を割きて租稅の納附に充當する等其用途略々定まるに反し資本にして尙ほ構成中に在る者は其基礎未だ定らず速かに之を樹立せしむるの必要あればなり、其負擔輕微なるときは實際の影響は殆ど論ずるに足らずと雖も理論上より之を視れば資本の構成に從事しつゝある者に租稅を負擔せしむるは不可なるは智者を竢つて後ち知るべきに非ざるなり

構成中の資本に課するの不可

第二節　不動產稅

第一目　地租

地租の熟地に課せらるゝ者は(其賦課の輕重は暫く措て問はず)其素質に於ては良好なる租稅の一に屬す、土地にして既に熟地となれる者は或は耕耘に供せられ或は家屋の建築等に使用せられ以て收益を生ず、此場合に於て相當の租稅を課するも敢て土地の利益を害することなし、然りと雖も若し開墾中に在る土地に租稅を課するときは收益の基礎未だ定まらざるが故に納稅者は非常の困難を感ずる哉論を竢たず、假令其租額熟地に課する者の半に過ぎざるも尙且つ其負擔に堪へざるべし故に現行地租條例に於ても鍬下年期許可の規定あり(條例第十六條)資本の構成を奬勵す、又荒地免租(條例第二十條以下)の如き臨機の處分あり立法の注意周到なりと云つべし

熟地に課する地租は其質良好なり

第二目　家屋稅

家屋稅は國稅として我國に於て其例を見ずと雖も地租と同一の理由に依り賦課徵收の方法其宜きを得ば是れ亦好箇の一財源たり而して其標準は之を賃貸價格に採るを好しとす何となれば之に據るときは建物の構造、目的、地位の便否等諸般の關係事情を網羅し之を取捨斟酌するの便あればなり

第三節　地價差增稅即ち地價の自然增加を課稅の目的物と爲す新財源

第一目　總論

主義及目的

茲に近年著しき發達を經財源の一大問題と成りしは地價の自然增加を以て課稅の目的物と爲す新財源是なり、抑々此新方法は土地に關する有害なる投機を妨遏し併せて地主輩をして公共的進步の結果に依り自ら一毛を拔かず居ながら巨利を得るの利益に報答する所あらしめんとするにありて最近十年の間議論四方に起り其最も顯著なるものを獨逸とす而して今哉輿論の趨勢は歲入問題にして此問題を基礎とせざるものは問題と爲すに足らず事既に調査研究の時代を過ぎ實行の期節に入り最早論辯を許すの餘地を存せず」と云ふに至れり、是れ實に一世の選を盡すものと云つべし、抑々地價自然增價稅の論說たる今日に始まるに非ず其來る哉甚だ遠く西曆千七百七十六年英國經濟學の鼻祖アダム、スミス氏其國富論に於て「市街地の賃貸料及普通の賃貸料は特別稅を負擔すべき最良の收入なり」と云ひ爾來リカード、ミル氏の如きを初めとし耕作限界(需給の關係に由り現

社會と地主との關係

耕地中最も利益の薄き地點を云ふ拙著經濟大意第三章第二目及第四章第二目參看)の降下よりして地主の得る所の利益は地主自身の力に因るに非ずして國家公共の發達進步に由り自然に得る所のものにして地主は實に特別の利益に浴するものなりと論ず、蓋し是れ天下の事實なり又近年に至りマーシャル教授は土地自然增加より得る所の賃貸料の增加を稀有なる特質を有する賃貸料(レント、オフ、レヤキヤバシチー)と稱し周圍の情況に據り得る所の獨占的利益より生ずる準賃貸料(クェサイ、レント)と云ふ實に至言と云ふべし而して獨逸に於ては西曆千八百七十二年ワグネル氏既に之を唱道し其理由歷々分明更に何をか疑はん

蓋し土地家屋賃貸價格の增加は人口の增加と運輸通信の便其他の社會的進步とに依るもの多くして不動產所有者自動の結果に依るもの甚だ稀なり、其增加にして他動のものたらしめんか所有者獨り其利益を專らにするの理なく之を社會に分配するの當然たるは論を俟たず故に市に不動產所有者間の利益を害せざるの範圍に於て或方法を設け不動產殊に家屋の賃貸價格を單に需給の天則に放任し其頂上に達せしめず(市立借屋設置等)又は其一部を市に收むるが如きは(特別稅を設る等施政者の正に努力すべき事たるは論を俟たず而して無用の土地賣買は

投機の豫防

投機者流をして其詐術を逞ふせしむるの媒介にして世に寸益無く其弊害實に甚しきものあり。然るに市有の不動產は其賣買貸借に弊少なし（公共的注意を缺かざるものと認めての論故に今一面に於ては其の增加を圖り相當の方法目的及條件を以て之を賣買貸借に付し一面に於ては個人間の賣買貸借に對し登錄手數料を徵し若くは公共的進步より增加する所の賣價の差增及賃貸價格の增加（英の「ヲンオンルド、インクレメント」、佛のプルウアルー」、獨の「ツーウァッキスレンテ」又は「コンジヨンクチユールストイエル」、米の改良稅、ニユージーランドの素地賦課法）に特種の稅を課するが如き方法を採らば關係者の利益を害ふことなくして國家若くは地方團體の收入を增加するを得るや論を竢たず、是れ所謂十方盡界の妙法一道坦々として障なく碍なし五湖の煙景誰か能く之を爭ふを得ん哉

公共的進步の爲め地價騰貴の實例

第二目　獨逸に於ける近年の事例

博士ワグネル氏の調査に依るに西曆千八百七十一年（氏は當時既に差增稅を主張せり）に於ける獨逸の戰勝と帝國建立との結果に由り地價に急劇の變動を來し同千八百七十三年には既に賃貸價格に二割乃至三割の增加を示せり、是に於て伯林市に於ては西曆千八百八十一年一委員を設けて其情況を調査せしに同市に於ける地價は西曆千八百六十八年より同千八百七十七年の間既に場末に於て三割六分を增加し、中等十一箇區にては五割其他の三十四箇區に於ては五割乃至十割六分の增加を示し、伯林市の地積は西曆第十九世紀の下半期に於て其價格二十五億馬を增加せり。是れ主として公共的進步に由るものにして個人的進步に由るに非ざるなり、無數の類例中其最も著き者の一二を擧て之を說かんに玆に伯林附近郡部にショーネベルヒなる一部落あり同地の一農夫曾て西曆千八百二十年に於て馬鈴薯耕地として二百七十「ターレル」を以て一地域を購入せり、然るに市の擴張に由り同部落が首府の外域となるに當り其子孫は宅地として之を六百萬馬に賣却せり。斯の如きは固より極端の例なりと雖も地主が自己の力に依らず單に社會進步の爲め巨利を得たるものなり又ブリッツに於ける一農夫は其持地八「モルゲン」（一「モルゲン」は二反五畝二十一步强なり）を十五萬馬を以て賣却せんとせしも之を顧みる者なかりしが其附近に停車場の設置せらるゝに當り其地所は一躍百三十萬馬に騰貴せり

ショーネベルヒ及ブリツの例

シヤールロツテンベルヒの實例

右の外地方に於ても僅々十數年間に地價に三十倍、十七倍等の增加を示せしは決して珍しからず、就中シヤールロツテンベルヒの如きは西曆千八百八十六年よ

り九十七年の間は市街敷地の價格四千四百萬馬より二億馬に增加し其間人口は約十萬を增加し其一人毎に地價を增加せしこと平均二千五百五十馬の割合なり而して同市中最も熱鬧なる部分即ちカンツストラセ街邊に於て十一「メートル」平方の宅地にして西曆千八百八十三年には十七馬を値ひせし者が同千八百九十八年には百二十七馬となり十五年間に約七十四割七分の增割を示せり實に驚くべきの增加と云はざるを得ず又バーレ市に於ては西曆千八百三十年の地價を百とすれば同千八百六十九年には二百九十八となり同千八百九十五年には八百四十三となり、ヅレスデンに於ては西曆千八百七十五年に於て約十九萬馬を値ひせし地所が同千八百九十五年に於ては五十八萬五千馬に賣却せられたり又フランクフォルトの一投機會社は西曆千九百九十九年に於て二百萬馬を以て或地域を購買し其次年に三百萬馬を以て之を賣却し其利益を分配して會社を解散せし例あり。土地價格增進の勢斯の如く蕩々として殆ど其止まる所を知らず其騰貴は啻に市街地に止まらずして農業地にも延及す西曆千九百六年三月十二日の伯林「タグーブラット」新聞は左の興味ある實例を掲載せり

ヅレスデン其他の實例

フランクフォルトの投機會社

一　某伯はシルトベルヒ區に於て三年前一區の土地を二十一萬七千馬にて購入し近時之を四十五萬馬に賣却せり

二　グネーゼン區の住人某は字ルードウイスホルストに在る一區の地所を五年前に六萬五千馬に購買し兩三箇月前之を十一萬六千馬にて賣却せり

三　シユワルチエーナワ在バオオに於ける某は一區の地所を兩三年間所有し近時六萬馬の利益を以て之を賣却したり

四　ライテーベルヒ區に於ける一區の地所は五年前二十四萬馬の價格を有せしに兩三箇月前五十一萬馬にて賣却せられたり

（因に云ふ我國近年の實況に就ては甲種附錄第四號參觀又紐育市の不動產價格の增加は第一卷第四節第一目に揭げたるが如し）

農業地の實況

又最近（卅八年七月）の例に就て之を見るに亞弗利加に於けるカイローアバシニー間に建築すべき電氣鐵道附屬地拂下の件是なり、抑々該鐵道は白耳義の投機者アムペインと埃及の有力家なる（資力約八千萬圓を有し勢ひ王を凌ぐ）ニユーバルなる者のと間に企圖せられつゝある事業にして附屬建築物に要する最要地は一立方「ヤード」（凡そ三尺）凡そ一磅を價するに拘はらず、其一萬五千「エーカ」を一「エーカ」（四反餘）に付僅々一磅を以て拂下げ而かも其事件突如として顯はれ埃及政府は其

カイローアバシニー事件

地所賣却に對し何等の制限をも加へず。元來斯の如き場合には其より生ずる利益の分配を受るの條件を附するは該政府の慣用手段なるに今回に限り毫も條件を附するなく頗る四海の耳目を驚かせり、箇中の消息固より之を察するに難からず差增稅徵收の必要あるを證するに餘りあり

又耕地價格の增加を見るに米國のアイオワ州に於ては西曆千九百年乃至同千九百十年間に二十五億餘圓より約五十六億圓に增加し耕地附屬建物の價格は四億八千餘萬圓より九億餘萬圓に增加せり而して其間自作地は九分の減少を示せり

家屋賃貸價格の增進

社會の進步に依り地價の增加すること斯の如し而して家屋の賃貸價格も其供給人口の增加に伴ふ能はざるの事實に由り頗る增進せり、今伯林を以て之を例せば西曆千八百九十年に於ては同市は十六萬五千百四十四の借家(一軒中の一部を以て一借家とするものあり)を有し、其賃貸價格既に高度に達せりと雖も尙ほ七千四百九十六萬四千八百馬に止まれり、進んで同千八百九十九年に於ては借家は五十一萬二千五百七十七に增加し、賃貸料は三億三千六百二十八萬二千七百馬に增進し一軒の平均四百五十一馬より六百五十六馬に增加せり又西曆千九百一、二年の調査を見るに七百馬の歲入を有する者は平均約三百廿五馬の屋賃を支拂ひ八百馬の歲入にして二百馬の屋賃を支拂ふ者三軒、二百五十馬八軒、三百馬二軒、四百馬一軒、九百五十馬の歲入にして三百馬の屋賃を拂ふ者八軒、三百馬乃至三百五十馬六軒、四百馬二軒にして七百馬の者一軒なり實に驚くべきの情況と云はざるを得ず

移轉の實況

第三目　不動產の移轉

今又眼を轉じて不動產移轉の實況を見るに地所に就て之を述ぶれば伯林に於ては西曆千八百八十年には人口千に對し二十五に止まりしも漸次其數を增加し同千八百九十年には百十五となり家屋に於ても同樣の景況を示し二箇年以內に其所有主を替ふる者總數の四分の一にして五箇年間同一所有主の手に止まる者は約半數を出でず其餘は所有期間十六箇年以上にして其二十箇年を超ゆる者は七分の一なりとす今之をミユンヘン、ブレスラウ、シヤールロッテンベルヒの實況に徵するに十箇年間同一所有主の手に在る地所は其總數六割を超へず其一箇年にして所有主を替ゆる者第一に於て一割六厘、第二に於て九分三厘、第三に於て一割二分四厘の多きに達せり(西曆千八百九十年頃)又移轉の種類に就て之を見るに西

移轉の種類別

曆千八百七十一年伯林に於ては相續的移轉百に對し任意的賣買七百弱、強制賣買は二百弱にして明年即ち七十二年に於ては任意的賣買既に約三千に增加し競賣移轉は相續の約倍數を占めたり更に全體に於て之を見るに西曆千八百九十年より九十五年に至る五箇年の平均はミユンヘンの一割三分五厘を最高とし、フランクフオルトの二分六厘を最下とす、蓋し後者は獨國中の古市に屬し既に必要の發達を經じに由るものなるに似たり而して首府伯林は九分二厘を占む

全體の達觀

而方今大都會に於ける不動產の移轉凡そ斯の如し、是れ多くは投機的行爲に係るものにして社會の發達上必要已を得ざるに由るものに非ざるなり、方今獨逸に於ては投機者流中家屋師地所師と稱ふる者發生し既に多大の弊害を生じ伯林に於て最も甚だし斯の如きは民を苦しめ世を蝕害す前記不動產の價格差增に課する所の特別稅の如きは一面に於ては無用有害の投機を防ぎ一面に於ては市の收入を增加し所謂一擧兩得と云ふを得べし

第四目　救濟の方法

近時人事發達の爲め不動產價格及其賃貸料の增加すること斯の如く而して投機的移轉の頻繁なる亦斯の如し其結果衛生上に不利の影響を及ぼすを免れず是れ實に等閑に付し難きの問題なり、茲に於て果然市立借屋設置の論起れり、然れども土地の購入及家屋の建築は巨額の費用を要し事容易ならず、依て市の監督の下に或規定を設け資本家若くは組合をして公有地の適當なる家屋を建造せしめんとせしと雖も當時未だ地上權等の規定完全ならず、土地及家屋の所有權分離上充分に圓滑なる方法を缺き前記公共的事業の施設頗る澁滯の狀況を呈せり

「エルブブラウレヒト」

是に於て西曆千八百九十年より効力を有すべき規法に所謂「エルブブラウレヒト」なる者を規定し、土地所有者は數年間使用料を徵し家屋建築の爲め土地の使用を許し、建築者は一定の期間中完全に建物の所有權を保有し自由に之を賣買賃貸又は書入する事を得、期限滿了に至り其土地は無論地主に復歸し建物も亦有償又は無償にて地主の有に歸するものとし其賠償金額は相互の合意に由り一時拂又は部分拂と爲すことを得るものとし多年の葛藤を解き大に社會的進步の端緒を開けり

右の規定に據り西曆千九百一年ハーレ市は率先七十年間の約束を以て市有地を建築家に貸付し市の監督と規定とに依り建物に相應する衛生設備を命じ期限滿了に至り建物は其價格の四分の一を以て市に歸するものとせり、尋てライプチ

ヒも低價を以て建築會社に十二萬五千「メートル」平方の市有地を貸付しマンハイムム亦其例に倣へり又ハムボルヒ、フランクフォルト等の大都府も新法を適用し其効果頗る顯著にして埃國將に其例に倣はんとし既に一法案を議會に提出せり

規定適用の類別

第五目　收入增加の方法

各種不動產の關係を圓滑にし其利用を廣大ならしむるの方法は粗々其緒に付きたるを以て次には土地より生ずべき收入を增加し市の財政を鞏固ならしむるの策を講ぜざる可らず、今其方法を尋ぬるに之を左の三項に別つを得べし即ち

移轉稅の實例

一　不動產移轉稅
二　宅地稅
三　不動產價格差增稅の徵收

是なり。不動產移轉稅は印紙稅登錄稅の形を以て國稅として徵收せらるゝは普通の制度なりと雖も附加稅若くは特別稅の如き形を以て地方稅として之を徵收するも敢て妨げなかるべし、宜なる哉普漏西に於ては國稅として百分の一の印紙稅ありと雖も之に加ふるに地方稅としてシヤールロツテンベルヒ及ゴルリッツに於ては千分の五、デユセルドルフ、エルベルフェルド、コロローン等に於ては百分の一の附

加稅あり而してフランクフルト及ドルトムンドに於ては其率稀れに千分の十五に達することあり。元來此種の稅を賦課するに當り投機的行爲を防壓するため建物と土地とを區別するを通例とす即ち伯林及ブレスラウに於ては建造物には移轉稅千分の五を課し、地所には千分の十を課す。バーレに於ては前者には千分の十、後者には千分の十五を課す。然れども其課稅標準は土地の全價格に非ずして耕地の平均價格（同市に於ては當時一「メートル」平方一馬なりを超過する部分のみなり

建築物と土地との區別

エッセン市は西曆千八百九十七年に於て累進法を採用せり例へば建造物定着地には一分を課し、所用未定地には其地所の價格が耕地の價格に超過し一「アール」（百十九「ヤード」六〇三三平方なり）の價格三千馬を超過せざるときは當該地所の負擔する素地稅に一分を加へ之に超過するときは二分を加重す。其他ビイーレンフェルド、フランクフルト等も類似の方法を用ひ殊に後者に於ては大に意を土地制度の改良に注ぎ一定案を提出し建造物定着地に對しては移轉稅を其價格を千分の卜五とし、不定着地に對しては之を千分の二十と爲し更に累進法を以て差增稅法を案出せり、其規定に依れば一移轉に際し前の移轉以來當該不動產の價格の增加二割を超過するときは其差增額の十分の一に相當する金額の千分の五を徵收し

差增稅案の類例

差增五割を超過するときは千分の二十を徵するものとす、然れども惜い哉右方法は地主輩より激烈なる反對を受け加之普漏西大藏大臣は其或は國稅の爲め不利なる影響を生ずるなきを保せずと無し其賛成に躊躇し十分の效果を得るに至らざりき英國に於ては夙に內地稅の賦課に依り不動產差增額を徵稅の目的物と爲し來りしも獨は未だ其域に達せず、土地の區分價格の設定等に就き無限の混亂を生じ西曆千八百七十三年のブレーメン市の試驗も惜むべし終に無效に歸し去れり、因に云ふ當時同市は租率を地所の收入力に基ねせず其事實の賣買價格に基ねせり）

第六目　新法實施の困難

是等の事情に由り爾來數年の間土地課稅の問題に一頓挫を來せしと雖も、抑々本問題たる世の進運に從ひ早晩解決せざるを得ざる所のものなれば獨逸に於ては西曆千八百九十三年一法を定め地方團體に土地に特別稅を賦課徵收するの權利を付與し公共的進步の爲め土地の價格增加するときは之に對し他の地所より重き稅を賦課することを許せり是に於て土地制度改革黨大に力を得伯林市率先して新法の實施を試みたり。然るに當初諸般の經驗を缺き單に最近の現況に據り之を定め從前の價格と比較し其差違を以て增價と爲し以て之を標準とし差增稅を徵せしに忽ちにして無數の訴願を生じ西曆千八百九十五年には辛ふじて千二百八十三件を調査し內三百六件は全部若くは一部の訂正を要し、地主輩の反抗甚しく西曆千八百九十五年終に廢止の否運を見るに至れり又ゴルリッは伯林に次ぎ差增稅を設けしも後者同樣の運命に終れり

是等の困難は土地制度改革黨の豫期せし所にして固より彼等を壓服するに足らず、普漏西大藏大臣も最早躊躇すべきの時機に非ざるを察し法の實行に焦慮し少しく其方法を改め所得稅の例に倣ひ價格は地主の申告に基き之を查定し價格に付き抗議ある場合に於ては地主團體は申告價格を以て當該地所を買收するの能力を有するものとせり、是れニユージーランドに於て行はるゝ所にして市府と不動產所有者との間に存する利害を融和し衝突を避け頗る巧妙の域に達するものと云ふべし、然れども庭園地と其他の地目との區別に就き尙ほ未だ瞭然たる能はず多少の考案を要せり。抑々庭園の存留は衛生の爲に必要條件なるを以て之に重課するの不便不利たるや論を竢たず、然れども一朝之に輕課せんか名を庭園に借り詐稱、誤認等弊端百出收拾す可らざるに至るは多辨を要せず依て

一　庭園地は總て登錄を經るを要す登錄を經ざる者は建築用地と同率の稅を負擔すべきものとす

二　將來に於て當該地に建築物を營造せんとするときは當該地が特別賦課の免除を得し以來庭園地として免除せられたる稅金を所屬地方團體に支拂ふものとす其支拂を了したる後に非ざれば當該地所に建築を爲すを得ずと規定し一方に於ては市町村衛生事項の發達を妨げず一方に於ては脫稅の弊を豫防するを企圖し事物の配合巧妙の域に達し頗る吾人の意を得たるものと云つべし然れども土地制度改正は尙ほ其初期にありて未だ成熟の期に達せず方今只建築用地には他の地方より高率の稅を賦課するを得る耳

改正の機未だ熟せず

第七目　資本稅と收入稅との當否

普通價格と收入價格の區別

西曆千八百九十九年普漏西大藏大臣は一省令を發し地方團體は土地の現收入又は普通價格に基ゐし特別稅を賦課するを得べし(西曆千八百九十三年の法に依る)と規定せり兩者の撰擇は固より地方團體の隨意なりと雖も不動產の價格は強ち其現收入に依る者に非ずして現在の收入は輕微又は皆無なるも公共的進步の爲め巨大の價格を有し又は有するの望ある者なしとせず抑々不動價格に普通價格及收入價格の兩者あり前者は市町村を數區域に別ち其區域內の地所價格の單位を概定したる者にして後者は現に生ずる收入に依るものなり前者に就き租稅を課するは資本を基礎とするものにして收入を基礎とするものより課稅に公平を得るを通例とす今若し收入に依り租稅を徵せんか勢ひ劣等即ち勞力者の借家に比較的高稅を課せざるを得ず何となれば此種の借家料は其建築資本に對し上等家屋又は製造所等より收入率高きは疑ふ可らざるの事實なればなり請ふ一二の類例を揭載せん

エルベルフエルド市は其歲入を徵するには收入基礎を用ると雖も試みに其高を普通價格に引き直し計算するときは左の如き結果を生ず即ち

一	勞力者家屋は普通價格の萬分の三百四十三		
二	普通借屋	同上	萬分の二百五十九
三	製造所	同上	萬分百七十九
四	耕作地	同上	萬分の百八十三
五	建築用地	同上	萬分の十

其勞力者家屋に重き概ね斯の如し而してキャッセルの實況を見るに(前記同樣の方

法を用ゆ)建築用地にして未だ建物を有せざる者は之を有する者の八分の一を占むと雖も其收入は僅かに百分の一に過ぎざるなり

新法運用の實例

又曾てブレーメンに於て一年二十萬馬の收入を要し收入基礎を改めて資本基礎と爲せしが收入豫期を超過し三十萬馬と成りスバンダウ市に於ては西曆千九百二年新法を試み從前九十六馬を負擔せし土地より優に一萬四千馬を擧るを得たり、新法の結果凡そ斯の如し故に方今普漏西に於ては二百六十有餘の市府既に之を採用し日に增進の勢あり

第八目　新法の勝利

斯の如くして新法の利益は漸次世人の知る所となりブレスラウ、コローンの如き大都府に於ては斷然之を採用し其他の小府村も其例に倣ふに至れり、然れども其稅率は通例財產價格の萬分の十五乃至三十を超過せずして未だ土地制度改革黨を滿足せしむるに足らず、然れども累進の法を加味し比較的大財產に重課するの傾向年に其勢を加へ恰かも象駕の崢嶸として進むが如し豈に螳螂の能く其輪を搏ち其轍を拒むあらん哉即ちチユイスベルヒ市の如きは銳意新法を運用し各種の不動產を包有する地域に之を試み舊法の下に於ては僅かに六萬七千馬の收入を生ぜし區域より新法に據り實價即ち普通價格に萬分の二十五の率を課し十萬四千馬を得、市の收入を增加すると同時に勞力者住家に對しては著しき負擔の減少を見るを得たり、ブレスラウに於ては西曆千九百一年の豫算に於ては必要避く可らざるの工事の爲め二十萬馬を要し其財源を得んが爲め土地制度を改め新法に依り萬分の二十九の率を以て主として建築用地の所有者及工場に課稅し三十萬五千馬の收入を得同時に小家屋の負擔十萬五千馬を減少せりドルトムンドに於ける一例は頗る興味あり、曾て同市の中央に一地域を有する投機的地主あり、曾て其價格五十萬馬に達するまでは之を賣却するを肯んぜず馬鈴薯畑の形に於て之を保有し使用價格即ち收入基礎に據り之に稅するときは僅かに三馬の稅金を負擔せり、然るに同市は西曆千八百九十九年斷然新法を採用せしに前記の地所は千馬に付き三馬を生ずるに至れり、兩法の差異亦大なりと云ふべし。コローンに於ては西曆千八百九十三年舊法の下に於て二萬千二百九十二の土地事件より二千七百三の訴願を生ぜしに新法の下に於て西曆千八百九十八年に於ては土地事件三萬より僅かに百七十四の訴願を生ずるに止まれり。由是觀之何れの方面より觀察するも新法は之を舊法に比し非常の進步にして土地問題の一部は略々解決に

訴願の減少

近づきしと云ふを得べし

公共的進步の爲め所有財產價格の增加に對し其所有主が謝儀的に比較的重き稅を負擔するは當然なりと雖も其增加中に自己の資本勞力の使用に因るものあるときは其部分に對しては免除の方法なきを得ず例へば市が土地價格の增加に對し二割の差增稅を賦課せんとするに際し其地所の價格が二十萬圓より二十四萬圓に增加し居るとせん(十年毎に地價を改定するものとし又は買價より賣價が前記の通り增加せしとするも防げなし)然るに其四萬圓の差增は二要素より發生し其四分の三は公共的進步より四分の一は自己の資本勞力の使用より生ぜしこと判明なるときは之に對する差增稅は四萬圓に課せずして三萬圓に止めざるを得ず今其率を前記の如く二割とすれば市は之に依り六千圓を得べし而して之に伴ふに累進率を用ゆれば稅は大財產大投機者に重く小財產に輕くして殆ど完全の域に達するを得べし今一步を進めて精細に之を論ずれば世運の進步に因り代價の自然に增加するは土地のみに非ず諸般の需用品多少增加すべし故に例へば地價一割五分の增進を示すと同時に他物貨の代價も五分の增加を示せしときは前記の例に依れば三萬圓を以て地價固有の自然增加と爲さず更に一萬を差引き

差引法の必要

二萬圓を以て課稅の基礎と爲すを至當とす然れども斯の如きは事繁細に過ぎ實際の不便少なからず全然之を不問に措くを得ずと雖も稅率の加減を以て事實の關係を失はざる樣注意するを以て足れりとす

新法の利既に見るべきものありと雖も未だ完全の組織を以て旗皷堂々天下を押すに至らず然れども機漸やく動き既に其萌芽を發す殊にストラスブルヒ、メイエンス、コロージン等ライン沿岸の古式の市府に於て其必要を生ぜり元來此等の市府は其城壁の爲め痛く區域を制限せられ人口增加の爲め年々狹隘を感じ常に投機者流の乘ずる所となり其弊實に名狀す可らざるものあり是に於て城壁の撤去頻々として行はれ少しく其面目を改むるに至れり即ちメイエンスに於ては西曆千八百七十二年新に四十五「ヘクタール」の土地を市に編入し其部分に對しては特に增價に比例し租稅を賦課するものとし之を六區に分ち中央よりの距離に從ひ累進稅を賦課し第一區よりは十一萬「フローリン」第二區よりは十萬「フローリン」を徵收し其より遞減して第六區よりは五萬五千「フローリン」を得るを期せり爾來此方法は大に其功を奏し西曆千九百年に於ては收入金高既に九十六萬七十馬に增加せり又ヲルム市に於ても其城壁を撤去しウュルテムベルヒより斯の如くし

土地狹隘なる古市には特に必要あり

新法適用の結果

膠州灣の實例

て兵役を免れたる土地より九十萬馬の差增稅を徵收するの許可を得たり。西曆千九百一年に於ては機大に動き獨逸の數都府同樣の方向に進み中にもストラスボルヒ市長の如きは擴張の市區及兵役免除地に對し差增稅の賦課を完成する爲め完全なる方法を提出し他の有力なる都府亦其の例に倣へり

元來新法は舊地に行ひ難く比較的に新地に行ひ易し、增加課稅の事獨逸に於て未だ十分なる發達を見ざるに先ち極東租借地たる膠州灣に於て其適用を見るは奇に似て奇ならず趣味實に深しと云ふべし即ち政廳は租借地內の淸國土地所有者に彼等の支拂ふべき地租の二箇年分を交付し獨逸國の名を以て之を占領し更に占領當時の時價を以て賣却し西曆千八百九十八年租借地民政廳は一律令を發し土地に三種の稅を課賦せり

一　權利の移轉稅（評定價格の百分の二）

二　建築用地稅（每三年に改定すべき評定價格の百分の六）

三　賣價差增額の百分の三十三と三分の一（是は差增額の三分の一を政廳に收むるを以て目的とするなり詳細は甲種附錄第四號參看）

右の如く稅種と稅率とを定め隱匿、詐稱等の諸弊を矯んが爲め民政廳は必要を認むるときは申告價格を以て指定の地所を收容するの權利を保存す。此方法は偉大の功を奏し新地に於て最も厭ふべき惡弊を生じ易き土地投機の禍因を撲滅すると同時に官有地を低價に拂下げ純良なる移民を誘致するの效果を呈せり、施設巧妙の域に達す、新領土經營の爲め一考の値なしとせざるなり

改革前に於ける市收入の情況

第九目　地方收入內容の變化

今一步を進めて獨逸市財政の實績を見るに西曆千八百九十三年の法律は實に一大改革の生せしものなり、同千八百八十九年前は北獨逸諸市府に於ては間稅收入（行政的即ち他に轉嫁し得ると認め得らるゝもの）は微々として振はず即ち伯林にては市收入の僅かに一分六厘八毛に止まり、ブランクフォルトに於ては皆無にしてアルトナ及コローンの如きも亦同樣の情況を呈せり。之に反して佛國の感化を受けたる諸市府に於ては此例既に强く即ちムルハウゼに於ては七割四分四厘七毛ストラスボルグに於ては八割三分三厘九毛、メッツに於ては八割八分六毛に達しミユーニッヒ、ニユーレンベルヒヌッツガルト等南獨逸の諸府に於ては凡そ三割を占め、カッセル、ブレスラウ亦同樣の情況を呈せり而して間稅收入の輕微なる市府に於ては勢ひ多額の直稅を徵收せざるを得ず即ちコローンに於ては所得稅の金高

全收入の八割四分三毛フランクフォルトは八割三分五厘四毛伯林は四割五分二厘四毛に達し其他小數の市府は大に之を地租に徵しアルトナの如きは其一例にして四割九分二厘に達せり、然れども多くは一割乃至二割五分を超過せざりき

西曆千八百九十三年の法律は偉大なる變化を來し北獨逸に於て間稅收入頓に增加し、ブホッダムの如きは西曆千八百九十八年に於て其高總收入の二割九分一厘四毛に達し、二割を超過するもの五市にして其他は平均五分乃至六分に止まる、エルザス、ロートリンゲンの如き南部の市府に於ては常に强率を保てり而して移轉差增等種々不動產に課する所の稅は著るしく其比例を增加せり、今其梗概を擧れば左の如し

改革後の實況

第一表

市名	全收入の百分の比例
アルトナ	六、〇〇
エルフルト	四六、〇〇
シヤーロツテンボルヒ	四四、九三
ハノーウル	四四、九〇
ステッチン	四三、〇〇
キール	四二、五〇
伯林	三五、九〇
コローン	三四、八〇
ケニグスベルヒ	三四、〇〇

其他北獨逸都府に於ては二割を降らず、南部に於ては小數の例外ありと雖も其增加輕微なり、然るに其最も著き者をスツッガルトの三割五分及ミエーニッヒの三割四分なりとす。輓近獨逸に於ける市府財產の變動概ね斯の如し、今や我國々運年に發達し其勢ひ獨逸近年の歷史に彷彿たるものなしとせず、地方殊に市府財政上既に一大變更を生じ爾後其勢を增すや疑を容れず、今にして劃策する所なくんば噬臍の悔なしとせず前記數項の如き大に鑑みる所なしとせざるなり

負擔の變動

第十目　獨逸に於ける新法の概要

斯の如くして西曆千九百五年に至りては普漏西に於ては殆ど總ての大都會に於ては新法を採用し中都會は勿論百九十有餘個の町村に延及せり而して普通價格に據る所の新稅は之を舊法に比し中等以下の住家殊に勞働者の住家の負擔を

輕減し投機的建築用の土地及大商工事務を行ふ所の家屋の負擔を重ふするの結果を生ぜり、是れ社會上政治上最も好ましき事にして新法目的の一と云ふを得べし。抑々新稅の賦課法は各地の情況に據り多少の差違なきを得ずと雖も、畢竟大同小異のみ、今類例としてフランクフォルトの法を擧ぐれば左の如し

フランクフォルトの實例

西曆千九百四年二月の市租稅法第一條は左の如く規定す

フランクフォルト市區地に在る土地所有權にして直接相續に據らずして移轉する者に對しては第二條に定むる所の評定法の定むる所の價格(平均價額)の百分の二を市稅として賦課す

第三條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては二十年以上、未建築地に於ては十年以上を超過するときは前記普通賣買稅の外に左の率に從ひ附加稅を賦課す、其價格は取得價格に據る

一　建築地に於ては

二十箇年以上三十箇年までなるとき　百分の一

三十箇年以上四十箇年までなるとき　百分の一、五

四十箇年以上なるとき　百分の二

二　未建築地に於ては

十箇年以上三十箇年なるとき　百分の一

二十箇年以上三十箇年なるとき　百分の二

以上十箇年を經る毎に百分の一を增加し六十箇年以上百分の六を以て限度とす而して此附加稅の賦課は前所有權の移轉が本法實施の前又は後たるしを問はず、但土地の價格が前所有權移轉以後騰貴せざりし場合に於ては之を賦課せず、斯の如く年數に從ひ累進法を用ふる所以のものは他なし元來フランクフォルトは舊市にして土地の所有小數の人士に屬し賣買極めて少し故に成るべく土地の分割を促さんと欲するにあり、伯林の如きは大に其事情を異にし却て短期の讓渡に重課す、即ち建築に於ては五年以內に賣却する者には成規の率の全額を課し五年以上十年の者には其三分の二十年以上の者には三分の一を課し、未建築地に於ては十等以內全額二十年內三分の二其以上は三分の一を課す(我國では伯林流を採る方可なるべし)又同市差增稅法第四條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては未だ五箇年未建築地に於ては未だ十箇年を經過せずと雖も價格の騰貴が取得以來既に百分の三十以上に達せしときは前記附加稅の外に特別附加稅を賦課す、

其率左の如し

價格の騰貴	騰貴金高
百分の三十乃至三十五なるとき	百分の五
百分の三十五乃至四十なるとき	百分の六
百分の四十乃至四十五なるとき	百分の七
百分の四十五乃至五十なるとき	百分の八

にして以上價格の騰貴百分の五毎に稅率百分の一を增加し、騰貴十三割五分稅率百分の二十五を以て限度とす(騰貴は改良費を除きたるものとす建築費に於ては利子の損失を除く)又强制競賣にて取得したる土地の價よりは失ひたる低當金額を除くを至當とす(甲種附錄第五號參看)

近時獨逸國に於ける土地價格の增進は其國勢の勃興に伴ひ非常の勢を示せり今例をザキソン王國に採り西曆千九百四年同國政府が其財政改革法案に添付せし報告に據るに實に左の如し

第二表

町村名	自西曆一八七九至同一八八九增加步合	自西曆一八八九至同一八九九全上
ドーベン	十割	十割
カッペール	十割	十割
ボンスドルフ	四十割	十割
モウルコウ	六十割	三十割
カデツト	五割	五十割
レイク	七割五分	六十割
ロウベルガール	六十割	七十割
ゴツタ	十割	百割
エイドノウ	十割	百二十割

豈に盛ならずや

第十一目　獨逸に於ける新法實施の實況及其改良

西曆千九百九年七月の實況を見るに獨逸に於ける十萬人以上の四十一個の大都會中新法を實施する者十有五にして中小市中之を採用せし者四十一箇所あり伯林に於ては屢々議事に上りしも土地家屋所有者組合なる者ありて常に之に反對し近年稍やく行はれたり、今一步を進んで其詳報を得たる六大都會の實況を見

るに左の如し

第三表

市名	採用の年月	人口	收入高 西曆一九〇六年	收入高 同一九〇七年	歲入總高
ブレスラウ	西曆一九〇七六月	四七一、〇〇〇	二八七、〇〇〇馬	五七、〇〇〇馬	一四、二七六、〇〇〇馬
コローン	仝　一九〇五七月	四三九、〇〇〇		二八八、〇〇〇	一二、一三三、〇〇〇
ドルトムンド	仝　一九〇六九月	一七五、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	一五九、〇〇〇	四、九三四、〇〇〇
エッセン	仝　一九〇六六月	三三一、〇〇〇	九〇、二〇〇	一七二、〇〇〇	五、九六三、〇〇〇
フランクフォルト	仝　一九〇四二月	三三五、〇〇〇	一、一〇四、〇〇〇	四八七、二〇〇	一三、八三七、〇〇〇
キール	仝　一九〇七八月	一六四、〇〇〇		七六、〇〇〇	三、六三六、〇〇〇

伯林に於ては前陳の如く近年の事なりと雖も其附近附屬市邑中には夙に實施せし者あり西曆一千九百八年に於ける其實況は左の如くなりき

第四表

邑名	人口	豫算	實收
グロスリヒテルフェルド	三四、〇〇〇	五〇、〇〇〇馬	二九、〇〇〇馬
バンコウ	二九、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一四七、〇〇〇
ライニツケンドルフ	三三、〇〇〇	八九、〇〇〇	一二四、〇〇〇
テーゲル	一三、〇〇〇	三六、〇〇〇	一二、〇〇〇
テムプペルホフ	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
ウァイゼンジー	三七、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一八八、〇〇〇
チェーレンドルフ	一三、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一六九、〇〇〇
合計		五九五、〇〇〇	六八〇、〇〇〇

斯の如く獨逸流は年度間は勿論豫算と實收との間に大差を生ずるを以て之を經常費に充つるは甚だ危險なり擧て以て地方債償還其他の臨時費に充つべきなり又各年度に於て收入に非常なる差異あり是れ獨逸式の一大不利なりとす即ち左の如し

第五表

市名	西曆一九〇六年	同　一九〇七年
コローン	二八七、〇〇〇馬	三八八、〇〇〇馬
ドルトムンド	一〇九、〇〇〇	一五九、〇〇〇
エッセン	九〇、二〇〇	一七二、〇〇〇

フランクフォルト	一、一〇四、〇〇〇	四八七、〇〇〇

新法實施の狀況斯の如く率は概ね空地及大區域に高し是れ當然の事なりとす然り而して近者一弊を生じ土地を法人名義を以て所有し實際は個人間に賣買使用し增價稅を避るの場合少なからず故に普漏西政府は市に對し會社重役の選任毎に之を課し率は二割五分を限度とすべき旨を勸誘しつゝあり、增加稅の發達斯の如くなるに獨逸帝國は西曆千九百九年七月の增稅案を以て之を國稅に編入し西曆千九百十二年に至れば帝國は此財源より二千萬馬を得之を超過する高は同千九百九年四月一日以前に於て本稅を採用せし市邑に賠償的割戾を爲すべしと定めたり

第十二目　英國に於ける差增稅の形體

英國に於ても近時差增稅賦課の論說頻々として起り輿論は概ね左の形狀を採るに似たり

甲(九十九年期賃貸價格にして家屋定着の土地に就て

一箇年三十磅の賃貸價格二十年還元價格	六〇〇磅
家屋建築費	四〇〇
地所位置の價格(單純なる地價)	二〇〇

右の財產が二十年を經過して賃貸價格三十六磅となり、地價も亦百二十磅を增加せしときは左の如し

一箇年三十六磅の賃貸價格仝上の還元法にて	七二〇磅
家屋建築費(建築費の利子は算入せず以下準之)	四〇〇
地價	三二〇
差增	一二〇

此差增額を課稅の目的物と爲し若干の稅を賦課す

乙の一(同期間にして市街熱鬧の地)

一箇年六十磅の賃貸價格二十年還元價格	一、二〇〇磅
家屋建築費	六〇〇
地價	六〇〇

右の財產が二十年を經過し賃貸價格百二十磅となり地價亦三倍に增加せしとすれば左の如し

一箇年百二十磅の賃貸價格二十年還元	二、四〇〇磅

家屋建築費
地價
差增

乙の二

右の財産が一箇年を經過し舊建物を取崩し二千百磅(內百磅は新築地均し費)にて新に家屋を建築し賃貸價格は二百磅となり地價も價したる場合
一箇年二百磅の賃貸價格にて二年還元

新築費	四、〇〇〇磅
地價(地均等にて增す)	二、一〇〇
當初の評價に對する差增	一、九〇〇
	一、三〇〇

但此場合は資本投下より生ずる增加あるを以て其丈は差引くを要す
右を基礎とし英國の實況(農地を除き)に適用すれば左の結果を得

第六表

西曆年次	土地の資本價格	差增
一八六五	九〇六磅	
一八七〇		一九四磅
一八七五		一九二
一八八〇		二八八
一八八五		二〇〇
一八九〇		一一三
一八九五		一七七
一九〇〇		三一八

由是觀之年々の增加は約四千萬磅と見て大差なきが如し(因に記す方今倫敦の地價は五億磅にして年々の自然增加は約七百萬磅なり)果して然らば五箇年毎の差增は二億磅にして之に對し一磅に付二片半の租稅を課するとせば左の如き結果を得べし

第一の五箇年間は毎年	二、〇〇〇、〇〇〇磅
第二の同上	四、〇〇〇、〇〇〇
第三の同上	六、〇〇〇、〇〇〇

等なりとす、然るに此方法は過去の差增は之を不問に措き只將來の差增のみを課

稅の目的物と爲すものなり、然れども地主又は家主が社會の進歩より得る所の利益に付て過去將來の區別を爲すの必要なく畢竟此方法は民を苦しむることなくして收入を得るの目的とするものなるを以て不當の高率を課するは固より不可なりと雖も過去に於ける自然の差增を無視するの理由あるなく之を見込むを至當とす、然るときは英國に於ては左の如き結果を得、市街地の三分の一は賣買なく遺傳等に依り讓り渡さるゝものとし五十年前より價格十割を增すものとす

西曆千九百五年現地價(農地を除く)　二、七〇〇磅

右の三分の一　九〇〇

此半數を五十年前の價格とす　四五〇

然らば則ち差增は　四五〇

にして之に對す一磅に付二片半の租額は　四五

なりとす而して

又或地面の現地價は　一、八〇〇

にして西曆千八百八十五年(二十年前)の地價は　一、二〇〇

なりとすれば即ち此部分の差增は　六〇〇

にして前同率より生ずる稅額は　六

合計第一の五箇年間は毎年の稅金　一〇五

なりとす而して第二の五箇年以上は前記の四百萬六百萬磅を加へて進行す、然らば即ち此稅は基礎定まりて十分の彈力を有し好箇の財源なりと云ふを得べし。西曆千九百九年度の豫算に於ては財政改革案として不十分ながら耕地及小地主の所有地を除外し百四十九に對する三百七十九即ち千二百三十の多數を以て差增稅案下院を通過せり、然れども宿習舊障尙ほ蟬蛻春融の季に會せず上院の容るゝ所とならずして大に憲法上の問題(英國に於ては財政案には上院の容喙を許さざる慣例なり)を惹起し其解決を將來に竢つの已を得ざる至りしと雖も金案長く函中の者たるを得す翌年即ち西曆千九百十年四月二十九日土地價格稅法として發布せられたり、其內容は前記と異なる者多しと雖も土地自然增價を以て財源と爲すは則ち一なり

土地自然增價稅は之を國稅と爲すと地方稅と爲すとは時の便宜に依りて可なりと雖も地價に差增を生ずるは唯に地方團體の力に由るのみに非ず鐵道の敷設、港灣、河川の修築改良等國家の力に依るもの亦少しとせず其利益を地方にのみ歸

英獨併用

せしむるは不當にして或は爲に國費を貪るの弊習を生ぜん、又獨流のみに據るときは年に多大の增減ありて盈缺甚しく收入其平を得ずして濫用窮乏交々起り大局の爲め甚だしき弊害を來さん故に兩法を併用し英流を基礎とし以て國稅と爲し獨流に則り之を登記の附加稅として以て地方收入とせば長短相償ひ無双の好財源を得るや論を竢たず率重に失せされば納稅者を苦しむることなかるべし、凡そ租稅問題にして此財源を基とせざるものは磚を磨て鏡と爲んと欲するに似たり其欲する所を得ざる哉素より其所なり、今哉江波の金鱗釣り盡して餘類なし然りと雖も龍宮の摩尼尙ほ存す須らく進んて之を求め以て餘類を存し族を盡すの慘を避くべきなり

第十三目　素地賦課法

ニユーヽジーランドに於ては西曆千八百九十六年八月十三日の法律に據り素地價賦課法(レイテン、オン、ヲンイムプルーフド、ランド、ウリァユー、アクト)の名を以て顯はれ未開地の投機賣買を防ぎ開墾及家屋の建築等土地の改良を促すを以て目的と爲し同千九百年及千九百三年の法律を以て改增補正し西曆千八百九十九年五月十五日までに二十二區(デストリクト)に試用し納稅者の贊同を得其より同千九百六年三月三十一日までに六十九區、二市(四市中の二なり)十九郡(九十七郡中三十八邑(邑は「ボロウ」なり總數九十七)九道區(道區は「ボロー、デストリクト」なり總數二一四)一町(町は「タウン」總數三十二)に採用せられ頗る見るべきの成績を擧げたり而して稅率は素地價格千分の八、三を以て通例と爲すと雖もウエルリントンの如きは千分の十一、クライストチヨルチは同十二、インウエルカルギルは同十八、ダンポートは同十七にしてストラッドフォルトの如きは千分の二十に達す、地主皆之に服し未だ曾て苦情を唱へず而して輿論は率尙ほ輕ふして投機を防ぐの効力薄しと爲す未だ十分の滿足を表せず(詳細は西曆千九百八年一月發兌の米國經濟誌(ジヨールナル、オン、ポリチカル、イコノミー)に有り參看すべし、因に記す西班牙には不用宅地稅と稱し建造物なき宅地に特別稅を課す)

第四節　登錄稅

登錄稅は權利の設定移轉等の効力を確實にするの目的を以て其登錄を請求する者あるに方り其權利の價值を標準とし賦課するを原則とす而して其登錄價格の如きは大體に於て納稅者の申告に據り申告不當なるときは國家は申告價格を

以て土地家屋等登錄の目的物を先買し得るの權利を保有せば夫れ或は過ちなきに庶幾ん乎、抑々登錄の文明社會に必要にして登錄稅の佳良なる收入の一なるは多辯を要せず而して前節に記載せる自然增加に對する分の如きは特に高率を課するを至當とす。其他尙ほ此處に一言すべきは方今我國の制人事登錄には納稅の手續を缺く抑々本稅は名は稅なるも其素質は、行政手數料に外ならず、既に物件の移轉等に對しては手數料を出して之を確かめ人事の變動に對しては之を出さず物件に厚ふして人事に薄きの嫌なき能はずして不倫之より大なるはなし、畢竟斯の如きは是れ本稅の素質を明にせざるに坐するに由る、少しく顧るときは事自明の理に屬す敢て多辯を要せず

自然增加に對する增率

人事登錄

第五節　印紙稅

印紙稅は其素質登錄稅と酷似し亦好箇の一財源なり、然りと雖も前者は後者に比して租稅の性質を帶ぶるの度稍々大なり則ち吾人は或行爲を爲すに或場合に於て印紙を貼用せざる可らずと雖も登記の場合に於ては必ずしも登錄稅を納附して登記を經ざるも是れ只だ吾人の行爲が第三者に對抗するを得ざるに止り當事者間には完全に其效力を生ず、斯の如く以上二種の租稅の間に差異の點なきに非ずと雖も質權、抵當權の取得又は手形振出の如き行爲に課するに至りては即ち一なり故に其賦課重く且つ複雜なるときは國民行爲の活動を妨げ隨て資本の效力を減じ其增殖を沮害す、特に注意すべきことゝす

印紙稅は契約書、領收書、帳簿等に貼付して納附す其率重きに失し又は印紙の使用方法を煩密ならしむるときは商業上の取引に影響を及ぼすこと大なり故に賦課の方法に附ては周密なる注意を爲し稅率を輕くし其階級を簡單にし煩雜に渉ることなきを努むべし（此の點は登錄稅に就ても亦同樣なり）殊に手形小切手等の如く受授の敏活を期する者にありては其取扱に便するが爲め印紙稅率の階級を單純にすること最も肝要なり。然るに世人動もすれば生硬の理論に趨り漫りに公平を談じ正義を論じ印紙稅率に複雜なる階級を設くべしと說く吾輩に非らず、公平固より尊ばざるを得ざるも抑々商賈の分陰は是れ金なり彼等に向て平常多種の印紙を準備して法定の印紙を貼用するの煩を强ふるは策の得たるものに非ざるなり故に英國の如きは其煩を避け手形、小切手は金額の如何に拘らず、其稅額は總て之を一片と爲す、此事たる美事として人口に膾炙す而して印紙の樣式も劃

印紙稅は單純なるを要す

郵便印紙と收入印紙と同一に爲すべし

効用を同ふする證券の課稅に有無輕重ある可らず

一なるを要す。我現行制度は收入印紙なる者を設けて劃一の方針に一歩を進むと雖も尙ほ郵便印紙の樣式を別にす百尺竿頭更に一歩を進め兩者を一式とせば其便利實に鮮少に非ざるべし英國に既に其好例を示す須らく則るべきなり

學友某氏印紙稅に就き左の一篇を寄せらる、議論簡明頗る要領を得たり仍て同氏の承諾を得て之を左に掲載す

印紙稅は印紙を諸證書に貼付す是一法なり、又一定の用紙に稅金に相當する押印を受け之を使用するも又如斯押印ある諸證書の用紙を販賣するも自由たるべし是れ商取引に最も便利なる一方法なり必要に從ひ全國に擴むることを得べし我國印紙稅法の如き分類細密に過ぎ甲乙代用の餘地あるが如く遂に爲に輕率に擬せんとすることあるに至る宜しく諸印紙稅法を統一し裁判的商事的と言ふが如く區分を簡單にし又一般は輕率となして脫稅を避け細目に失せざる課稅を爲すを可とす

茲に聊か讀者諸彥の注意を喚起せんと欲するものあり、他なし、其效用を同ふする有價證券の課稅に輕重有無の差あること是なり。斯の如きは濫用を釀成し脫稅の弊習を養ひ立法上失當の事に屬す我國に於ては從來小切手は之を無稅とし、三十四年法律第十六號を以て爲替手形、約束手形の二者は之を一通二錢の通し稅とし稍々其面目を改めしと雖も三十八年法律一號非常特別稅法を以て小切手に通し一錢、爲替手形には本稅に一錢を附加し、約束手形には特に累進稅を賦課し頗る錯雜の狀形を示し尋で四十年法律第二十七號を以て小切手を無稅と爲し約束手形の累進を存し更に其率を高め一層の不統一を來し、四十三年法律第十四號を以て戰時の非常特別稅法を廢し臨時稅を永久稅と爲せり、斯の如きは是れ財界を永久に戰時の情態に置くものにして其不可なるは多辯を要せず他日改正の必要ある論を竢たざるなり。凡て事眞正の理に適合せざれば實際に於て破綻を生ずること果して驗あり則ち舊印紙法は送金手形なる一種の手形を認め其印紙稅は金額の大小に關らず一錢なりき。元來送金手形は送金の爲には爲替手形と同一の效力を有すると當時爲替手形の印紙稅率が送金手形に比して高く且つ多くの階級を附せられたりしことは倶に送金手形を爲替手形に代用するの因を成せり、是れ正に必然の結果なり、稅率設定の方法其宜きを失するの結果斯の如し、而して今哉我國此過を再ひす其不可なる哉論を竢たず速かに英法に鑑み其高率を減じ商界不振の一因を除くべきなり況や又收入金額輕微にして大國財政の一助と爲すに足らざるに於てをや焉ぞ之を惜むに足んや之を惜むは諺に所謂一文惜みの百知らずの類に非ざるなきを得ざるなり

第六節　遺産相續稅

遺産稅は既成の財産が受遺者に移轉せらるゝに方り徵收せらるゝ者なるが故に既成資本課稅の主義より論ずれば是れ亦好箇の一財源たるを失はず、今玆に遺産稅に關し注意すべき一二の事項を示さんに受遺者が遺贈者の直系族なるときは其賦課を最も輕くし、系統の遠ざかるに從ひて漸次之を加重し而して系統を異するに至りて一層重きを加へ、他人間には最も之を重ふするを可とす。是れ當然豫期するを得べき者を收得すると卒然として之を得、僥倖にして之を獲る者とを區別するの主旨に外ならず又巨額なる遺産の場合には年賦納入の法を設くるを要す而して其高愈々大なれば愈々年賦期限を長ふし或は大藏省證券又は公債證書を額面にて納付、此納付公債證書は直ちに消却に附すべし（せしむるも可なり、果して然らば其納稅者に便なるは勿論國庫に損失なく却て年額に大變動なきの利あり。凡そ事大小となく些少の注意特效を奏すること少しとせず、理世の術小心翼々周到の留意を要する凡そ斯の如し、豈に慮らざる可ん哉

年賦納入

第七節　營業稅

營業稅は營業の行爲をなす者あるに方り之に對して課する者なり其課稅の標準は建物の賃貸價格、從業者の數、資本金額、賣上金額等種々ありと雖も課稅の目的は營業行爲にあり、然るに世人往々營業稅を以て所得稅の一種なるかの如く解する者あり是れ謬見の甚しきものなり。夫れ營業稅は營業の大小を見るも所得の多少を顧みず、所得稅は所得の多寡を問ふも營業の大小に拘らず兩者の間截然として區別ある斯の如し、復た何を乎疑はん、偶々仲立營業の場合の如きは一見所得稅なるかの如き觀ありと雖も其實仲立業には賃貸價格等の如き具體的課稅の標準たる可き者なきが故に已を得ず其收入即ち報償金高を以て課稅標準の一となすに過ぎざるなり、其標準と目的物とを混同するが如きは事理を解せざるの最も甚しきものと云はざるを得ず、營業稅の素質夫れ斯の如し然り而して國民の營業行爲は奬勵すべくして抑制すべきに非ざるは論を竢たず、抑々課稅は理論上其目的物の發達に不利なるは多辯を要せず故に營業稅にして重きに失し又は課稅方法にして繁細に失せん乎、事業の發達を抑制するは勢の免れざる所なり、其施行に付

ては愼重なる考慮を要するは論なく他に代る者あれば寧ろ之を廢止するに如からざるなり、焉ぞ耕夫の牛を驅り饑人の食を奪ふに傚はん哉

左記は前記某氏の寄送に係るものなり意義深遠眞に得難きの名說なり

營業行爲に關する稅法の標準は概ね法律上の推定に依るを可とす、卽ち使用する場所の賃貸價格使用する從業者の數又は營業の土地又は其地の住民の數の如きものを法定の標準と爲すは殆ど如斯稅法の一般の例なり、但し精確なる効果を得難とも脫稅を豫防し官吏の單獨なる審査若しくは人民の隨意なる申告に依るよりも優る所あるものとす。我國營業稅法の如き今少しく改良し又は一般に商業其他の機關との聯絡全きを得ば良好なる法律の結果を見るべし

第八節　所得稅

第一目　所得の種類

所得稅は所得の種類如何を問はず其金高或程度に達すれば其所有者に賦課する者なり故に賦課輕きときは納稅者は其生計の費用を節し之を納附するを得べくして負擔困難ならず而して所得稅は既成の資本より生ずる收益に課する場合に於ては最も善良なる租稅なり、只租率重きに過ぎ又は徒らに深刻なる累進の法を設け納稅者をして貯蓄の道を失はしめ隨ひて資本の增殖を害することなきを要す。斯の如く所得稅にして利子、割賦金、地代、家賃等の如く全く既成の資本より生ずる收益中より支拂はるゝ者なるときは、其率高からざれば納稅者の負擔困難ならず。然れども勞働の結果より生ずる所得の如きは、所得者は其幾分を貯へて他日に備へざる可らざるが故に稅重きときは納稅者の爲め困難なるのみならず國富の發展に害あるや論を竢たず例へば茲に年々千圓の給金を得る者と公債の年利千圓を收むる者との二人ありとせんに後者の收入は永久にして基礎鞏固なる資本より生ずるものなるが故に所得者が其財產を增殖するに意なくんば收入の全額を費消し盡すも尙ほ可なり、然るに前者の收入は永久のものに非ず其死亡疾病罷免等に因り全く消滅するものなるが故に平生に給金の幾分を貯蓄して他日に備ふるの要あり。是れ所得稅は其種類に隨ひ稅率に差違なくんばある可らざる所以なり而して諸國の實例皆然り(例へば伊太利は資本よりの收入は二割、商工一割、勤勞九分西班牙は財產收入二割乃至三割五分、勤勞五分乃至一割)我國獨り其選を異にする豈に夫れ之を良好と云ふを得ん哉

第二目　勤勞に依る所得中にも區別を要す

勤勞に因る收入と雖も亦種々の體樣あり卽ち終身官の收入、文官分限令に依り

相當の保護を受け自由に罷免せられざる者の收入、雇傭人、使用人等の如く自由に其地位を動かさるゝ者の收入等是なり。是等地位の異なる者の間に於ては假令收入の額同一なるも、區分煩雜ならず大體の不利を來さゞる範圍內に於て負擔の輕重を別たざる可らず例へば文官分限令に依り其地位を保障せらるゝ者は其負擔雇員に比して稍々重くとも不可なしと雖も傭員、使用人の負擔の如きは最も輕からざる可らず是等は資本を構成しつゝある者なるが故に租稅の負擔は最も苦痛を感ずるは數の然らしむる所なり。然るに今既成の財產より生ずる收益と勞力に基づく收入とを比較するに後者は諸國に於て收支の大部分を占む、佛蘭西の碩學ボリユー氏の調查に依れば近年佛國人の總收入は凡そ二百五十億法にして其約五分の三は國民勞力の結果なり是れ輕々看過すべきの事に非ざるなり。然りと雖も漫に小鮮を養て區分深刻なるは固より大國を治むる所以の道に非ざるなり須らく折衷斟酌其宜きを制せざる可らざるは論なき耳

茲に勞働と謂ふは單に手足の勞を云ふに非ずして官吏、公吏、敎員、醫師、辯護士等の勞働をも包含す、誤謬を招くの虞あるを以て敢て一言す又所得稅に累進法比例法の別あるは夙に世人の熟知する所にして文明諸邦の例多少兩者を混用す、累進

必ずしも不可なるに非ずと雖も相當の程度を過ぐるときは不便少なからず甚しきに至りては稅額收入の全額に達するの奇觀を呈するに至るなしとせず故に其程度を得るを肝要とす

第三目　家屋の賃貸價格は所得の一要素なり

本節を終るに方り尙ほ一の論究すべきものあり何ぞや所得中に住家の賃貸價格を加ふること是なり、我國未だ此事なし是れ其研究を要する所以なり。抑々免除は收得と其數を同ふす豈に收得に課して免除を問はざるの理あらん哉而して稅法は公平を尊び財產の使用方法又は同樣の利益を生ずる者にして其形勢の如何に由りて負擔の有無輕重あるを許さず、然るに方今の如く自家住家の賃貸價格を所得外に置くときは財產を有價證券例へば一萬圓の五分利社債券にて所有する者は第二種所得所有者として相當の租稅を負擔すと雖も之を賣却して家屋を建築し之に住居するときは全然負擔を免るゝの奇觀を呈す。論者或は曰ん家屋稅あるときは只稅種を替ゆるのみ何を乎擇ばんやと、然れども家屋稅の如きは家屋需給の如何に依り家主と住者との間に轉輾し必ずしも一方の負擔となるを期するを得ず、家屋稅の有無の如きは固より本論を左右する能はざるなり而して其賃貸

價格決定は前記の申告先買の方法に據るものとせば夫れ或は其實を得るに近からん論者或は云ん此場合に於て先買權を行ふは不可なり何となれば申告は賃貸價格にありて財產にあらざればなりと、是れ一應の理由なきに非ずと雖も抑々又其要を盡せりと云ふを得ず、夫れ勸善懲惡は理世の要にして處務の捷路たり斯の如きの方便亦時に大利なしとせず、先買の事素と權道に屬す純理に對し缺如する所あるは固より期する所なり然るに尙且つ忍んて以て之を行はんと欲する所以のものは蓋し內已む事を得ざるの情存在するありて外大に期する所あるに由らずんばあらず、箇中の消息自ら其間に存す豈に一片の純理を以て之が取捨を決するを得ん哉、若し夫れ先買萬一の弊を慮らば之に對し訴權を設くれば則ち足らん斷じて行へば鬼神尙ほ之を避く況や浮世に於てをや何をか憂へん何をか苦まん又甲者所有の家屋に乙者住居するときは其賃貸料は甲者の所得となる故に甲者所有の家屋に甲者自ら住居する場合に於ても甲者は賃貸料と粗々同額の收入を得るものと看做すは正に當然の理なるに於てをや又何をか疑はん

右陳述する所の外尙ほ各種租稅の特質に關し論究すべきもの少からずと雖も世上租稅に關する專門の書に乏からず就て研究すべきの材料甚だ多し、故に今其繁を避て之を省略す

第九節　納期

第一目　納期と國庫及市場との關係

租稅の納期は金融の繁閑、國庫の收支と調和するを要し爲に多少納稅者の不利を忍ばざるの感なきを得ずと雖も元來納稅の事を論ずるに當り其主位に置くべき者は納稅者にして須臾も其利害を忘るゝを得ず。彼アダム、スミス氏が租稅の原理四則に納期は納稅者の最も便利とする時期を以て之を定むべしと云ひしは實に徵稅の第一義にして所謂是れ民を使ふに時を以てするものなり、慮らずんばあるべからざるなり、然りと雖も又憲法國の民は國家公共の事を以て其任とせざるを得ず故に納稅者も國庫の收支金融の狀況如何を慮り多少の不便を忍ばざるを得ざるは亦是れ當然の義務なりとす。憲法政治の便利は能く之を收めん、國費納入の如きは自己の便宜に是れ依らんと云ふが如きは抑々亦妥當を缺くものと云はざる可らず則ち納期は之を國庫の收支と金融の狀況と納稅者の便宜とを鑑み以て之を定め彼是彬々として國務を擧げざるを得ず、請ふ少しく之を論ぜん

第二目　前納及後納

前納とは一定の期間に對して納附すべき稅金を其期間の未だ經過せざるに先ち納附するを謂ふ例へば一月、二月、三月の三箇月分の稅金を三月末日に先ち納附せしむるが如き是なり、後納とは一定の期間に對して納附すべき稅金を其期間の經過せし後に納附するを謂ふ例へば三箇月分の租稅を四箇月目に納附するが如き是なり。今此二者の優劣を比較するに後納は納稅者の爲め頗る便利にして前納の遠く及ばざる所なり故に免許の如き租稅の性質上自ら前納に屬すべき者を除き成るべく後納の方法に依り納稅者が收支を穫得せし後に於て納稅せしむるを得策とす

我國の現行

納期に關しては諸國の國法皆之が規定を設く我國に於ても亦然り、今其實例を擧れば地租は後納の制を採り納期を分ちて六期と爲し畑地、宅地、山林、原野、牧場等の地租は第一期は其半額、第二期に他の半額を納入せしむ、田租の納期は之を第三期第四期、第五期、第六期の四回に分ち毎納期は其全額の四分一を納附せしむ而して第三期は十二月十六日より翌年一月十五日までとし第四期、第五期、第六期皆收穫の後にあり。然れとも第六期は翌年五月一日より同三十一日に亘り會計年度經過後に在りて區分少しく妙ならず

事情に依り實際前納となり後納となる場合

營業稅は其年額を二分し其年五月十一日を以て納期とす故に其納期は嚴密に後納と云ふを得ず。所得稅は第一種は各營業年度毎に之を徵收し第二種に付ては其金額支拂の際支拂者之を徵收し其都度之を政府に納付し、第三種の所得は其年額を四分し其年九月十一月の兩月及翌年一月、三月の兩月都合四回に之を徵收し後納の形體を備ふ、今一步を進めて六月、九月、十二月、三月とせば更に便ならん。然れども營業稅は週年の營業行爲に賦課し所得稅は其實收する所の收入年額を目的として賦課するものなるを以て主要なる取引又は收入は或は年始に多くして年末に少く或は年頭に少くして中元に多きことなしとせず故に業體に依り事情に依り或は前納となり或は後納となるは勢ひ已を得ざる所なり。然りと雖も後納の前納に優るは論を竢たず故に租稅の徵收は事情の許す限り後納に依るを好しとす

酒稅の納入は緩漫に過ぐ

酒類造石稅の納期は後納にして四期に分たる、其第一期は七月十六日より同月三十一日までの期間にして前年十月一日より其年四月三十日までに査定したる酒造石數に應ずる稅金の四分一を徵收す。方今我國の慣例清酒は嚴冬瓦寒の候に

釀造す而して査定後徵收の開始に至るまて二箇月半を閱す、夫れ或は緩漫に失するの嫌なきか、第二期は既に翌酒造年度に入り、第三期第四期の如きは會計年度最終の日に至る若し大體を改め庫出稅と爲せば是等枝葉の事項は忽ち消滅に歸すべきなり。租稅の後納素より可なりと雖も造石稅の納期の如きは延長に過ぎ所謂過ぎたるは猶ほ及ざるが如しの慨なしとせず。然るに世上往々更に一層の延長を唱ふるものなしとせず、既に議會に於て延期案提出の不幸を見るに至れり、斯の如きは啻に國庫出納の如何を顧みざるに坐するのみならず亦正當酒造業者の利益を忘るゝものと云つべし。輓近庫出稅の說漸やく行はる眞に一進歩と云はざる可らず、先づ之を主産地に行ひ以て漸次に之を全國に擴張せば大に得る所あるや疑を容れざるなり

醬油製造石稅の納期亦酒類石稅の納期と大差なし、然れども其金額後者の如く大ならず國庫の出納に多大の影響を與へざるを以て玆に之を贅せず

左記は某氏の寄送に係るものなり本節の缺を補ふて餘あり

納期及徵收の事を整理し金融に障害を與へざらしめんとするには先づ以て徵收機關其ものゝ整理を必要とす、直稅によること多くして間稅の發達新しき我國の如きは地方自治體に依りて徵收をなすこと多しとせざる可からず而して地方自治體の發達未だ全きを得ざると共に徵收を便宜にせんとせば反りて其繁雜を來すの思あり

然れども今國稅府縣稅にして其同時に徵收となる所の最多額の月は五月七月に於ける千七百萬圓餘十月の二千萬圓餘、二月の二千二百萬圓餘、三月の二千五百萬圓の如き實に一時に多額の金員を吸收するものとす。是れ多くは國說と共に府縣稅を徵收するの便に出づるものなりと雖も、此は大に避くるを要す

酒稅の納期は造酒業の改良と共に酒造年度の如き習慣を止むるときは自然大に之を改め現行麥酒稅の如く爲すことを得べし

租稅に關する期限は納稅者の爲に規定すべきものなれば、納稅者の意志に依りては其期限を變更することを得べし、故に分納し又は一回に其負擔の全額を納付することを得べし。然りと雖も其期限は即ち其義務の一執行方法に過ぎざるが故に法律の規定以外に出づることを許さゞるべし、若し如斯納稅者の意志に從ひ納稅することを許すときは納稅代人の如き責任の分明ならざる制を廢することを得べし

分納緩密に過るは却て不便なり

第三目　分納及繰上納入

一納期に全額を納めしめず分納法を設けて同期間內に於て稅金の分配を許すは金融上利益あり、然りと雖も納期の分割細密に過ぐるときは國庫納稅者共に其煩に堪へず加ふるに國庫の收支遭遇せず爲に大藏省證券發行の必要生ずるなきを保せず、國債元利拂の如き巨額を要するに際し分納の爲め歲入減ずる場合なしとせず故に分納の期は國庫の出納をも慮らざるを得ざるなり、抑々大藏省證券を

發行すると租稅を徵收するとは其金融市場に及ぼす影響同じからず即ち租稅は國民一般より徵收するものなるが故に其市場に及ぼす影響比較的微弱にして間接なり、大藏省證券は其應募區域主として金融界に限局し其發行が金融市場に及ぼす所の影響は深厚にして直接なり而して租稅の徵收は將來に於て銀行の預金等たるべき資金の影響すること多く大藏省證券の發行は既に銀行等に吸收せられ直ちに事實資本となり得べき者及現在の流通資金に影響す、是に於て分納法を行はんと欲せば深く納期の分割に注意せずんばある可らざるなり

分納の正反對を繰上納入とす此方法は我酒造稅、營業稅、所得稅の如き納稅金額の可なりに纏りたる者の場合には其適用を見ざるべしと雖も地稅殊に雜地租の如き口數多く金額輕微なる者に於ては或は納稅者の爲に便宜なることなしとせず而して其整理の如きは稅金額中次期以下に屬する分は過納として之を國庫に收め當該期に到るを以て之を本納とせば毫も不便及び弊害を生ぜずして納稅上の一便宜を開くを得べし、事小なるが如しと雖も亦以て一考の價なしとせず

繰上納入

第四目　納期と國庫金取扱との關係並其金融市場に及す影響

國庫の出納をして循環相繼ぎ毫も停滯なからしむるは至難の事に屬すと雖も凡そ處世の事、事愈々難ければ人愈々之を努めざる可らず、抑々財政は鞏固たる經濟及其他の社會現象の上に建設せらるゝに非ざれば其基礎固からず放に財政上の企畫をなすや必ず經濟及其他の社會現象種々の方面を觀察するを要し單純なる一二現象を見て以て妄斷すべきに非ざるなり而して經濟上及其他社會上の勢力にして苟も利用すべきものあらば之に藉りて以て國家の福利を增進すべきは固より論を竢たざるなり

宇內に國を成すもの何ぞ限らん、然れども其經濟上及其他社會上の發達順當なるもの英國の如きは蓋し稀なり、古來同國の財政施設は善く諸般の勢力を捉へ來つて之を利用し、以て國民の福祉を進め其基礎を鞏固ならしむ、其國庫と市場との關係圓滿なるが如き英國の右に出るものなく世人をして感歎措く能はざらしむるは固より偶然に非ざるなり抑々國庫金にして長く庫中に留まるときは金融市場に不利なる影響を及ぼすは論を竢たず然れども納期は單に出納の連環のみを以て之を定むること能はず、時に國庫現金に過不足あるは勢の免れ能はざる所なり是に於て乎國庫金取扱上預金主義及金庫主義の得失財政經濟上一の問題となる

金庫主義を採る國は納期に於ては設定に一層注意を要す

る。英國の如きは前者を採り好果を收む、其詳細は後に說く所あるべしと雖も今之を約言すれば前者に於ては國家の收入は之を取扱銀行の預金と爲し、後者は國家自ら之を金庫に藏置す故に前者に於ては納期實際の支出に先づと雖も稅金は庫中に睡眠することなく、銀行の手を藉りて必要に應じ市場に流通することを得べし然りと雖も後者に於ては即ち然らず收入支出に先づときは實際に支出に至るまで稅金市場に流出せず、其額大なれば金融に影響する蓋し鮮少に非ざるなり故に後者に於ては其納期を定るに一層深き注意を要す。國庫金一時の不足の場合に於ては大藏省證券發行の便双方に存し一見敢て大差なきが如きも其間亦多少の差違なきを得ず即ち前者に於ては取扱銀行大藏省證券を引受け直ちに其代價を國庫預金に繰入ることを得べしと雖も後者に於ては銀行先づ之を引受け而して後ち之を國庫に納付するの手續を爲さざるを得ず、其圓滿敏速の度に於て後者前者に讓るものなしとせず、豈に同日の論ならん哉

斯の如き預金主義と金庫主義とは其金融に及ぼす效驗を異にす殊に其歲入主として直稅に依るの國に於て金庫主義を採るときは國庫の遊金時に多きを致し金融市場に一層の不便を加ふべし。然るに實際に於て金融機關の發達せざる國は

直稅國にては納期の設定に一層深き注意を要す

開明の度下劣にして其收入を重もに直稅に取り、開明優等の國は金融機關發達し間稅に依るを普通とし直稅は多く之を地方團體の費途に充つ、元來直稅は納期を一定して徵收するに反し間接稅は隨時に國庫に收納せらる故に假令收入年額は直稅國間稅國に於て略々同樣なるも後者に於ては歲入出上に過不及稀なるべしと雖も前者に於ては時に其甚しきものあるを期せざるを得ず、由是觀之金庫主義を採る國は實際直稅に依るの國にして金融に利するの便を缺き預金主義は間稅と共に開明優等の國に行はれ金融の圓滑を幇助することを尠からず。飜て我國の實況如何を見るに近者間稅の種類收入共に增加せしと雖も直稅の收入尙ほ多額を占む而して酒類造石稅、醬油造石稅の如きは其性質間稅たること論なしと雖も之が納期は即ち一定す故に其金融上の關係に於ては直稅と異る所なし乃ち金融機關の發達を望むと同時に稅法の改良も亦之を望まざるを得ざるなり

第十節 徵收及納入

第一目 稅金は可成速に國庫に入るを要す

租稅徵收の爲の現金收入官吏を使用すること多きに過るときは其徵入より國

庫へ納付するの間時日を要し通貨の市場を去る徒らに久しきに渉るの患あり故に前記預金主義、金庫主義の孰れを採るも成るべく納稅者をして直接に國庫に收納せしめ中間に無用の關係を生ぜざらしめんことを要するは恰も商業世界に於て仲人を省くを努るの情と異なる所なし、唯特別除外の場合に於ては仲人亦必要の機關たり處世の道元と膠柱赤膿の譏なきを要す。然りと雖も東西南北の別春夏秋冬の變は能く之を辨ぜざるを得ず、一葉落ちて尙且つ天下の秋を知らざる者は終に之を如何ともする能はるなり

第二目　徵收の方法

租稅徵收の手續に數方法あり一は國稅を徵收するに方り地方團體の機關を利用するもの、一は國家の機關が國稅を徵收すると同時に地方稅を徵收するもの是なり、前者は現時廣く行はれ我國の如く國稅の附加稅少く特別稅の多く行はるる國に於ては頗る便なり、後者は最も佛國に行はる、是れ該國に於ては國稅に有名なる四大直稅なる者ありて地方稅は多く之に附加するの制を採るを以て國稅の徵收機關を地方稅に使用するの利あればなり。我租稅徵收の方法は國稅徵收法、明治三十年勅令第百九十五號（市町村に於て徵收すべき國稅等に之を規定す、依て玆に

納稅の爲郵便機關を利用すべき事

之を贅せず、又郵便爲替の發達したる今日に於ては郵便機關を利用し納稅者をして稅金を郵便局に拂込ましめ局は之に對し領收證を與へ稅金は爲替の方法を以て局より之を國庫へ納付するものとせば公私の爲め大に便利なるべし又既に通帖を有する者の如きは單に之を局に提供し稅金を出算の方に記入せしめ之に對し領收證を得ば即ち足る、是れ又貯金奬勵の一助と成るの利なしとせず而し方今我國滯納不納の弊漸やく將に熾ならんとす、是れ戰役後徵稅頻繁負擔輕からざるに由るべしと雖も徵稅機關の不備亦之が一因たらざるを得ず、大阪市の如きは納稅は半日仕事なりとの通言あり、是に於て輿論漸やく動き四十二年四月五日遞信省令第十號の發布と成り市の取扱に係る公金受拂の爲め郵便振替貯金特別取扱規則を定め大阪市率先之を試み頗る好成績を擧げたり、是に於て京都、廣島、和歌山、岡山、名古屋、靜岡、姬路、境、松本等は既に之を施行し、橫濱申請中にあり

地租の單位を地方團體との便

又地租の如きは佛國の「レパーチション」即ち配賦法に倣ひ市、町、村の如き地方機關を利用し徵稅の單位を減ずるときは少からざる便宜を得べし、然れども佛國の配賦法は手數頗る繁多なるを以て少しく之を折衷し例へば地租の如きは町村若くは區を以て單位とし國は町村等を以て納稅の單位とし、其負擔額を定め個人の

滯納者若くは不納者に對しては町村等に强制力を與ふることゝせば國家は地租臺帳の變更訂正等の手數を免かれ納稅者は町村等の如き直接附近に在る所の機關に就き憲法上の義務を盡すを得徵稅者納稅者間に事情融和し圓滿の結果を得て便宜を得る蓋し鮮少に非るべし、凡そ行政は事簡にして效大なるを要す、前陳の事、事小なるが如しと雖も機關の利用亦以て國家に小補なきに非ざるなり

直門兩稅に於て徵收に難易あり

租稅の種類に依り其徵稅に難易あるや論を俟たず、今之を約言すれば徵稅は直稅に簡にして間稅に煩なり、何となれば前者に徵收の基礎確立するも後者は豫め之が確定を期すること能はず、賦課徵收の爲め多くは檢查立合、查定等の順序手數を要すればなり即ち地租の如きは其基礎一たび定まれば徵收極めて容易なるに反し、酒類稅の如きは造石數の查定腐敗酒の始末、亡失の認定、酒造用器具機械の取締等種々の手數を要す、凡そ間稅にして對物質を有する者は勢ひ徵收の手數繁多ならざるを得ず直稅と雖も營業稅の如く種々の課稅標準に依らざる可らざる者にありては徵稅の方法單純なるを得ず、然れども若し單に徵稅方法の簡易ならんことを欲し營業稅の如き種々の標準に依り之を賦課し始めて公平を得る者の徵收法を强て簡單ならしめば偏重偏輕非常なる不公平を來すべし又舟、車馬の如き靜止の狀態に在るを得ざるものに課する所の租稅は其徵收頗る困難なり、然るに間稅と雖も關稅の如きは其種類及稅率の錯雜ならざる以上は徵稅極めて容易なり、租稅徵收の情況凡そ斯の如くなれば單に直間を以て其難易を分つ能はずと雖も大體に於て前者は之を後者に比して簡易なり

相殺の擴張

第三目　債務の相殺

又徵收の一方法として國家と納稅者とが債務を相殺すること英佛等先進國に於ては其例に乏しからず即ち英國に於ては毎年後半期に至れば彼の「エキスチエカビル」即ち國庫手形を以て內國稅及關稅を支拂ふことを許すの制あり則るべきの方法とす、我國に於ても其形式の當否は暫く論外とし卅八年勅令第三十四號及同年大藏省令第七號を以て租稅其他の歲入金の代用證券取扱に關する條項を規定し啻か金融上相殺の便を開けり、今一步を進めて例へば一方に於て國家が商人より物品を買上げ未だ其代價支拂の義務を履行せず地方に於て其商人は未だ官有物拂下の代價支拂の義務を果さゞるが如き場合に相殺を行ふが如き路を開けば更に便利なるべし、事煩細に涉るときは實際は各別に義務を履行せしむる方却て便なるべしと雖も抑々相殺は理論上正當の事に屬し辨濟と同じく債務消滅の

拂戻切符の發行

原因となるや論なし、然れども租稅支拂の如き公法上の義務と買入物品代金支拂の如き私法上の義務との相殺に就ては或は法律上の議論なきを得ざるべく爲に一規定を要すべしと雖も中央銀行の納付すべき租稅と其所有に係る公債利子との間には此事容易に行はるべく、其他の金融會社及保險會社等の營業稅、所得稅に就ても或る範圍に於ては相殺を行ふを得べく彼の有名なる紐育市のブアンドルビルト一家の如く一族三家にて六百萬圓の納稅を爲すが如き場合に於ても其稅金と所有公債の元利との間に相殺を行ふこと難からざるべし、我國酒造家の納稅の如き亦或は其道なしとせず又實際過誤納拂戻等の場合に於て相殺を便とすること多きは疑を容れざるなり

又過誤納若くは返付金拂戻の爲には一種の切符を振出し之を受取人に交付し受取人は之を附近の金庫若くは郵便局へ呈示し支拂を受け支拂ひ部局は之を振出局へ通知し、振出局に於ては之を支拂に記入し、支拂部局へ其丈を拂込むものとせば甚だ便なるべし、尤も振出は權利者の請求に依るを原則と爲し纏まりたる金高なるときは働き掛けに振出す等臨機の處分を爲すの道を開かば更に便なるべし

左記は前記某氏の投ぜらるる所に係り實に得難きの名說にして大に本節の缺を補ふに足るものあるが故に茲に轉揭することゝ爲せり

過誤納とは慣例上の用語なりと雖も之を分析すれば概ね過誤徵なりとす好んで過誤の納稅を爲すものあらんや然れども現行の訴願法の如きは過誤の徵收に對し訴願する中に早く既に徵收の命令來たる故に過誤と知りつゝも納付せざる可からず

今關稅の如き特別訴願法あるものは訴願の前に執行者に對し異議の申立を爲し其抗告の途を擴む、宜しく稅法の如何は一般に如斯異議申立の途を簡易にし其過誤徵少なきを期す可きなり、而かも尙相殺すべきものは稅金に關しては之を行ふを便とすべし

第四目　小切手納入

一　國庫と納入者との關係

租稅の納入に必ずしも現金を用ひず小切手を使用するは頗る簡便なる事なりと雖も萬一小切手が不渡となるときは國庫に損失を生ずるを以て一方に於ては國庫をして損失を避くるを得せしめ、一方に於ては納稅者は一旦善意を以て納稅せし後ち其小切手が不渡となるも相當の期間經過後は再び納稅を迫らるるの不利に陷らざるの方法を求めざる可らず即ち納稅の義務公法上臣民の義務と小切手上の義務(私法上の義務)と更改をなすを得るや否や等の如き法律上の入込みた

る議論は姑く之を措き平穩に問題を解決して事實の執行を望まざる可らず、抑々國庫金は民財徵收の結果なるを以て故なく國庫金の缺損を生ずるを許さず而して納稅は國民の重大なる義務たるを以て其履行を容易ならしむるの必要あり、請ふ左に其方法を說かん

二　小切手納入を容易ならしむるの法

小切手が法定の形式を缺くときは其小切手は無效にして其收得者は手形上の權利を取得する能はざるは當然なりと雖も法定の形式を具備したる小切手を振出したる者又は適法に之を取得したる者が之を以て善意に納稅し國庫も怪まず之を受取りし後ち無事に相當の期間(例へば二十四時間)を經過すれば納稅義務は則ち果せるものと認るを、穩當とす、是れ又小切手使用擴張の一助たるや疑を容れず、勿論手形義務は小切手が納稅の爲め使用せられたるの理由を以て消滅することなく依然として存在し私法の法則に從ふなり、然れども國庫は其性質上萬一の損失を慮らざるを得ざるを以て茲に一組織を設け小切手收入あるときは國庫は即時に之を中央銀行と營業部に移し、中央銀行は其小切手上の權利を保有し之に相當する現金を國庫の勘定に移せば義務更改の如き微妙なる論を避け小切手收入を實施すること易々たる耳又實際に於て國庫事務は全國を通じて中央銀行と關係ある銀行の分掌する所たり故に取扱銀行なる金庫は右に納稅の爲め小切手を受取り左に之を銀行に移すは實に繁手の勞のみ而して營業上其小切手を中央銀行の勘定に組む亦易々たり

小切手を國庫に留むると之を取扱銀行とに移すとに於ての非常の差違を生ず

三　小切手納入の便益

小切手納入が金融上に多大の利益を與るは多辯を要せず、然りと雖も小切手を國庫に留むると之を銀行に移すとは其金融に及ぼす影響に大差あり即ち小切手にして國庫に留まれば只一時現金の代用となるに過ぎざるも小切手が一たび銀行に移るときは之を交換所に呈出し交互計算の差引に提供するを得るを以て其支拂銀行が一々國庫より支拂の請求を受くるに比し實に天壤啻ならざるの差違を生ず而して中央銀行より國庫に小切手の金額を移すにも必ずしも現金を要せず實に金融上至便のことゝ云つべし、世人何ぞ微妙にして議論多き法理に齟齬し既設の機關を利用し易に就て事の實行を努めざる。夫れ難を捨て易に就くは經濟の道なり、殊更に之に反するの必要安くにかある、中央銀行の一擧手一投足以て此問題を解決するに足る何ぞ他に道を求むるを要せん哉、古人曰く道は近に有て之

小切手支拂の有効期に就き英國の例

を遠に求むと夫れ是を謂ふ乎。若し夫れ小切手の效用、期限等の如きに至りては我成法粗々既に定まる又商業信用證書の流通取扱に於て最も有名なる英國の如きも慣習既に久しく銀行が小切手振出人の預金を其支拂に應ずる丈保有しつゝ倒産するときは小切手に就ては銀行紙幣と同一の規則を適用す即ち此場合に於ては小切手所有者は銀行營業時間中に之を呈示するを要す又は小切手領收の翌日中に呈示の爲め之を郵便に付すを要す、然らざれば怠慢を以て之を論じ其損失は所有者に歸すべきものとし數多の判決例の存するあり、是れ緩急其宜きを得たるものにして則るべきの法とす。今我國に於て强て立法の力を藉らんと欲せば此例に則る亦不可なきなり、斯の如くにして中央銀行が納稅者と國庫との間を媒介し以て市場に臨まば圓滿の効果を得る期して待つべきなり

四　英國の實例

又之を英國の實際に徵するに收入官吏は自己の責任を以て小切手を受取り萬一不安の念を抱くときは支拂銀行をして之を保證せしむ而して其振出人が手形上の義務を有するは勿論なりとす、支局の收入官吏は其管理に係る租稅に付き請負的納付の財務を有するを以て小切手は全然其責任にして之を受納す又本局へ

稅金納附の爲め發送する所の小切手には必ず支局主任官の裏書を要す

第十一節　徵收猶豫、免除及滯納處分

租稅徵收の猶豫及免除は租稅行政上天變地殃の如き避く可らざる事實の發生するに當り要するものにして法律の規定に依り執行するものなり、蓋し斯の如き臨機の處分は實際の必要より生ずるものにして若し夫れ之れなからん乎納稅者は非常の困難に陷り國家は事實出來得べからざる事を民に强ゆるの已むを得ざるに至らん、抑々納稅の猶豫とは非常の災害臻るの當時又は其被害調査中に納期來るときは相當の期間又は被害調査の終了に至るまで租稅の徵收を延期するを謂ひ、免除とは不可抗力に因り徵稅の目的物亡失し又は痛く損害を被りたる場合に租稅を徵收せざるを謂ふ徵收の猶豫免除に關しては國稅徵收法第七條第八條其他地租條例酒造法等各々其必要に應じ規定する所あり、抑々納稅の義務は憲法の規定する所にして行政官が自由に之が是れ嚴然たる法律の規定ある所以なり免除猶豫を行ふを得ざるは論を竢たず、

滯納處分强制の方法として金錢有價證券を差押ふる場合には差押處分は成る

べく速かに終了するを要す若し其處分にして荏苒決せざるに於ては金錢有價證券が其間死藏せらるゝの不利あり、國稅徵收法第十一條以下に之に關する必要の規定あり

第十二節　租稅の轉嫁

第一目　轉嫁は需給の關係に由りて定まる

租稅の轉嫁とは納稅者の何者たるを問はず終局に於て租稅負擔の歸する狀態を謂ふ、之に關する議論は紛々擾々たりと雖も此種の議論は概して實際に益なし之を約言すれば租稅の轉嫁は需用供給の關係に由りて定る即ち課稅物件に對する需用多ければ其需用者が租稅の大部分又は全部を負擔す、之に反して其需用小なれば供給者が租稅の大部分又は全部を負擔す、今家屋稅に就て之を看るに家屋の需用多ければ家賃騰貴し家屋稅の金額は其中に包含せられ假令表面の納稅者は家主なるも事實上の租稅の負擔者は家屋の借主即ち現住者なり、之に反し家屋の需用小なれば家賃下落し隨ひて家屋稅は家屋賃貸人の負擔に歸す又需用太だ多からず需給相等き場合に於ては租稅は賃貸人と賃借人の間に分擔せられ相互間の駈引の巧拙に依り分擔額の多少を決すること毫も疑を容れず

第二目　單稅說の誤謬

世の學者重きを租稅の轉嫁に置くに過ぎ、何人が租稅を支拂ふとも其租稅が轉嫁せらる可きものならば早晩其支出額を回復することを得るが故に結局に於て支拂者が苦痛を感ずることなければ復た憂ふる所なかるべしと論じ甚しきに至りては單稅論を唱道する者さへあり、是れ思はざるの甚しきものなり、假令論者の豫期するが如く轉嫁の事實圓滑に行はるゝとするも納稅者は必ず一たび稅金を自己の囊中より出さゞる可らず之を是れ思はず夫の「フヒジヲクラット」學派の亞流を吸み單稅論を唱道するに租稅の負擔が如何に金融市場に影響するかを顧みざるものにして畢竟迂儒の夢想たるに過ぎざるなり今之を實際に徵せんか一見其說の不可なるを洞觀するに足らん即ち若し地租單稅法行はれ納稅の義務を土地占有者のみに負はしめん乎、縱令其者が能く負擔を商工業者に轉嫁するを得るとするも其者は先づ一時に巨額の支拂をなさゞる可らず、方今文明國の納稅額は實に億兆を以て數ふ是れ實に其能く堪ふる所に非ず又其農業金融に多大なる影響を及ぼすや論を竢たず故に單稅論の如きは一片の論理にして實際に適せず、然

れども世に偏理を好む者なしとせず單稅論の如き奇說を弄び特に衆聽を驚かすの虞なしとせず、一片の婆心敢て一言を費し以て萬一に備ふる耳

第三目　租稅の分擔に關するビスマルクの論說

抑々眞理は碩學鴻儒の言のみに存ぜずして往々田夫野人又は實業家の語る所に發見せらるる彼のビスマルク曾て學界に盛名なしと雖も其言ふ所往々鑿々として背緊に中るものあり曾て普佛戰爭後獨逸帝國に於て增稅の必要あるに方り彼租稅負擔の理を說て曰く

夫れ租稅の負擔は譬へば人の重を擔ふて遠きに到るが如し重量五貫目を衡る所の物を頭上に戴かば能く行き得る者なけん之を腰部に纏ふも亦立つ能はず之を背に負ふ能く傾覆せざる者幾許ぞ、之を手にせんか一步尙ほ移し難し。然りと雖も其少量を手にし、其一部を頭上に安置し、其殘部を腰部背面に分たば又大に其困難を感ぜざるべし租稅の負擔亦然り

と、是れ寔に蓋天蓋地の活話にして慕然畫界を超越す。夫れ調絃の法緊緩其所を得れば則ち曲調自ら整ふ、世の學者思を是に致さず轉嫁の末を見るに汲々として現實の負擔如何を見るを忘る若し夫れ租稅の轉嫁を豫期し負擔の累積を顧みずんば民之に堪へず或は產を破り或は爲に資本の分配其宜きを失ひ國富の增殖を阻止するの結果なきを保せざるなり、不幸にして國家重大事件の爲め重稅の以て避く可からざる場合に際會せば負擔の公平なる分配殊に肝要なり。然りと雖も事程度問題に屬し徒らに小鮮を煮るを許さず彼の擲頭流の如きは最も不可なり、要は只中庸を得るにあり、察せずんばある可らざるなり

第十三節　原料品及器具機械に課稅するの可否

第一目　原料品の課稅は事業の發達に害あり

租稅はなるべく既成の資本に課し其構成中にある者に對しては成るべく課稅を避くることを努むべきは既論の如し、此論にして正鵠を得たりとせば原料品及器具機械等に課稅するの不可なるは言を竢たずして明なり。蓋し原料品等の課稅は營業費を增加し事業家は之が爲め資本を大にするの必要に迫らるゝの虞あり是れ企業上最も忌むべきの事にして不利の影響を金融市場に及ぼす、請ふ少しく之を辯ぜん

夫れ最小の資本を以て最大の結果を得るは經濟の目的にして營業の要訣たり

原料品の課稅は企業家をして同額の事業の爲め其丈け多くの資本を要するに至らしめ爲に製品の價格を增加し、其需用を抑制して市場を擴張する能はざらしむ而して其結果徒らに資金の需用を增加して利子歩合を昂進せしめ生產事業の發達を妨ぐると同時に貨幣市場を壓迫し貨物廉價なるを得ずして庶民の生計裕かなるを得ず、隨て貯蓄力を減殺し以て流動資本涵養の道を塞ぎ一因先づ發して果を結び、一果變じて一因となり更に結て一果となり變轉して止まる所を知らず所謂漸延原由の作用茲に其効果を表はし其害殆ど測る可らざるものあり、今試みに木綿の原料品たる綿に百圓の租稅を課する場合と之を其製品たる木綿に課する場合とを比較するに財政上毫も國庫の收入に異ることなきも其金融市場に影響するの情態頗る異るものあり即ち原料品にして無稅なれば生產を終るまでは資本の外に出費を要せず(勞銀其他の費用は有稅無稅共同樣と見る)故に生產せられたる木綿を棉花の購入代金例へば千圓に租稅及相當の利益(例へば各一割)を加へたる價即ち千二百圓にて賣捌くことを得べしと雖も若し當初千圓の棉花が一割の租稅を負擔するときは棉花商は之を千圓に賣るも利益を收むるを得ず、乃ち少とも千百圓にて賣却するの已むを得ざるに至るべし、是に於てか木綿製造者は千

圓を以て從前と同額の棉花を仕入るゝこと能はず爲に千百圓を要し之に對し從前の如く一割の利益を得んと欲すれば其製品を千二百圓にて賣却するを得ず、少くとも千二百十圓に賣却せざるを得ざるなり

果して然らば製品の需用抑制せられ資金の需用を增し製造者の利益を害すると共に木綿使用者の費用を增加し、其貯蓄力を奪ふて貨幣市場に不利を與ふるや知るべきのみ而して國庫に收むる所は等しく是れ百圓なり、財政施設の良否が市場に影響する概ね斯の如し、之を要するに原料品に課稅するときは同一の事業をなすに比較的大なる資本を要し爲に金利を騰貴せしめ製品の價格騰貴し消費者の不利を釀し、需用を減じ市場を縮小し、事業の擴張を妨げ結局直接間接に生產費を增加す、加ふるに消費者の餘力を奪ひ其貯蓄を妨ぐる等貨幣市場に害毒を流布すること夥し、豈に懼れざる可けんや、又原料品課稅は事業の進步殊に工業の發達を目的と爲す所の試驗費を增加す元來試驗の好果を得るは數回の失敗困難を重ねたる後にあるを通例とす故に原料にして課稅せらるゝときは其使用に利益を與へざるに先ち既に租稅を負擔し數回の試驗を要する場合に於ては其額頗る巨額に達するなきを保せず、斯の如きは工業奬　の道に非ざるなり故に若し萬已む

を得ずして原料品に課稅するの不可なるは前陳原料品課稅の不可と同一にして生產費に不利なる影響を及ぼし同一事業を營むに稅金丈多額の資本を要するの理由あること是なり、事理明白復た多辯を要せず

行政上の便宜

第二目　原料品の課稅は徵稅に便なりと雖も利害相償はず

前述せる如く之を經濟上より觀察するときは原料品に課稅するの不可なること疑を容れずと雖も凡そ天下の事一擧兩全なるを得ず、今單に收稅の難易より之を見れば原料課稅は之を製品課稅に比して頗る便利なるものなしとせず、即ち原料品は其生產地に就きて揷苗收穫等に際し一時に査察して之を賦課するを得るの便あるも製造品は各地に散在し之を收拾する甚だ難し然りと雖も是れ只行政上の一小便宜に過ぎず、之を其事業界及金融市場に及ぼす所の弊害に比すれば固より同年の論に非ざるなり而して原料品の需用殊に廣大なるか又は他物と複雜なる關係を爲す物に於ては之に課稅するの弊害彌々大なり例へば吾人の日常使用する什器の製造は鐵の力に賴らざるものなし、吾人の平生消費する所の物亦鐵の爲めに其效用を完ふす、毎日吾人の爲めに白湯を供する瓶は多く鐵を以て製造せらる、彼の徒然草の狸釜は暫く之を例外と爲すも天下の名器東雲丸、蜘蛛の釜等皆然らざるはなし、況哉吾人日常の使用品に於てをや、鐵に課稅するの結果其價格騰貴するときは鐵瓶の價も亦隨ひて昇り吾人の生活に須要なる白湯の價も亦騰貴す、課稅の結果鐵價騰貴せば農夫の鋤鍬亦其價を高め米穀の高價亦之に踵ぐ斯の如く一たび課稅物件の選擇を誤るときは其弊害の波及する所甚大なり、其始を愼まずんば後ち臍を噬むの悔あらん

原料品課稅弊害の漸延

課稅物件の選擇

然らば則ち吾人の日常使用消費する物の中に就き如何なるものを以て課稅物件とすべきや酒、煙草の如き他物と關係を成さず學語に所謂最後の消費品又は原料に非ざる物、或は稀に原料となるも代用品の存ずる物は國家の必要に應じ採て以て課稅物件と爲すも不可なし、古來未だ曾て酒類を材料とし以て家屋を建築したる者あるを聞かず、煙草を以て衣服を織るの例亦之を知らざるなり是等の物品は一たび使用せらるるときは直ちに消盡して跡なく隨て之に課稅するも他に影響する甚だ稀なり、就中酒類に課稅するが如きは唯其結果酒樓の飮食料を騰貴せしむるに止るのみ、而かも最も憂とするに足らず、却りて或は節酒を奬勵し、煙草稅は喫煙に耽る者をして反省せしむるの效果なしとせず。英國は玆に見る所あり主として酒類、煙草及專門的用語に所謂殖民地產物なる者即ち珈琲「コーヒ」乾葡萄等

の如き他と關係を有せず若くは他と關係を有するも其關係最も輕微なる物を選て負擔を是に集中す、課稅物件の撰擇最も其當を得たりと云ふべし而して酒類及煙草の如きは人類の先天的嗜好物に非ずして其嗜好は寧ろ原始的嫌惡を征服して始めて得たる者にして砂糖鹽の如く原始的嗜好及必要に屬する物に非ざるなり加ふるに其消費は主として獨立の男子にありて幼年婦女子は多く之を用ひず故に其取捨撰擇亦甚だ自由なり豈に之を一般の需用に屬する人體營養の必要品と同年に談ずるを得ん哉、由是觀之是等兩品は課稅の目的物とし無類の好材なりと云ふを得べし何んぞ夫れ其れ疑を容るるの餘地あらん哉

今試みに西曆千九百十年に於ける各國の酒類消費高を表出すれば左の如し

第六表

	麥酒		葡萄酒		蒸溜酒	
	總高	一人當	總高	一人當	總高	一人當
北米合衆國	四六、六四五、二〇〇石	五二・六七升	一、五一二、〇〇〇石	一・六六升	三、三五一、六〇〇石	三・六五升
英吉利	三五、二〇四、四〇〇	七九・二三	三七八、〇〇〇	〇・七八	一、〇〇八、〇〇〇	二・四三
獨逸	四二、九一五、六〇〇	六六・七〇	一、八六四、八〇〇	二・九三	二、三六八、八〇〇	三・七三
佛蘭西	九、四五〇、〇〇〇	三三・九七	三八、八三三、三〇〇	九九・一九	一、七六四、〇〇〇	四・五六
埃太利	一三、三九八、四〇〇	四三・二七	四、四八五、六〇〇	一五・九八	一、三六〇、八〇〇	四・五六
白耳義	一〇、三五七、三〇〇	一三九・一〇	二三六、八〇〇	三・〇五	二五二、〇〇〇	三・五八
露西亞	五、三三一、二〇〇	三・六八	未詳		五、八四六、四〇〇	三・六五
西班牙	未詳		八、六九四、〇〇〇	四五・九四	未詳	
瑞典	一、八一四、四〇〇	三三・五四	未詳		三〇一、六〇〇	三・九六
瑞西	一、六二三、八〇〇	四五・三六	一、三一〇、四〇〇	三六・六七	七五、六〇〇	二・四九
丁抹	一、五三七、二〇〇	五七・九一	未詳		三〇一、六〇〇	七・四八
伊太利	四二八、四〇〇	一・二九	二五、五〇二、四〇〇	七八・五五	六五五、二〇〇	一・九三
匈牙利	一、三八六、〇〇〇	七・三一	二、四六九、六〇〇	一三・〇〇	一、〇八三、六〇〇	五・三三
和蘭	未詳		五〇、四〇〇	一・〇二	二五三、〇〇〇	四・六四
諾威	二七七、二〇〇	一二・六五	未詳		五〇、四〇〇	二・一九
葡萄牙	未詳		三、六七九、二〇〇	六九・〇三	未詳	
濠洲	一、四一一、三〇〇	三三・二六	一二六、〇〇〇	三・二八	一〇〇、八〇〇	二・七〇
加拿陁	一、一八四、四〇〇	三一・六〇三	三三、六八〇	〇・三〇	一七六、四〇〇	四・四四

第十四節　公益事業の課稅に關する注意

第一目　害少き場合

金融機關、保險事業、運輸通信機關等の如き公益を進捗する者に重稅を課することは曩に資本原料品等に就き述べしと同じく其結果良好なるを得ざるや論なし故に若し課稅の已むを得ざるものあらば宜く輕稅に止むべし而して運輸機關に課稅する場合には特發の汽車汽船に課するを可とす、是れ其使用者は特別の目的を有し又は之に依りて特別の利益を受るを以て課稅の結果多少便乘料又は運賃を增加するも其辭する所に非ざればなり　必要あらば特發の汽車等に賦課す

第二目　金融機關の課稅　發行稅の不可

金融機關に對する課稅は近者各國の立法例は利益稅の採用に傾くに拘はらず我國に於ては日本銀行に千分の十二半の兌換券發行稅を課す、抑々發行稅は銀行の割引及利子歩合を稅額丈增加するの傾向を生ず之に反し利益稅は利益の有無多少に隨ひ納稅額屈伸するを以て銀行の營業上頗る便なるは勿論、金融市場亦爲に不利を受ることなし斯の如く利益稅は利益の多少に依り稅額を伸縮するを以て金融に影響することなしと雖も發行稅は則ち然らず例へば百萬圓の紙幣を發行するも一圓の紙幣を發行するも利益の有無多少を問はず直ちに之れに對して租稅を賦課せらる其金融に關係せざらんと欲すと雖も豈に得べけんや抑々課稅は事業の進行中は可成之を避け、其結果利益として顯はるゝを竢て之に課するを害の最も少きものとす方今文明先進國の制度其國情に依り多少の差違なきを得ずと雖も此の原則に據るは即ち同一にして畢竟大同小異のみ然るに我現行法は發行稅の法を採り其稅率發行高の千分の十二半なるを以て假りに課稅なしとせば割引貸付の歩合五分なるべき場合にも之れあるが爲に其歩合は六分二厘五毛となるの傾向あるは數の免れ能はざる所なり元來中央銀行の利率は人爲を以て之を低下す可らざるは論を竢たず、經濟事項の進歩せる國に於ては中央銀行は一般銀行の後援たるを以て其利率は概ね市場率の上にあり、偶々金融緩漫なる時期に於て兩者の同率なるを見る耳。中央銀行が市場利率を支配するの時代は我に於ても既に經過せり、若し時勢と歩調を同うせずして中央銀行率を市場率より低くして二者の間に差異を生ぜしめんか、普通銀行は其本分を盡すを要せず、中央銀行に融通を依賴し其預金の處置等に留意せず、甚しきは利率の差額を利するを以て

利益稅の精神

甘ずるに至り、事業家は尙ほ高利の資金を使用せざるを得ず。然りと雖も發行稅の如き人爲を以て故らに中央銀行の利率を高むるは固より策の得たるものに非ざるなり

元來利益稅の精神は中央銀行は特別の任務を帶び特別の利益を收むる者なれば、其利益は之を相當に株主に分配し又積立金を置き尙ほ餘りあらば之を株主と國家とに分つべしと云ふに在り、是れ本未の關係を叅ふするの論にして毫も間然する所なし。凡そ理論にして事實と納鑒相容れざる者は未だ完全なる理論と云ふを得ず、眞正の理論は實際に適合し實に處世の指導たり、其效果を見る期して竢つべき耳

第三目　特別免稅

金融機關、通信運輸機關、保險事業等の如き公益に大關係を有する者に對する課稅は特に注意する所なかる可らず、我營業稅法第二十一條に於て銀行業、保險業等に特別の利益を與へしは蓋し玆に見る所あるに似たり

第十五節　公債證書の課稅

第一目　非賦課論の妄

非課稅論者は曰く公債證書に課稅するときは其價格下落するの傾向ありと洵に然り、單に公債證書のみに課稅し之と類似の社債券株券等に課稅せざるときは公債證書は他の有價證券に比較して下落するは論を竢たず、然れども有價證券に一般に課稅せらるゝときは獨り公債證書のみ他證券に比して其價格を落すの理由なし。抑々效用の同一又は相類する者にして租稅の有無、輕重あるは立法の失體にして特別の必要あるに非ずんば斷じて不可なり其實際に不便を生ずるや疑を容れず

一般有價證券の課稅せらるゝに當り公債證書獨り課稅を免るゝを得ず

若し單獨に公債證書のみに課稅すれば其價格下落し隨つて其擔保價格を減少するが故に公債證書に依りて金融を得し者は其下落せし丈擔保を補塡せざる可らざるの困難に遭ひ、之に反して他の有價證券悉く課稅せられて獨り公債證書のみ免稅せらるゝときは公債證書以外の有價證券の所有者は其擔保價格の下落に苦むべし、故に之に鑑み公債證書にのみ課稅することなくんば他證券に比して公債證書の下落を見ることなかるべし(他の事情同じくば)。或は曰く公債價格の騰貴は國家の信用を厚ふするのみならず亦其所有者にも利益あり故に之に課稅す可

人爲の價格維持は信用を繼ぐに足らず

課稅の公平を保つ

らずと、嗚呼論者の如きは未だ其一を知て其二を知らざる者か、將た又知て而して故らに言を弄する者か。抑々公債證書の價格が國の信用を代表することは其價格を以て國家の信用の厚薄を卜すべきに非ざるなり又論者の公債價格の騰貴は其市場の狀況に依り自然に上下する場合に言ひ得べくして人爲に因る價格の高低所有者の爲に利益なりと曰へるが如きは從前より公債證書を所有する者が之を賣却又は質入する場合に於てのみ首肯するを得べきものにして公債證書の價格が免除又は無稅なるが爲に騰貴するも其後新たに之を購求する者は秋毫も得る所なし

又說をなす者あり曰く公債證書に課稅するは即ち國の信用を代表する者に課稅するものなるが故に非なり而して公債證書に課稅するは國家が人民に約するに一定の利子支拂を以てせしに拘らず其經濟を保持するが爲に利子の幾分を支拂はざると同樣にして、極言すれば是れ即ち國の一部破產なりと、然れども是等は皆淺薄なる一種の感情論にして事物の眞相を知らざるものなれば固より採るに足らざるなり。元來公債證書の所有者は社債券株券等の所有者と等しく之を以て資本投下の具とす而して之より生ずる收入は他の有價證券所有者の收入と異なることなし、特別の理由あるに非ずして單に一種の收入は之を政府より得るの故を以て租稅を免れ他種の收入は之を私法人より得るの故を以て租稅を課すべしとせば是れ政府より受くる所の俸給は所得稅を免れ私法人より得る所の給料は之を負擔すべしと云ふと何ぞ選ばん、論者の言の如く國家が支拂を約する一定の利子に課稅するを不可とせば其給付を約する一定の俸給に課稅するも亦不可なり。以上の論旨は課稅の目的物を所得とせず之を財產とする場合に於ても亦異なることなし、卽ち政府の發行する五分利公債證書に課稅するは不可なりと雖も私法人の發行する所の五分利債券に課稅するは可なりとの理由安くに存する乎、天上天下其所在を發見すること能ざるなり。今之を純理に徵するに寧ろ前者に稅するも後者に稅す可らざるの理由あり何となれば前者は之を後者に比して確實の度高きに居ればなり、然りと雖も是れ只純理を弄するものにして固より前者のみに課すべきに非るなり

爲には特に公債證書を免稅す可らす

第二目　誤謬の源泉

元來此問題に就て迷あるは世人が公債證書其者の特質に重きを置き之を私法人の發行に係る有價證券と區別せんと欲する意あるに由るものにして敢て無理

なりと云ふを得ざるも公平なる立法は特に公債證書を除外するを許さず、見よ佛蘭西の如きは普佛戰爭以前に於ては一般に有價證券に課稅せざりしと雖も戰後國費多端なるに方り諸種の動產に課稅せしに公債證書を除外せしを以て株券、社債券等の所有者の純收入に減少を來したるに拘らず、獨り公債證書より生ずる收入は依然として舊の如く爲に公債外の有價證券に投下せられたる資本は公債證書に移るの傾向を馴致し、公債證書は人爲的の價格を有するに至れり、是れ健全なる資本の配當と云ふを得ず。北米合衆國亦國債證書に課稅せず、然れども一般所得稅を施行する國に於ては概ね之に課稅す、而して之を對物とするか將た對人と爲すかは一の問題たり。我國の如き曾て對人として之に課せり是れ固より至當の方法と云つべし而して公債は所謂既成資本の好例にして其收入は佳良の一財源たるや疑を容るゝの餘地を論せず、然るに第二十四帝國議會へ提出せられたる政府案には之を除けり幸にして同案は議院の否決する所と爲り一旦面目を保ちしと雖も後ち俗論勝利を占め國債は終に無稅と成れり、是れ實に方竹を削圓し紋絲を漆却するものなり又何をか言はん

對物と爲すは不可なり

第三目　天引法

本節を終るに方り本稅徵收の方法に就き尙ほ一言すべきものあり、何ぞや納稅額天引の事是なり。抑々公債に記名無記名の兩種あるは人の知る所なり、其納稅に方り記名は如何にしても之を免るゝことを得ずと雖も無記名は其所有者にして之を隱蔽せんと欲せば事甚だ容易なり、等しく國家に對す債權より生ずる收入にして一は納稅を免るゝの道なく一は其事容易なるときは人性の弱點此處に發動し不幸且つ不都合なる結果を生ずるなきを保せず、故に我國に於ては曾て舊所得稅法第四十二條第二項に

天引法の擴張

第二種の所得に付ては其の金額支拂の際支拂者其所得稅を徵收し其都度之を政府に納むべし

と規定せり、然れども四十二年法律第七號を以て公債利子の所得稅は全廢の運命に陷り今哉根底に於て問題を失却せり、惜まざらんと欲すと雖も豈に得べけん哉各種類預金の利子の如きも之を第二種に編入し其支拂者をして之を徵收せしめば納稅者は申告の手段の手數を省き預り人殊に銀行の如きは自己の便否に拘らず其預金額を表出するの不便を避け國家は徵稅の繁を免れ且つ納稅上に公平を得べし、豈に一考の値なしとせんや

第一章　關稅附輸出入物品の取扱

第一節　輸出入稅

第一目　總論

關稅は成るべく稅目を減じ一階級中に多數の物品を包含せしめ而して一階級には同一の稅率を適用するに非れば、稅務繁縟に流れ貿易上の取引圓滿なる能はず、金融市場に影響すること多大にして甚しきに至りては商賈をして爲に商機を失はしむるの慘事を現出するの虞なしとせず又用途效用の同樣なる物品に對して租稅の有無輕重あるが如きは甚不可なり。不幸にして斯くの如き事あるときは脫稅、密輸入等の諸弊を誘發し種々の惡計を運らす者を續出するを免れず而して課稅の當否及稅率の輕重を決するにも亦一定の主義なかる可らず例へば原料品生產の器具機械の如きは之を無稅品とし、半製品に課する租稅は之を免ずる乎若くは輕徵なる乎孰れか其一方を採り普通に世人の認めて以て奢侈品となす物には重稅を課すべしとするが如き是なり

徵稅の主義を一定するを要す

以上陳述したる所の事項は關稅徵收に關する大體の原則にして英國のホスキソン、ピール、グラッドストーン氏等の採用して奏功せし所の者なり、固より社會事情の轉變は旦に夕を測る可らず故に一々之を律するに嚴然一定不動の原則を以てすること甚だ難しと雖も天下の事、事大小となく豈に大體に貫通する所の主義原則の存するなからんや關稅に於ける亦然り、抑々關稅は一定の主義に依り之を徵收するに非ずんば收稅の處分支離滅裂復た收拾す可らざるに至らん、是を以て縱令前述の原則は時と處に依り之を行ふに難易の別あるべしと雖も十分なる注意を以て事情の許す限りに悖らざるを期すべきなり

我國國定稅率施行の初期に於ては課稅品の分類多に失し稅率頗る繁冗にして其效用相等しき物品にして課稅の牽往々異なるもの多く織物類、精酒、酒類、丁幾類に於て最も甚しく屢々紛爭の因たるを免れざりき、然るに今哉機漸やく熟し三十九年法律第十九號を以て之を改正し多少の進步を見るを得たり、然れども物品の分類、稅率の等差等に就き尙ほ望蜀の憾なしとせず第二十四議會の如きは三箇の法律を通過し、其間關係を保つなく四十一年法律四號(果汁等十五品に關するもの)同三十四號醋酸等三品)同四十一號(原油)と成りて顯はれ統一を缺くの嫌なしとせず。夫れ關稅の如き一見甚だ繁密なるが如しと雖も其實極めて單純にして諸國の

實例鑑みるべきもの頗る多く改善の方針歷然として疑ふ可らざるものあり、豈に趨向の感あらんや

左記は前記某氏の寄送に係る復た得難きの論なり

現行關稅定率法は關稅法の前に制定せらる、國に於ては關稅徵收の手續複雜となるの定を見たる上は特に條約稅目と同一なるものを關稅定率法に揭記するの必要なし即ち條約稅目なるものは只一國經濟のみに着目す可らずして汎く一般の國際關係を見るが故に努めて精徵に稅目を記載することを要す、是に關係して又關稅定率法中注意すべき稅目ありと雖も一般に倘ほ之を單一にし而かも倘ほ科學的に分類を整理するを得べし

第二目　關稅徵收の難易

內國に於て種々の物品生產せらるゝ國に於ては關稅徵收の手續複雜となるの傾向あり、之に反して內國物產の種類少くして輸出輸入共に巨額に達し而して輸入品は內國に於ける需要の廣大なるに拘らず、殆ど自國に於て產せざる物なるときは關稅の徵收極めて簡易なるを得べし即ち英國の如きは主要の輸入物品は一般需要品たるに拘らず國內に於て生產する能はず、且つ有稅品少きを以て關稅徵收の手續大に簡易なり、佛國は文化四海の主位を占む然れども其國情は英國と頗る其趣を異にし種々の消費物は概ね其出產にして佛國は假令全然自由貿易主義を採るとするも英國關稅の如き結果を見るを得ず況んや保護主義を採るに於てをや、借問す兩者の間孰れが幸福を得たるもの乎、天惠を享有するは前者にあるや疑を容れず、今一步を進めて我國の情況を觀るに元來我國は曰ふまでもなく一島帝國にして領土南北に延長し其形狀蜿蜒として恰かも八大龍の大海に蟠るが如く其長大なる他に比すべきものなくして翼を西の方朝鮮及東の方千島に張り水產物產の饒多なる殆ど枚擧するに遑あらず、等しく島帝國なりと雖も英國と大に其趣を異にす即ち英國は風土多くは煙草の耕作に適せず國內に於て之を禁ず故に英國人の使用する煙草は皆外國品にして、而かも其輸入頗る多し其他茶、珈琲砂糖の如き一般の需用に入る者皆殖民地產に非れば即ち外國の產なり、而して目下有稅品に非ずと雖も棉花の如き亦外國品にして麥亦其例に漏れず而かも其輸入頗る大なり、斯の如く英國に於ては需用廣くして內國に產せざる物品の輸入多きが故に關稅の徵收頗る便なり、我國は則ち然らず吾人の需用する物品は概ね國內に產し、國運の發達伸張に伴ひ比較的に輸入を增加せざるの傾向あり故に英國の如く國家歲入の大部分を關稅に仰ぐを得ざるは自然の勢なりと云つべし

我國と英國とは關稅の情況を異にす

第三目　輸出稅の得失

輸出稅を無比の良稅とする場合

輸出稅徵收の不可なるは大體に於て爭ふ可らず、抑々貿易を擴張し競爭場裏の勝者たらんと欲せば輸出品を廉且つ佳良にせざるを得ず、人爲を以て之を高價にする果して可なる乎、其不可なる識者を竢て後ち知らざるなり。然りと雖も元と是れ市場の擴張は競爭の勝者たらんことを期するに由るものなるに由り、競爭の原因にして存在せずんば或は政畧上或は自然上例外の場合なしとせず、即ち輸出品にして絕對的獨占品ならん乎、少しく之に輸出稅を課すと雖も其需用を減ずることなく租稅の負擔は外國需用者に歸し國民の負擔を輕くすると同時に國庫を益する蓋し鮮少に非ざるべし、只其率高に失し需用を減じ或は代用品の使用を生ぜざらしめんことに注意を要す、其純然たる政略上に出づる者は南阿事件に際し英國か石炭輸出に稅せし如き是なり。北米合衆國の棉花、白露國の「グワノ」の如き或は絕對的獨占品たるの實力を有す、何となれば合衆國の棉花生產高は世界總產高の八割五分以上にして（西曆千九百八年の生產高は凡そ千三百五十九萬餘俵但一俵は五百英斤入）而かも其纖維の細長なる實に他國に於て見る能はざる特色を有し、白露の「グワノ」は其供給の豐富なる天下に冠絕すればなり、然れども比較的獨占品の如きは競爭の目的物たるを免れず、我生糸、綠茶の如き即ち是なり而して普通競爭品に至つては課稅の不可なる固より論を竢たざるなり

左記は前記某氏の寄書なり議論深刻にして剴切實に得難きの分析なりとす

輸出稅ある品が實際に獨占的なる者のものとしても殆ど安心して賴む可きに非ず

近時我國に於ける輸出稅免除が輸出を助長するの場合は概ね左の如くなりとす

外國の注文價格の本邦の賣價より低きも其差少なき場合

即ち其差は爰きに課せられ居りたる稅額より少なき場合

免稅が取扱商の利益に歸する場合

取扱商の利益多き時に其取扱高の多からむことを務む

見本送付廣告其他の方法を利用し以て同品の賣行多からんことを務む

免稅が物價を低價ならしむる場合

（一）仕向國に於て他國の同品と競爭の上、勝を制して販路を擴張す

（二）需要者の消費高を增す

免稅が生產者の利益に歸する場合

（一）生產費騰貴するも其割合稅額と同一なれば其騰貴前と同價に仕出すことを得

（二）生產費騰貴せざる時は其稅丈け收利多きを以て自然生產を務めて市場の在高を增す

第二節　輸出入物品の取扱

第一目　通過物品

通過物品は可成無稅品として取扱ふべきも之に稅するの要あるときは力めて其率を輕微にし貨物の通過を奬勵し延いて運輸事業の發達を幇助し併て諸國の商況を詳かにするを得るの機會を逸せしめざるに力むべし例へばハムベルヒより佛國のマルセイユを經て貨物を埃及に輸出するときは佛國の運送業によりて利益を得るのみならず坐らにして獨逸、埃及間の貿易の景況を詳かにするを得るの便を得べし若し課稅徵收の手續繁雜にして稅率重きときは相互の不利なるや多辯を要せず、方今世界商業國に於て通過貨物の最も多きを白耳義とす、其實況左の如し

第五表（單位百萬法）

西曆年次	輸入	輸出	通過
一九〇一	二、二二一・〇	一、八二八・二	一、四一一・二
一九〇二	三、二八〇・六	一、九二五・四	一、五四七・六
一九〇三	二、六五六・四	二、一一〇・三	一、七七九・五
一九〇四	二、七八二・二	二、一八三・三	一、六二五・八
一九〇五	三、〇六八・三	二、三三三・六	一、九二二・二
一九〇六	三、四五四・〇	一、七九三・八	二、二六八・八
一九〇七	三、七七三・六	二、八四八・一	二、三四八・〇
一九〇八	三、三二七・四	二、五〇六・四	二、〇二一・〇
一九〇九	三、七〇四・三	二、八〇六・七	二、二九〇・三
一九一〇	四、二六五・〇	三、四〇七・四	二、二八七・〇

元來白耳義は其國小にして而かも大國の間に介在し固より政治上の大勢力たるを期せずと雖もフランドルスの遺風今尙ほ存し商工上該國人民の精勵なる實に驚くべきものあり、是れ其先天の特質に依るもの少からずと雖も抑々亦アンウエルスの如き良港ありて其設備完全なるに依るなきに非ざるを得んや、鑑みずんばある可らざるなり、我國に於ては關稅法第一條に於て貨物の通過を自由にして只擔保を徵するに止まる、關稅通路もまた三十二年勅令第三百八十三號を以て主たる鐵道線路を指定す

第二目　港灣の設備

一　設備の必要

輸出入貿易の爲に良港灣を要すること言を竢たず、而して港灣にも種々の設備を爲さゞる可らず、例へば船舶の出入に便するが爲には船渠、浮標、棧橋、燈臺等なかる可からず、貨物の集散を盛ならしめんが爲に保稅倉庫、假置場、上屋等の設備を要

し、水陸聯絡運輸の便亦必要なり而して輸出入商賈の爲には銀行、保險業、貨物取扱人、旅宿、郵便、電信、電話等の存在を要す又地形及商工業の狀態に依りては自由港の設備豈に夫れ得策に非ずとせん哉。元來自由港は啻に世界貨物の集散場たるのみならず貨物の改裝、手入、模樣替、製造等亦港內に於て營まれ、而かも一切輸入稅を徵せず宛然內國に外國領土の存在するが如き狀態を顯出す。其周圍は環らすに境壁を以てし是に入り來る貨物は復た自由に是より外國に致すことを得べくして關稅を支拂ふを要せず、然れども一たび自由港內に入りし貨物は內國各部に輸入せらるゝ場合には無論關稅を徵收す自由港の効用夫れ斯の如し故に一國が其他の利に據りて自由港の作用を完するを得ば是れ即ち貿易繁榮手段にして其國を利する實に測る可らざるものあり

二　我國の港灣設備の不完全

然るに今日我國の海港設備の不完全なる啻に之を他國に比して同年の論に非らざるのみならず、之を內國諸般の他の設備に比し頗る遜色なしとせず。自由港の利を論ずるに先ち思を普通商港に致さゞるを得ざるなり試に水陸聯絡運送の一事に就て論ずるも其設備の全からざるが爲め海上保險は陸上に及ばず陸上保險は別に之を附せざるを得ず、入港の荷物は先づ端舟を以て之を運搬し更に車輪の力を藉りて之を鐵道停車場へ運ばざるを得ず例へば神戸港より大阪港に積出す貨物の如きは同所に於て更に端舟の力に依らずんば陸地に上る能はず斯の如くして貨物の廉價ならんことを望むと雖も豈に得べけん哉。輓近の實況に依るに神戸港到着の荷物中東上即ち大阪に到り又は同所を通過する者一年凡そ二十一萬噸西下するもの凡そ十萬噸にして荷馬車の運搬に依れば海岸より停車場に至る運賃東上貨物一噸八十四錢餘、西下仝上七十五錢餘なりとす。然るに水陸の聯合成り海岸より直ちに汽車に積込むを得るものとせば東上三十四錢餘西下四十二錢餘に減ずるを得べくして則ち前者に於て凡そ五十二錢後者に於て凡そ三十二錢を減却することを得べくして東上に於て十萬九千餘圓、西下に於て三萬二千餘圓を減ずることを得るの計算となる、豈に輕々看過するを得ん哉、其他港灣設備の不完全なるより內外船舶及貨物が不便を蒙ること夥しく風波の爲め港內に於て損害を受ること獨り神戸港のみに於て一年二百萬圓に及ぶとは人口に膾炙する所にして、仝國を通じて其損害蓋し五六百萬圓に降らざるべしとは當務に經驗ある者の信じて疑はざる所なり、水陸聯絡の急務にして港灣の以て治めざる可らざる

夫れ斯の如し、豈に山間鐵道と同年の論ならん哉。海港設備無統一の弊に就ては曾て本問題に就き最も通曉の譽ある目賀田氏の所說を東洋經濟雜誌に揭げたるものあり簡明にして能く其の要を得依て同雜誌の同意を得て茲に轉載し以て本目の缺を補ふ事とせり即ち左の如し

交通路なるものは單り帝國內の交通にのみ止まらず更に進で外國に向て廣く交通の道路を開くにあるものなるが故に其經營並に維持計畫に於て是れが統一と且つ恒久なる一定の方針とを有せざるべからず是れ即ち一國の財政及經營上は勿論其國際上の關係より云ふも頗る重要なるものあるによれはなり、今我帝國に於ける交通路を見るに先づ其關門とも云ふべき海港なるものは、多くは從來の成行に從ひ又其新たに開かるゝものありと雖も其經營の方法に至ては殆ど皆統一を缺けるものゝ如し例へば之を陸上設備より見るに內國鐵道の如きは荷も運賃を低下し、輸出を奬勵せんとせば必らず其の施設に於て內外汽船の碇舶所たる海港との連絡を要せざるべからず、然るに我國に於ける實際を觀察すれば、其鐵道は大概內國交通の便利を之れ努め其外國通路に對して交通の設備を圖りたるもの甚だ少し

惟ふに海港なるものは對外交通路の一大關門なり而して我國に於ては此關門なるものは如何なる部局に屬し、如何なる管理に歸ずべきものなるか頗る分明ならず元來海港なるものは一の法人として相當の管理者を定め、其土木に關する規定若くは營造物に關する一定の法式を定むる部局なかるべからず。然るに現今は港務は水上の船舶碇繫のことを主とし水上警察は港內の秩序を維持し檢疫は船舶の健康を檢査する等各其專掌ありと雖も、最も主眼と云ふべき港其者を維持するは、誰に屬するや頗る疑なき能はず、而して港の管理者、維持者のなき結果として日常の事務は入港船舶の事務に就て複雜を極め、其不便損害は遂に延て貿易の消長に迄關係するに至る由是觀之是れが工事の計畫に就ては今より大に考慮を要すべきものなくんばあらず

今神戶の例を擧げて之を言はんに神戶の小野濱地先より湊川尻に至る千九百八十間は即ち其水際延長なりとす、此水際延長は諸般外國交通路の設備に最必要なる地積にして此計畫の如何は大に將來に影響すべきものなり即ち其內に一の設備方法に由て其將來の發達に如何なる關係を起すも知るべからず、抑も一の海港場の水際延長にして千九百八十間などゝ云ふが如きは頗る短縮したる延長なりとか故に此間に於て繫船場等の設備によりて此有効延長を增すことあるべし先づ差向き之を三倍するも五千間餘に過ぎず而して此有効埠頭着船一回の荷場効力一間に付五十七噸と見て二十八萬九千餘噸に過ぎざれば一箇年間の貨物取扱噸數は一間に付五百噸となし二百五十二萬四千二百噸餘なるべし、前陳するが如く將來の施設に對し考慮を要するものにして且つ其方法の如何によりては右の如く延長を增加すると能はざるにあらず、然るに目下の施設なる者其工事にせよ、事務にせよ、統一を缺くが故に造船場、家屋等の建造物を自由に許せり、若夫れ此水際延長を將來擴張して、一般交通路の設備をなさんとするに際して、之が取退けに關する爲め大に其費用を要するや當然たり、是れ顧みざるべけんや

而して先つ從來の開港場改良費にして、橫濱神戶及函館の三港に對して一應の改良をなすには其民間と政府と共何れの從事するに拘らず、約二千萬圓を要すべし、港の統一者ありて是等水際延長等に於ける一定の方針を豫め規定する等のことなくんば更に多くの失費を要するに至るも亦未だ圖り難きなり、更に又大阪の築港の例を述べんに其他我亞細亞貿易に對し誠に必要なるに拘らず是れ又港の統一を缺きたる結果として將來大に憂慮すべき現象を呈せり、即ち大阪全市若く

は少くとも其半市の市區改正をなすの要あらんとす、是れ他なし其築港なるもの大阪の市街と如何なる關係を將來に有すべきやを考案せず只其築港のみを計畫したるが故に折角の築港も市街と遠かり、築港の便より云へば新たに市街を其近傍に開かざるべからず、市街より云へば築港頗る遠くして不便尠なからざる有樣となり、結局大阪市にとりて築港に伴ひて一方には非常なる不利益を現在に生ぜしむることとなれり此れ畢竟港の統一を失ふに出でたるものと謂はざる可からず

是の如く陳述し來れば交通路の一大關門たる港なるものは其經營及管理に於て統一と恒久とを要すること勿論又其統一的に經營する者は獨り地方的のみならず之を小にしては國內交通路として、又之を大にしては對外交通路としても總ての點に於て遺憾なからんことを期するの方針に出でざるべからず、故に外國にありては是等の點より其地方と國家とより成れる之れが統一の一局を設くるあり又國家のみにて之に當ることあり、然らざるものと雖も其地方の市長若くは船舶所有者之が管理の地に立つことありて其一港の內外交通路連絡に關する施設に怠らず故に我國に於ても玆に慮る所あり只濫りに築港することを是れ圖らず其築港は內外交通路の關門として遺憾なきを期する爲め先づ其統一を先にし然る後之れに從事することを希望するものなり

又最近の調査に據るに神戶港に於ける設備の不完全なるが爲め船舶の沖合碇泊を爲さざるを得ざる者頗る多く之を棧橋繫留に比して停船日數通例三箇月を增加し一噸一日停船費約十三錢なるを以て入港船舶の平均登簿噸數約一千九百六十八噸とし其一日の停船費二百五十六圓となり之を卅八年中入港船數二千九十九に乘ずれば實に百六十一萬二千三十二圓となる又荷主の損害如何を見るに最近四年半期に神戶棧橋會社が取扱ひたる荷役費は平均一噸凡そ五十二錢二厘七毛なりとす、然るに橫濱臨時稅關工事部の調査に據れば棧橋扱は四十錢四毛にして足るべく岸場扱に於ては更に費用を減ずるを得べく二十七錢二厘を以て足るべしとせり果して然らば橫濱港灣改良後は之を方今の沖取荷役に比して一噸に付二十四錢二厘二毛を輕減することを得べし今之を神戶港に適用し橫濱と同樣の改良を爲すとせば陸揚費一噸に付約二十八錢船積費同上約十九錢六厘六毛となり、方今の情況に比し、一噸二十四錢を減却することを得べくして之を三十八年同港の輸出入總噸數二百四十九萬九千四百三十噸に乘すれば五十七萬八千二百六十三圓となる、又海陸聯絡の不完全なるが爲め波止場と停車場間の運送の爲め徒らに費用を要し稅關と神戶停車場間約七十錢三宮驛と輸出波止場間に約三十五錢を要す、今之を三十八年中の神戶驛發着荷物三十六萬七千百餘噸三宮驛同上十四萬一千六百餘噸に乘ずれば通計二十六萬千五百二十八圓となり之を前記の五十七萬餘圓に合すれば約八十四萬圓となる。由是觀之神戶港設備の不完全なるが爲め船主及荷主に一箇年中約二百四五十萬圓の損失を與ふるものとす、其他貨物の破損氣濕時間の徒消と船客船員感情の不快等間接の損失擧て數ふるに遑まあらず是れ豈に貿易を待つの道ならん哉其改良を要する多辯を要せず(此末段は雜誌の轉載に非ず)

三　自由港

獨逸のハムブルヒは自由港を以て其名最も著るし而して其隆昌の態度寔に羨むべきものあり然れども自由港を置くときは其取締は固より之を嚴にせざる可らず、卽ちハムブルヒの自由港に二十六個の關稅本支局ありて之が取締に任ずるが如きは是れ其所なり

近者我國に於ても、亦自由港を說くの聲聞ゆ或は大阪に自由港を置くべしと論ずるあり、大阪港の自由港としての適否は姑く之を措て言はず若し夫れニカラグ

ワ又はパナマ運河開通するあらば我國は地形上世界貿易の樞要たるに至るべきが故に少くとも關東關西に各一の自由港を要するの日到らん而してサイベリヤ鐵道の開通亦大に我貿易に關係するものなしとせず。夫れ風雲を叱咤し大勢に乘ずるは大業を興す所以なり。我國亦大に之を備ふる所なきを得ん哉敢て一言し以て天下の注意を惹く亦無用の業に非るを信ず一片の婆心世に寸益あらば幸甚太し

自由港の效用至大なりと雖も其取締を勵行するに非ずんば殆ど其弊に耐へざるべし故に自由港內には直接に港內公私の事務に關係ある者の外一切宿泊を許さず、而して其周圍には境壁を繞らし一部は殊更に之を柵とし監視に便ならしめ稅關官吏常に其出入口を監視し入る者は之を問はずと雖も出づる者は之を檢すること甚だ嚴なり、是れ無稅品の各國各地に入るを防遏せんが爲にして固より其所とす

左記は前記某氏の寄送に係るものにして實に得難きの議論と事實とを含有す氏は本問題を研究すること甚だ深く實に出色の譽を擔ふ此投書を得る實に著者の榮とする所なり

我國にて自由港と云ふことあり是は「ボール、フラン」を譯したるものなるべしと雖も元來其港とは港の水面又は其港の全市を言ふに非ずして港市の一部分にして關稅溝渠又は牆壁を以て區劃したる地區を言ふなり

其大なるものは由來ハムブルヒ及ブレーメンとす、他は小區域に係り殆ど自由倉庫の所在の地區と言ふべきなり、近時コーペンハーゲンの如く「フライハーフェンフヒールテル」所謂自由區域即ち倉庫地を設け全部株式會社にて其事を擧ぐ但し香港青島の如き殖民地的自由港は其島を自由に爲すものなり

抑々自由區域を設くるが爲めに其內に住居を禁じ交通を監視するは人權上の問題に關するなからざると又經濟上の諸種の問題あり、例へば該區域內に於て外國の原料品を以て製造したるものは區域外なる國內に輸入せらるゝときは其製造物に付相當なる關稅を課せらるゝことは他の普通の課稅に於けるが如し

內國原料を以て製造したるもの亦同じ故に此內にて製造したる者は唯外國へ輸出するに止まり、然かも狹少なる地區內に於て種々の制裁を受けて製造することが他の場所に於て廉價なる勞銀を以て製造し得べき者と競爭するは殆ど困難に堪へざる所なり、又善良なる內國產を該地區內に入れ粗惡なる外國產を該地內に輸入し一の混製品を作り輸出する時は大體其國の損となるべし

又沿海貿易船自由區域ある港內に入るときは全部の檢查を要する故に非常の不便となるべし故に自由區域を設くることは大に考ふべき事なり我國にては寧ろ假置所の制を擴張して之を利用し大に仲買を爲すの目的を以て營爲する所あるを可とすニカラグヮ運河の開通は先づ紐育を起點とし之に由りて新嘉坡に至る距離はリバプール、スウエス運河に由るより幾に廿九哩の多きに過ぎざるに至るべくして新嘉坡以北の輸出入貿易諸港は北米合衆國と接通することを得べし、今

滿洲地方に於て最も有力なる貿易は米國、日本、獨逸にして獨逸既に青島の好位置を占む由來邦人貨物を尊重する事を爲さずと雖も港内の諸設備は自然一の獨占的事業にして輸出を便利にし又輸入に對しては相當の收入あることを思はゞ豈に今にして一日を緩過すべけんや

第三目　兩洋聯絡及世界交通

一　我國の好位置

方今世界の一大問題たる太平太西兩洋の聯絡は多年の宿題にして或はニカラグヮを便とし或はパナマヲ主張し又テユアンテペック鐵道の競爭を惹起せり、然るに今哉問題はパナマ運河の開鑿に決せられ將に西曆千九百十五年を期して竣功せんとす、運河成るの日に於いては我國は世界貿易の中樞に當り殊に最も繁榮なる米國東南岸と我國とは水路に依りて連接せられ我國は無究の需用力を有する亞細亞大陸の大市場と無限の發達力を有する北米合衆國との中間に位し貿易の媒介をなすの最好地位にあり、搗て加ふるに山水の美、人情の優を以てす施設其法を得ば以て萬國の富を集め併せて四海同胞の幸福を增進するは期して竢つべきなり

二　米國側の調査

西曆千九百四年十月合衆國に於ける最大銀行なる「ナショナル、シチー」銀行（俗に合衆國々富發達の豫測

標準石油銀行と稱する者）の副頭取ウァンドルリップ氏の調査及豫測に依るに合衆國國富發達の情況左の如し即ち

第六表

	西曆一八九四年	同一九〇四年	同一九一四年
人口	六八百萬	八二	九八
國富	七五、〇〇〇百萬弗	一〇六、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
流通貨幣	一、六〇〇	二、五〇〇	三、四〇〇
銀行紙幣	一七二	四一一	六〇〇
國立銀行預金	一、六〇〇	三、三〇〇	……
州立銀行同上	六〇〇	一、九〇〇	……
其他の銀行及信託會社の分合計	四、六〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
鐵道總收入	一、二〇〇	一、九〇〇	二、六〇〇
外國貿易	一、五〇〇	二、四五〇	三、〇〇〇
國立銀行貸付及割引	二、〇〇〇	三、七二五	四、五〇〇
郵便事業	七五	一四四	……

豫測斯の如し、今試みに方今を以て經濟事情の新氣運を開きたる西曆千八百七十五六年と比較するに人口は確に一倍を增加し國富は凡そ三倍の增加を示し國債は國庫遊金を差引き二十億弗以上より十億弗以下に減少し、年利の負擔高一人當り二弗二十仙より二十九仙に減少し流通貨幣は七億五千四百萬弗より二十五億八千八百萬弗に增加し、銀行預金は二十一億八千二百萬弗より百十三億五千百萬弗に、貯藏銀行の預入者は二百三十五萬九千八百六十四人より七百六十九萬六千二百二十九人に增加し其間商品の輸入は倍以上となり輸出は三倍となり、製造者の需用に係る輸入は總輸入の三割六分より二割九分に減少し製造品の輸出は一割六分より三割六分に增加せり而して內地需用の爲にする製造は約三倍を增加し通信機關も亦大に發達し郵便局數は十割を增加し電信の數は五倍に達し新聞雜誌の數及國民敎育の費用は共に三倍の增加を示し、其他發達伸張の情況枚擧に遑まあらず。今試に西曆千九百六七年首の實況を見るにウァンドルリップ氏の豫測當らずと雖も蓋し遠からず或は豫期に超るの勢あり請ふ之を左に揭げん

米國の進運

第七表の一

人口	八四百萬人	國富	一二〇、〇〇〇百萬弗
流通貨幣	二、二九九百萬弗	銀行紙幣	五八五
國立銀行預金	四、二九〇	州立銀行同上	二、七四一
其他の銀行及信託會社の分との合計			一二、四四六
鐵道總收入	一、九八七	外國貿易	二、九七三
國立銀行の貸付及割引			四、三六六
郵便事業	一六六		
鑛產物	一、六二五		

又米人某の調査に掛る西曆千九百七八年を基とし十二年後の增加豫測を揭れば左の如し

第七表の二

	西曆千九百八年	八年前增加割合	同千九百二十年	十二年前の增加割合
人口	八七、一八九、三九二人	一、五分	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇人	一、五分
銀行資力	一七、六四三、七〇五、二七四弗	四、一	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗	七、〇
手形交換高	一三三、二七三、〇六七、四二三	五、四	一九三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、五

流通貨幣	三、〇三八、〇一五、四八八	四、八	四、二五〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇
富力	一三五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇	一七五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇
農作物	七、八四八、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八、〇
石炭	同千九百七年			
數量	四二八、八九五、九一四頓	七、八	六六〇、〇〇〇、〇〇〇頓	六、〇
價格	六一四、一九八、八九八弗	一〇、〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗	七、〇
鐵材產額	二五、七八一、三六一頓 同千九百七年	八、七	四六、〇〇〇、〇〇〇頓	七、〇
金產額	同千九百七年			
數量	四、三七四、八二七オンス	一、二	五、〇〇〇、〇〇〇オンス	一、〇
價格	九〇、四三五、七〇〇弗	一、四	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗	一、〇
銅產額	八六八、九九六、四九一封度 同千九百七年	四、三	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇封度	三、〇
工作品	一四、八〇二、一四七、〇八七弗 同千九百四年	一、三	一九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇
輸入	一、一九四、三四一、七九二	四、一	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇
輸出	一、八六〇、七七三、三四六	三、三	二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇
汽車				

哩數	二三〇、〇八五哩	二、〇	二六五、〇〇〇哩	一、五
價格	一七、二三四、八八六、二一五弗	四、五	二四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗	四、〇
總收入	二、四〇七、〇一九、八一〇	六、〇	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇
純益	七一七、八〇二、二六七	四、九	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、六

又單に工業のみに就て之を見るに其進歩は左の如し

第八表

	西暦千九百五年	增加歩合	同千九百年
製造所	二一六、二六二個	(四、二分)	二〇七、五六二
資本	二、五三七、二五三、〇〇〇圓	(四一、三)	一、七九五、七六五、〇〇〇
從事者(役員及事務員)	五一九、七五一人	(四二、七)	三六四、二〇二
同上給料	一一四、九五二、〇〇〇圓	(五〇、九)	七六、一七七、〇〇〇
勞力者(一箇年平均數)	五、四七〇、三二一人	(一六、〇)	四、七一五、〇二三
勞銀	五二二、三〇八、〇〇〇圓	(二九、九)	四〇一、九四七、〇〇〇
諸雜費	二九一、〇〇四、〇〇〇	(六〇、七)	一八一、一二〇、〇〇〇
材料費	一、七〇〇、七八九、〇〇〇	(二九、三)	一、三一五、五二三、〇〇〇

生產物　二、九六〇、四二九、〇〇〇

第九表（物質以外の進歩）　（二九、七）　二、二八二、二四、〇〇〇

科目＼西暦年	一九〇〇	一九〇四	一九〇五
就學兒童	一五、〇〇〇、〇〇〇人	一六、三五〇、〇〇〇	一六、四六八、三〇〇
公立學校長及教員の給料	三九、〇〇〇、〇〇〇弗	一六八、〇〇〇、〇〇〇	
國民教育費總額	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三七三、〇〇〇、〇〇〇	二九二、六二六、六六〇
大學又專門學校生徒	九三、三八五		一二、六八八
新聞雜誌	二〇、八〇五		三三、一四六
生命保險金	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗		一三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

又西暦千九百六年に終る十箇年間の増進を見るに左の如し

第十表

		百分比例
西暦千八百九十六年	同千九百六年	
一紐育交換高	二九、〇〇〇百萬弗 一〇四、〇〇〇百萬弗	二十六割二分
一外國貿易	一、一六二 二、九六六	七割八分

一製鐵高　八、〇〇〇千噸　二五、〇〇〇千噸　十九割四分

一產銅高　二五〇　四二〇　十割五分

一鐵道事業　九三、〇〇〇百萬弗　二一五、〇〇〇百萬弗　十三割一分

一人口　七〇、〇〇〇千人　八四、〇〇〇千人　二割

斯の如く合衆國の進歩は著きものにして過去の經驗に依れば人口は凡そ三十年、國富は凡そ二十年、鐵道事業は凡そ十年にして各々加倍するの勢なり實に盛なりと云つべし

三　亞細亞貿易の大切なること

夫れ貿易は亞細亞貿易より貴重なるはなし試みに史を繙き蘭、葡、英等隆替の跡を繹ぬるに、亞細亞貿易を得る者は興り之を失ふ者は衰ふ、就中清國貿易は要中の要たり。抑々清國は四百餘萬英方哩（西藏ヲ含ム）を奄有し、人口凡そ四億而かも其住民は草根木實を養とし羽毛を衣とし水草を逐て居を轉ずるの儔にあらず、化を先王に受け教を孔孟の道に仰ぎ高等の衣食住を需用する所の文明の民たり其需要力の大なること想見すべきなり而して今や四海の大勢に乘じ改進の氣運漸やく動かんとす其四海の大互市場たるに至らんこと智者を竢て後ち知るべきに非ざ

るなり抑々我國は清國と同文の好みあり居中之が媒介者たるは豈に是れ唯に天意たるのみならんや抑も亦人豈に天職を空うし世の望を失ふを學ばん哉

顧ふに北米合衆國は世界の一半に簡居し、翼を戢め跡を養ひ飛ばず鳴かざること茲に百三十有餘年、其間モンロー主義の背後に潜み巧みに歐洲諸國との接觸を避け今や富力四海を壓し既にキユバを從へ、布哇を呑み、フヒリツピンを扼し太平洋を其領土中の潮水とし以て支那印度の市場を窺ふ而してパナマ運河の開通は殆ど北米合衆國をして其怪力を擅にせしむるの結果あるは毫も疑の容るべきもの なし。彼のスウエス運河は英國の爲め偏見以て之を論ずれば甚だしき不利あるべきも機を見るに敏なる英國人士は世界の大勢其開鑿を促すを覺り、逆さまに之を利用し禍を轉じて福となすに至れり豈に眼中の翳たるを患へて金屑を棄るを得ん哉變通の自在眞に驚くべきなり。抑々兩太洋貫通の運河は我國を利する甚だ大にして毫も不利の點あるを見ず。殊に我雜貨及綿業に利ある疑を容れず若し吾人にして此大勢を利用する能はずんば掌中の珠玉將に他人の有たらん、夫れ天は已を修むる者に與みし已を棄てる者に與せず、吾人豈に天意に背き當然收むべきの利益を捨て臍を噬むの悔を貽さん哉

四　運河の影響

今事實に就てニカラグワ運河が貿易に及ぼす所の影響を見るに概ね左の如し

ニカラグワ運河に就ての事實の概況

紐育よりニカラグワを經て　同所より（倫敦）リバプール及スウエスを經て

横濱に至る　九、三六三（倫敦）　同上に至る　一五、三一四（倫敦）

減　五、九五一（倫敦）

香港に至る　一一、三〇八　同上に至る　一三、六七一

減　二、三六三

新嘉坡に至る　一一、五四九　同上に至る　一一、五二四

増　二九

ニカラグワ運河利用に就き米人の調査

由是觀之當初は舊來の慣習、商業機關の施設、港灣の便否等多少斟酌すべきものなきに非ざるべしと雖も合衆國の貨物にして方今スウエスを經て東洋に來る者の中新嘉坡以東に來る者及同所以東の貨物にして合衆國へ到る者は概ねニカラグワ運河に依るは大勢の然らしむる所にして世界貿易の一大變更を來すは疑を容れず。今米人某の調査に依るに西曆千八百九十七年七月を以て終る所の一週年度

中合衆國の輸出入貨物にしてニカラグワ運河を利用し得べかりし者三百四十二萬六千七百五十二噸に達せしと云ふ、目下の情況にして既に斯の如しとせば無限の發達力を有する合衆國の未來に於て運河利用の廣大なる豫め測り知る可らざるものあるは多辯を要せず。勿論該運河を以て直ちに殆ど競爭者なきスウエス運河に比するは稍々思慮の足らざるものあるに似たりと雖も其我國に及ぼす影響は之をスウエスに比して更に大なりと云ふを得べし

米洲の縱貫鐵道

又ニカラグワ運河の開通は我國と南米諸國との關係に偉大なる影響を及ぼすべし、方今我國よりブラジルに至るにはマルセイユ若くは紐育の迂路を取らざるを得ず、而して紐育よりリオ、ジヤネイロに至るに八日を要し、同所よりアーゼンタイン共和國に至るは更に四日を要す。然るに運河一たび開通するときは形勢一變し、此等無限の富源を有する南米の新開諸國は忽然我が親善なる比隣となるべし加之南北米洲縱貫鐵道建築の計畫は既に其歩合を進め通計四千八百哩の聯絡線を所々に築くを以て足れりとす、海峽運河と此縱貫線の聯絡は實に偉大の功を奏するや疑を容れざるなり而してバナマ運河は紐育を中心とし之を見るに香港はバナマ線とスウェス線の分線點となる即ちバナマを經て香港に至る里程は一一、六

五五哩にしてスウェスを經過するときは一一、七四四哩なり故に其間八九哩の差違を存するのみ(リバプールに寄らず直航里程以下準之)上海へはバナマ線一〇、八八五哩スウェス線一二、五一四哩、横濱へは前者九、八三二哩後者一三、五六四哩なるを以て香港以東以北は前者の方利あるは疑を容れず、又ニューオルリンより横濱に至るは後者一四、九二九哩前者九、二三四哩なるを以て前者の利知るべきのみ(因に云ふバナマ運河は四十六年九月に開通の見込)、其他メキシコのゴリゾコアルコ、サリナ、タルーツ間百二十哩の鐵道即ちテユアンテペック鐵道を利用し其兩端の港灣の改築完成するの日に於ては前記兩者に對し有力なる競爭者を顯出すべし

バナマ運河

五　運河の競爭者

今試に該鐵道の爲め起るべき變動を見るに紐育よりバナマを經てサンフランシスコに至る里程は一三、七一四哩なるに前記鐵道によれば五、二九九哩、ブリモスよりサンフランシスコに到る里程は前者は九千百三哩なるに後者は七千七百六十七哩ニユーオルリーンよりサンフランシスコに到る哩程は前者は一四、一一四哩なるに後者は四、六九八哩なりとす前後兩者間に多大の差異あるを知るべき耳同方面に於てはダーリエンマンチンゴ間の運河開鑿の議あり而してサイベリヤ

佛國の大運河併にアルプスの大隧道

鐵道は既に露都と浦鹽港との間を聯絡し其他バグダット鐵道及亞歷(アレキザンドリヤ)上海間大鐵道(延長六千四百餘哩)の開通するあらば四海運輸通信の便今日の比に非ざるべし

六　他方面の企圖

右の外佛國人は尚ほ大西洋と地中海とを聯絡してボルドーよりマルセイユに至る運河の開鑿を企圖す、該運河にして竣功せば船舶のジブラルタルを回航するもの減少するや疑を容れず、西人之を算し該運河を通過する輸送貨物は五千萬噸に上るべしとす、然れども該運河の工費は五千六百萬磅の巨額を要するの豫算なれば事固より容易ならず、其開鑿は近き將來に於て之を見る能はるざべしと雖も計畫は既に佛國議會に提出せられ同國各地の商業會議所の贊する所と爲り、マルセイユの商業會議所の如きは特に其開鑿に對し大に力を盡す所あり、蓋しマルセイユは嘗て世界重要港の一なりしも伊國ゼノア港の競爭に遭ひて大に苦めるのみならず、シムプロン隧道開通の爲めゼノア港が中歐及北歐の諸大都府と直接聯絡するに至れば世界の運輸通信事業に多大の變動を來すべし、夫れ惟るに不困在於早慮不窮在於早豫是等交通設備の開發は地形上一として我國の利害に影響せざるはなし、須らく採て以て之を利用し四海同胞の士と其樂を共にし利用厚生の義を全ふすべきなり

第一編第二卷終

訂正增補第廿三版

財政と金融

乾

第二編會計第一卷

豫算及決算

第二編　會計

第一卷　豫算及決算

第一章　豫算の編製及執行

第一節　豫算の種類

第一目　一般豫算及特別豫算

國家が歳入を得るは主として租稅又は國債に依らざるを得ざるは多辯を要せず兩者の大體は前二編に於て之を略陳せり今一歩を進めて其歳入は如何にして之を使用する哉を問へば是れ即ち豫算の問題となる固より租稅及國債の外官業收入手數料及官有財産の收入等なきに非ずと雖も是等は租稅に比較して其額少なく、且つ民財を强徴するものに非ずして金融に關係すること固より租稅及國債の如く深密ならず故に是等の問題は之を一般財政學に讓り之を玆に論ずるの必要を認めず而して償金領收の如きは非常稀有の出來事にして固より常經を以て

兩者の區別

論ずべきものに非ざるなり

○歳計豫算は其關係する所至大至廣其編製決議執行及精算に於ては大に論究すべきものあり而して豫算には一般豫算特別豫算の區別あり、蓋し一般豫算とは我國に於ては何年度歳入歳出總豫算と稱する者にして即ち各省所管の普通費用を豫定する所のもの是なり。特別豫算とは特別會計の如く特別の須要に因り特別の費用を支辨するの必要ある場合に於て一般會計の法規に準據し難き者あるときに特別に資金を分ちて會計を立つるものにして、我國に於て通例特別會計と云ふ者は此類の會計に屬す。元來特別會計は斯の如く或特別の必要に因り生ずる者なれば漫に開設すべきものに非ず漫に之を增加するに於ては國費共通の便を失ひ一方に餘裕ありて一方に不足を生じ金庫の融和を失ひ隨て國庫に資金を死藏し金融市場に影響すること鮮少なりとせず、往時英國が國費償還の爲め特別の基金を置き不便なる結果を來したるは財政史上の一奇觀として永く後世に傳へらるる豈に鑑みざる可ん哉故に豫算は特別の事情あるに非ざれば成るべく之を一般と せざる可らず。然りと雖も普通豫算に繰込むに於ては細微なる事件の爲め大機關の運轉を要し所謂牛刀の歎あるが如き場合に於ては固より一考の値なしとせず。

特別豫算に之りに增加す可らず

就中作業の如き特に自ら收入を有し而かも費用の支出は特に敏活を要し又工事の如く經費の繰越を要する者は即ち是れ特別の事情ありて特設の機關を要する者なり。斯の如き場合に繰越を許されざれば資金其目的外に逸し事業を遂行し能はざるの否運に陷ることなきを保せず、故に會計法第三十條は

特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

と規定し、茲に變通の道を開けり、然れども、法律は尙ほ其濫用的擴張を虞れ同條第二項に

特別會計は法律を以て之を定むべし

と規定せり、立法の主意緩急其宜を得たるものと云つべし。元來特別會計は行政機關の如く國家公共の支配を爲す者に適用すべきものに非ず故に作業廳の如きも其事業を特別會計と爲し、其行政に係る費用は之を一般會計とするの例一二に止まらざるなり

特別會計たるを要する場合

要するに特別會計は一の便宜法にして事の大小素質を辨明して之を設置し、之をして事物の目的に副はしむるに於ては固より有效の一施設たるを疑はず。今其

實質を問へば主として作業の如く一團の事業にして其出納を敏活にし、豫算殘餘あるときは之を翌年度に繰越し使行するを必要とする者繰越使用を爲すを得ざるときは殘金となり翌年度の一般收入に入る、然らば即ち特定の目的を達する能はずして議會の議決を無效にするものたらざるを得す特別の必要なく、緩急順序を問はず漫りに設立すべきものに非ざるなり而して通信事業山林事業の如きは其現業の部分に於ては或は作業經營を便とするの場合なしとせずと雖も其大體に於ては國家の行政に屬し假令收支相償はざるも尚且つ忍んて之を經營せざるを得ず幸にして巨額の收入あれば掛て以て歲出を補ふべきものとす鐵道の如き亦然り爲に費用を要するも時に或は之を忍ばざるを得ざるの場合なしとせず、然れども其收入は亦國家歲入の要部たるを得べきの性格を備ふ然るに之を特別會計とし其收入を線路の延長と改良等に充て兵亂、凶荒等大に費用を要することあるも一切之を他に使用するを許さず擧て鐵道事業に使用するが如きは固より常識の許さざる所にして天下又其例あるを聞かず而して鐵道建設の爲に起りし公債元利の支拂を鐵道收入を以て支辨せんとするが如きは時に或は至難の事に屬すべし。夫れ特別會計は一種の除外法たり除外法の解釋適用は之を狹隘にすべしとは動す可らざるの原則たり則を破るは已むを得ざるの大事存せざる可らず、前陳の如く徒らに困難を釀成し財政の彈力を奪ふものにして斷じて不可なり而して則を破るの必要毫も存するなし然れども築港、河川改修、鐵道敷設等の如き臨時の事業に對しては特別の會計を立るを以て正當とす、事に法あり物に則あり鑑みずんばある可らず

今一步を進めて之を說かんに郵便事業の如きは所謂獨占事業の一にして國家が之を獨占するは信書の秘密を保ち、通信の確實速達を目的とする外尚ほ收入を得るの一手段たるは猶ほ市府が水道電氣鐵道等を獨占するが如し、果して然らば之を特別會計とするの理由なく斯の如きは却て其目的に反するものと云はざるを得ず、然れども電話事業の如き特別の施設を要する者は一時之を特別會計と爲すも或は機宜を制するの一策たるを失はず。今（三十九年比）の實況を以て之を見るに東京市に於ける電話申込數は約八千口なりき、然るに當年度に於て新たに架設せらるべき者は約千五百口に過ぎずと。果して然らば吾人東京市民の一部は文明の一利器を失ひ居るものと云ふを得べく、加ふるに電話賣買の如き一種不可思議の弊を生ぜしは世の知る所なり之を救ふは實に易々たるのみ即ち電話事業を一

特別會計と爲し豫算外の需用を生ぜしときは實費を徴して自由自在に之を架設すべきものとせば需給忽ち其平を得、民其澤に浴し諸弊雲散霧消し國家の收入亦隨て增加すべし、是れ豈に一擧兩得にあらざらんや、近時當局之を慮り四十二年逓信省令第十八號を以て電話至急開通規則なる者を發布し少しく此不便を救ひしと雖も尙ほ未だ盡さざる所あるの憾あり而して遠距離電話の如きは暫く之を後年に讓りて可なり、豈に近を後にし遠きを先にするの理あらんや。方今我國百般の事、事大小となく過渡の時期にありて物情頗る複雜、一事一項の取捨に迷ひ爲に大體の關係を忘却し或は名を時勢の必要に藉り根底に於て誤謬なきを保せず、機輪轉する所達者尙ほ迷ふ況や凡庸にて於をや多少恕すべきものなしと雖も法律は變通を許すと共に其濫用を戒む立法の注意周到なりと云つべし、運用の妙は固より之を求めざるを得ざるなり。輓近我國の實況特別會計の設置稍々適當の範圍を超へ濫設の域に入るの傾向なしとせず、然れども曩に政府が三十八年法律第十八號を以て北海道官設鐵道用品資金會計法に合せしが如きは進歩の一端と認るを得べし

第二目　豫算の可分不可分

豫算は大體に於て不可分を宜しとす

豫算の可分不可分は編製に屬する問題にして金融上に重大なる關係を有するものに非ずと雖も又全然之を不問に措くを得ず、抑々豫算の可分とは其全體を一括せず其一部分を議定し又は一週年度の全額を一度に議定せず、例へば先づ年初の三箇月若くは二箇月分を議定し、年度を進むに從ひ年額を定むるもの是なり、英國は古來此法を採り白國に於ても其行はるゝ既に久しく佛國の近時亦其例に乏しからず、豫算の不可分とは全體を一括して一度に議定し以て年額を定むる方法にして我國は此方法を採る者なり。元來歲計豫算の名實を全ふし編製上美術的外觀より之を論ずれば不可分は完全の方法なりとす、然と雖も之を極端に推すときは總豫算中一二の款項に就て下院の協贊を全ふする能はず終に全體の決議に至らず、或は立法兩院の議合はず一部分の不成立の爲め豫算全體の不成立を見る場合なしとせず、國運の進行上非常の不便を感ずるの虞あり。假令實際は上下兩院の間若くは行政府と立法府との間に互に交涉を重ね些少の事件の爲め國歩の進捗を妨ぐるが如きことなからしむべしと雖も不可分說を極端に推すときは理論上前記の不便なしとせず又可分法は統一を缺き年度の始に於て其間の歲出入の概況を見渡して國庫と市場との關係を豫測すること能はざるの不利あり斯の如く

兩々相對して之を見れば其間固より得失なきを得ずと雖も豫算の統一を保ち編製の完美なるは不可分法にある哉論を竢たず。故に大體は不可分法を採り、其新事業にして特に議論の生ずべき虞ある者は一時の情勢或は之を特別豫算又は追加豫算の必要なきを保せずと雖も抑々追加豫算は特別除外の一便宜法たるに過ぎず其設定は素より之を苟もすべきに非ざるなり請ふ目を改め之を論ぜん

本目に關し某氏(前記の某氏に非ず)の寄稿あり大に本目所論の缺を補ふに足るものあり、請ふ之を左に掲載せん

佛國亦殆ど可分制を實行す十二分の一假豫算と云ふもの即ち是なり蓋し同國に於ては會計年度は暦年と同じく而して議會は十一月若くは十一月を以て召集せらるゝを以て翌年度開始後數月間豫算の決定を見る能はざるは殆ど免る能はざる所なり從て實行上豫算の可分制を採るは止むを得ざるの必要に因るなり、然れ共其弊や終には會計年度は單に決算年度となるに至るべきなり

白國に於ては此實行頗る久し依て以て暦年豫算の不都合を匡正せり英國亦然り佛國は西暦千八百十年以後變亂の際時々之を實行し近年は殆ど毎年之を見ざるはなし共源善良ならずして其結果更に不良なり要するに前記三國に於て名を異にし、源を異にし、結果を異にするも共實體は即ち一なり

第三目　追加豫算

抑々追加豫算なる者は天變地殃の如き總豫算編製の當時人力の得て豫期し能はざる臨時非常の出來事が豫算決定後に生じ所謂他働的の事件に對し萬止を得ず之れを提出するものにして、故意又は政略的に之を總豫算より除き濫用的に豫算決定後に提出するものに非ざるは無論のことにして斯の如きは議會の決議權を輕んずるの甚しきものなり。只行政府が時に力を此者に藉る所以のものは、抑々國家は活物にして、一定不動の主義を以ては經營を全うすること能はず所謂變通の謀に出るものにして蓋し勢の已むを得ざるものあればなり正に千思萬考大に慮る所なきを得ざるなり是に於て我立法府第十六議會に於て一案を提出し其弊資を塞がんと欲し會計法第五條に第二項を追加し三十五年法律第四十七號を以て法律となれり、其規定左の如し

必要避くべからざる經費及法律又は契約に基づく經費に不足を生じたる場合の外追加豫算を提出することを得ず

立法の注意實に周到なりと云つべし

第二節　科目

科目の性質に由り檢束の度合を異にするを要す

第一目　立法科目と行政科目との區別

豫算の實體を組織するは科目なり今一歩を進めて其大要を一言せん。元來科目の組織に縱橫の別あり、立法の監督は縱に粗にして稍々橫に密なり而して其間流用を許さず、行政の監督は精密に立法の橫割を更に縱に分割し細目に付き其費途を明にす我國の豫算を以て之を例せば款項は立法科目にして款を以て縱に各省所管に就て費途の種別を明かにし、更に項を以て俸給、廳費、旅費等の如く稍々精密に橫割を爲し以て費用の目的を分區し、次に行政上行政費目とし項なる俸給、廳費旅費等を更に精密に勅奏、判任俸給、備品、消耗品、筆紙墨文具、內國旅費、外國旅費、管內旅費、管外旅費と云ふ如く之を目に分割し必要あらば更に之を節に細分す

第二目　流用に關する檢束の程度

此縱橫の區別は粗に失せず煩に流れず要するに國費の大別に關する者と、費途の性質に係る者とは縱橫共に立法部の檢束を嚴密にし其流用を許さず而して事行政の便宜に關するものは之を行政部に委ぬ其範圍內に於て適當の順序方法を定め以て變通の道を開かざるを得ず。然りと雖も彼の廳費旅費の如く自働的にして濫用の虞ある者は嚴に之を拘束し、退官賜金死亡賜金の如き他動的の者は其檢

目の流用も適當の注意を要す

豫備金と流用との關係

束を緩ふし多少其間に流用を許すも敢て不可なることなし、而して國債費中元金償還に充るものゝ如きは之を使用し盡さざるを以て却て不可とす軍隊戰艦に係る費用の如きは縱割細密に過ぐれば却て多額の豫算を要し不經濟の結果を來すこと少からず、科目の分割に注意すべきこと凡そ斯の如し

我國にては款項は立法科目にして彼是流用を許さず、目は行政科目にして流用を默許す、然りと雖も抑々費途流用の事たる單に款項目の如く形式を以て其當否を論ずべきものに非ず、目と雖も例へば俸給中勅任俸給と判任俸給、旅費中內國旅費と外國旅費、廳費中消耗品と運搬通信費との如く當初より其目的を異にする者は漫りに之が流用を許すを得ず而して豫備金を以て補充することを得べき費途又は豫備金を以て支辨する費途の金額を他の費用に流用するときは種々の情弊を生ずべし故に會計規則は嚴に之を戒め其第十七條に

豫備金を以て補充し得べき費途及豫備金を以て支辨する費途の金額は他の費途に流用することを得ず

と規定し豫め其弊害を防止す法規の注意周到なりと云つべし

第三目　現行の大體

款、項、目の區別概ね斯の如し今一歩を進め少しく之を詳說せん、例を陸軍に取り之れを見れば立法府は先づ本省費、軍事費、憲兵費、屯田兵費等の如く事體を以て縱割をなし以て之を款とし糧食費、被服費、兵器費、彈藥費、馬匹費等の如く費用の目的及其種類に依り稍々精密に橫割を爲し以て之を項とす、而して議決は項に依り之を爲すを以て議決科目若くは投票科目の名あり、行政府は事の必要に應じ更に各項を數目に縱割し以て費途を明にし併せて支拂の整理を便にす而して尙ほ必要あるとき節を設けて目を細分し支出の事績を明にす

第四目　科目區分精粗の程度

豫算科目に就き立法府及行政府の爲す所及縱橫分割の關係概ね斯の如し、然り而して縱割粗に過ぐるときは檢束の効力薄く弊害隨て生ずるの虞なしとせず、密に過ぐるときは變通の便を缺き徒らに豫算金額を大にし不經濟に陷るを免れず殊に軍事費の如きは其金高甚だ大なるを以て若し立法科目精密に過ぎ縱割頻繁例へば第一師團第二師團等を分割し尙其の中にて細かに步兵、砲兵、騎兵費等を立法的に縱割せば整理上大に便利なるべしと雖も實施上に於ては全體に涉り糧食費、兵器費等共通の便を失ひ豫算金額大に膨脹し不經濟の結果を來すは論を竢たず、其他各官省に就て之を論ずるも其局課を縱割するときは豫算金額は非常に增加せざるを得ず故に豫算科目縱橫の分割は精粗、其中を得、結局立法、行政、司法三監督の効用を失はず、執行繁に失し不經濟に陷らざるを程度とし之を定めざるを得ざるなり、既に多年の經驗を積み事の常體に在る者と新設にして而して尙ほ試驗中に在る者とは全然其情態を異にす故に新事件に關する科目分割の精粗は大に斟酌する所なきを得ざるなり

第三節　豫備費

第一目　豫備費の集合及分割

元來豫備費は天災地殃の如き豫算編製の當時に於て人力の得て期する能はざる偶然の出來事に對する費用支辨の爲め又は恩給費訴訟費等の如く他働的に屬し已を得ざる豫算の不足を補ふ爲め設置する者にして其源を憲法に發し、其種類及取扱方法は會計法及會計規則に於て之を規定し國家經營上缺く可らざる設備に屬す、今第一に論ずべきは豫備費は一緒に纏めて之を國庫に置くべき哉又は必要に應じ之を各省に分配すべき哉と云ふ問題是なり、曩に科目の分合に付て論じ